

# 地域福祉推進に関する 提言 2017

## 【第1部 委員会からの提言】

- 提言Ⅰ 質と量の好循環をめざした福祉人材の確保・定着・育成の促進
- 提言Ⅱ 生活困窮者自立支援法における地域のネットワークの活用に関する提言

## 【第2部 部会・連絡会からの提言】

## 【資料】



社会福祉法人  
東京都社会福祉協議会

地域福祉推進委員会

## ■提言にあたって

社会保障制度改革が進む中、区市町村において、住民の生活を支える福祉サービスの提供がますます増えてきている状況があります。一方で、区市町村行政を取り巻く財政環境は厳しさを増しており、制度運営における合理化、効率化がさらに求められてきています。地域住民の多様なニーズに対して、質と量の両面にわたって十分な福祉サービスを提供していくことが求められており、今、その取り組みを可能にするための具体的な提言が求められていると認識しています。

「地域福祉推進委員会」では、そういった視点を踏まえて検討を行い、このたび、地域福祉推進のために重点的に取り組むべき事項を「提言2017」としてまとめ、事業者が取り組むべき事項や施策提言として、「委員会からの提言」と「部会・連絡会からの提言」として整理を行っています。

「地域福祉推進委員会」では、地域福祉に関わる課題を広くご理解いただくことを期待するとともに、本提言を次のように活用していただきたいと考えています。

- 1 福祉サービス事業者や地域福祉推進に関わる関係者が、福祉サービスの向上を目的とした積極的な取り組みをすすめること
- 2 東京都、区市町村行政における制度やしくみの拡充を図ること

委員会では、地域福祉の推進を図るべく、関係者の皆さまのご意見をいただきながら、提言活動の充実を図っていきたいと考えておりますので、今後とも、ご理解とご支援をいただきますようお願いいたします。

平成29年6月

社会福祉法人  
東京都社会福祉協議会  
地域福祉推進委員会

---

### <地域福祉推進委員会とは>

東京都社会福祉協議会では、地域福祉の推進を図る立場から、社会福祉施策を発展させ、福祉サービスの質の向上を図るための福祉サービス提供事業者の取り組みや行政の支援方策を提言するため、平成14年度より地域福祉推進委員会を設置しています。

委員会は、学識経験者、当事者団体、福祉サービス事業者、相談機関・団体、区市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員により構成しています。

# 目次

## 第1部 委員会からの提言

- 提言Ⅰ 質と量の好循環をめざした福祉人材の確保・定着・育成の促進-----3
- 提言Ⅱ 生活困窮者自立支援法における地域のネットワークの活用に関する提言-- 21

## 第2部 部会・連絡会からの提言

### 《高齢者福祉分野》

- 東京都高齢者福祉施設協議会----- 31
- 東京都介護保険居宅事業者連絡会----- 38

### 《障害福祉分野》

- 身体障害者福祉部会----- 40
- 知的発達障害部会----- 42
- 東京都精神保健福祉連絡会----- 45

### 《児童・女性福祉分野》

- 保育部会----- 47
- 児童部会----- 50
- 乳児部会----- 52
- 母子福祉部会----- 57
- 婦人保護部会----- 59

### 《生活福祉分野》

- 更生福祉部会----- 64
- 救護部会----- 67
- 更生保護部会----- 69
- 住民参加型たすけあい活動部会----- 70

## 《資料》

- 委員会規程----- 75
- 委員一覧----- 76
- 地域福祉推進委員会の「年度別の提言内容」一覧----- 77

## 第1部 委員会からの提言



## 提言Ⅰ

質と量の好循環をめざした福祉人材の  
確保・定着・育成の促進

# 提言 I 質と量の好循環をめざした福祉人材の確保・定着・育成の促進

## 【提言の背景】

### 1 依然として厳しい状況にある東京の福祉分野における有効求人倍率

東京都内における福祉分野の有効求人倍率は、27年度に6.17となり、ついに6倍を超える深刻な状況となっている。福祉人材対策のさまざまな取組みもあり、28年度には5.42と若干の回復がみられるが、表1にあるように、他の業界との開きは依然として大きく、福祉人材確保は、福祉業界としての大きな課題となっている。

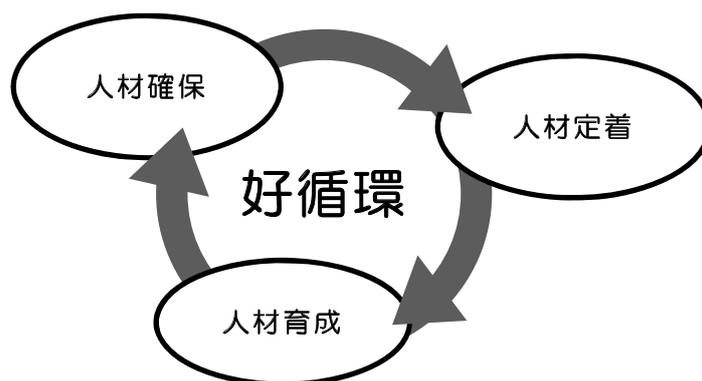
表1 有効求人倍率の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
東京（福祉）	4.20	5.02	5.57	6.17	5.42
同（全業種）	1.13	1.40	1.61	1.81	1.81

### 2 望ましい福祉サービスを提供するには「質と量の好循環」が不可欠

東社協の施設部会では、高齢者介護の分野に限らず、障害、児童・女性、保育、生活保護の施設・事業所に横断して人材確保と定着に厳しい状況がみられる。その厳しい状況は、人材確保と定着、育成に「悪循環」も生み出している。それを打破し、人材を確保していくためには、「質の高い福祉サービスを提供できる魅力ある職場であり、やりがいのある仕事であること」が必要となってくる。したがって、質の高い福祉サービスを提供する人材を育成できることは定着や確保にも大きく結びつくものであり、そうした「質と量の好循環」をめざした取組みをすすめていくことが必要である。

そのためには、確保・定着・育成のそれぞれの取組みが連携するとともに、福祉施設・事業所が望ましい福祉人材を育てていく環境を作り上げることが求められる。



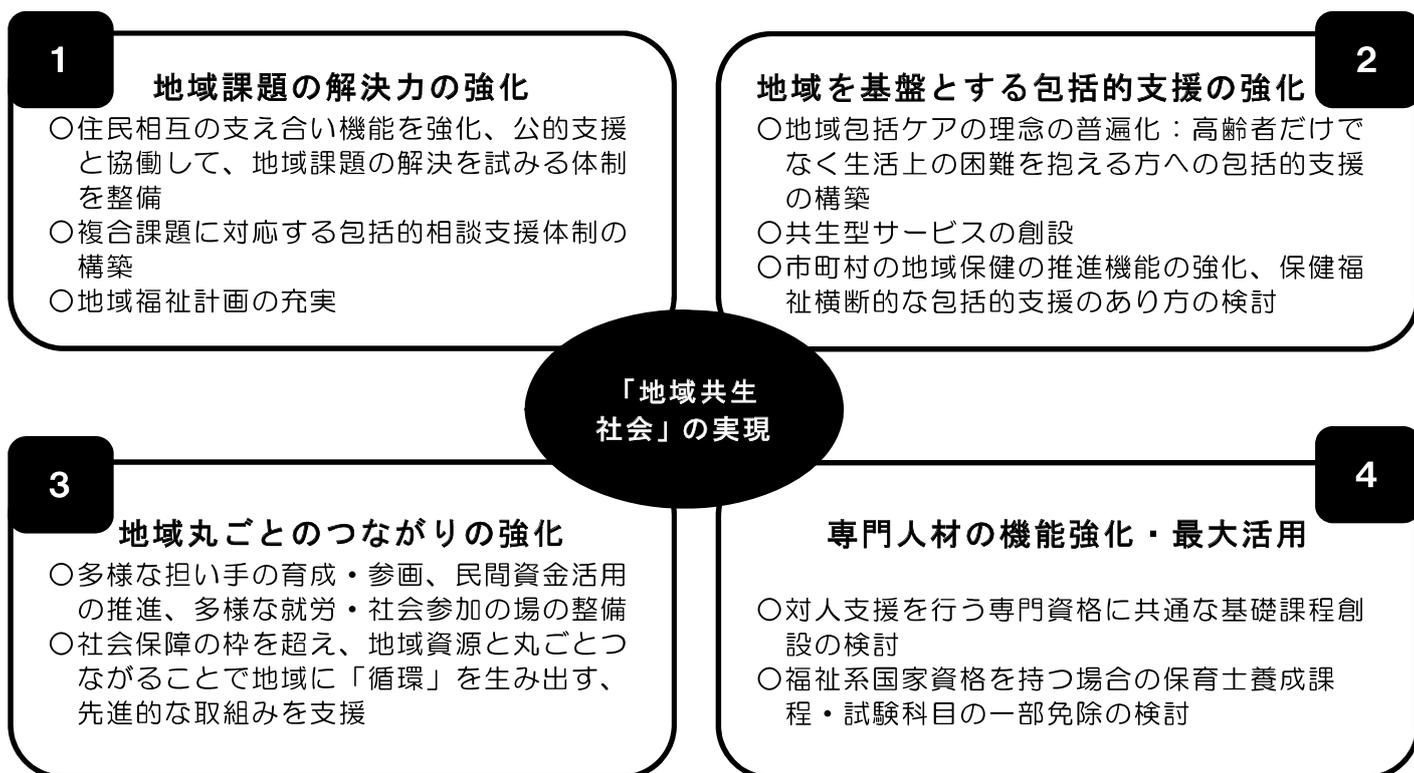
長期的な確保と定着のかなめとなる「キャリアパス」は、平成19年8月に国の「改定福祉人材確保指針」に初めて盛り込まれ、平成22年介護職員処遇改善交付金に「キャリアパス要件」が設けられて以降、その要件を満たすためのしくみづくりに一定の進捗がみられる。しかし、福祉施設・事業所がそのしくみを有効に活用して真に福祉サービスの質の向上と人材確保に資するものとしていくためにはさらなる取組みが必要となっている。

### 3 地域の課題解決力を高めるために求められるこれからの福祉人材のあり方

厚生労働省は「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部において、平成29年2月に「当面の改革工程」を示し、29年5月26日には「地域包括ケアシステム強化法」が成立し、地域の課題解決力を高めるための取組みの具体化がめざされている。

ここでは「地域共生社会」について、「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代を超越して『丸ごと』つながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会と表現している。そして、その実現のためには、以下の4つを必要としている。

図1 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部による改革の骨格



この「地域共生社会」では、地域住民相互の支え合いをはじめ、多様な担い手が地域の課題を主体的に解決していく地域づくりをすすめることがめざされている。その中で、「福祉人材」には、個別支援において引き続き高い専門性をもった支援の展開が期待されるとともに、その個別支援において培った自らの実践を地域づくりに向けて発揮していくことがより一層期待されるものと考えられる。

そのため、これからの福祉人材には、①「専門機関の連携をすすめ専門的な支援を強化していく力」とともに、②「地域社会に働きかけ、地域の担い手とともに地域の課題解決力を高めることのできる力」が一層、求められるものとなってくる。

さらに、地域の課題解決力を高めていく視点からは、「地域共生社会」の基盤となる区市町村において福祉人材対策と地域の担い手づくりを連携して推進していくことが必要となっている。

#### 4 「質と量の好循環をめざした福祉人材の確保・育成・定着に関する調査」を実施

東社協では、平成 28 年 10 月 24 日～11 月 25 日に東社協施設部会会員施設を対象に「質と量の好循環をめざした福祉人材の確保・育成・定着に関する調査」を実施した。

同調査は、福祉人材の確保・育成・定着をめぐる具体的な状況を把握するとともに、東京の福祉業界として望ましい福祉人材像を明確にするるとともに、そうした人材の確保、定着、育成をめざすことを目的にした。また、(1)高齢者、障害、児童などの分野を超え、施設種別を横断し、(2)施設長・指導者層・初任者層・実習生の 4 つの層を対象に、(3)福祉人材の「確保」「定着」「育成」のつながりをふまえて実施したことがこの調査の特徴となっている。

調査には、「施設長」が 919 名、「指導的職員」が 1,016 名、「初任者職員」が 969 名、「実習生」が 428 名、それぞれ回答している。

同調査の結果をもとに、これからの地域社会を支える「質と量の好循環」をめざした福祉人材の確保・定着・育成を促進していくため、以下について提言する。

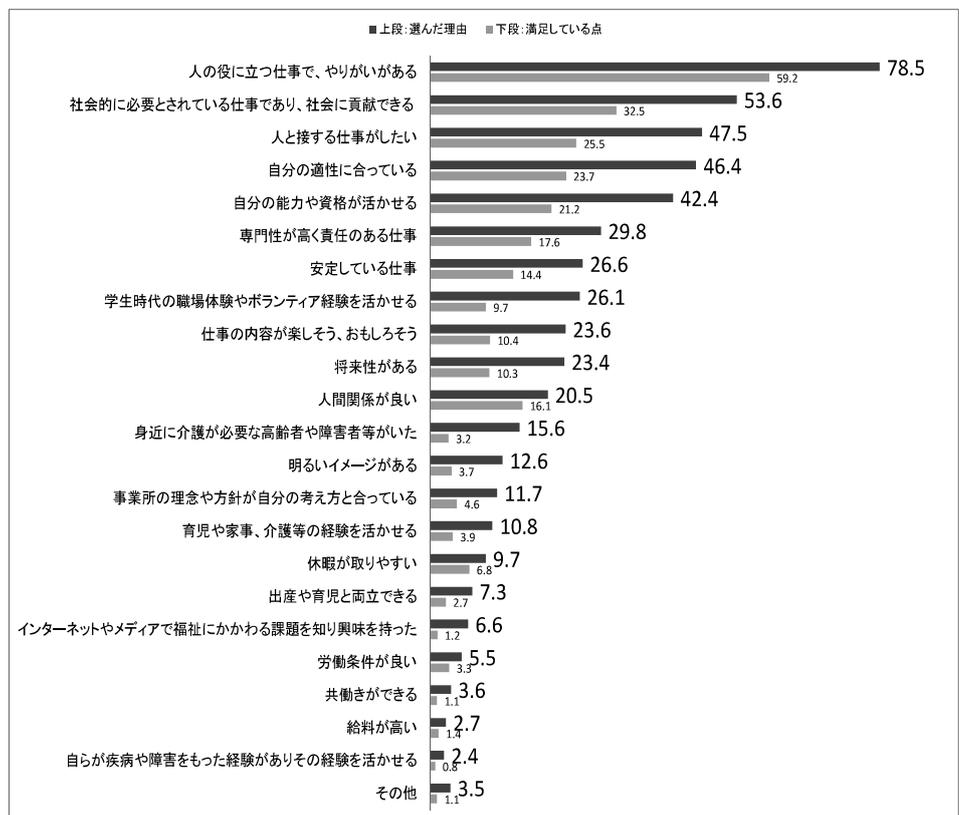
### 提言 I-1 福祉の仕事を正しく伝えるイメージ戦略の構築

#### (1) 「やりがい」を理由に選んだ 1.3 人に 1 人が実際にそれを得ることができた

調査では、初任者職員の 78.5% が「やりがい」を「福祉の仕事を選んだ理由」に挙げるるとともに、1.3 人に 1 人が、そのやりがいを実際に得ている。実習生の 80.6% も「福祉の仕事を通して得たいもの」に「やりがい」を挙げているが、その一方で、3 割の実習生が「返済型の奨学金」を利用しているという実情もあり、働くにあたって、77.8% の実習生が「経済的な自立」は重要だと考えている。したがって、福祉の仕事に求めていることが「やりがい」や「成長」であるにせよ、「経済的な自立」が伴うことは大前提となっている。

図 2 福祉の仕事を選んだ理由と実際に満足している点

〔初任者職員向け調査〕 複数回答 単位：%



## (2) 具体的に伝わるイメージ戦略が求められている

「福祉職場に対するイメージ」は、その内容をさらに具体化して把握してみると、①「良いイメージ」として安定しているもの、②「悪いイメージ」が固定しているもの、③①と②の中間的な領域にあるもの、の3つに分類することができた。

①の「良いイメージ」にあるのは、実習生、初任者職員とも「専門性が高い」「社会的な意義が大きい」「スキルアップできる」「やりがいがある」であり、これらはそのイメージを積極的にアピールしていくことがイメージ戦略の上でも重要であり、かつ、福祉の仕事のイメージとして安定的に維持していかなければならないものといえる。＜第1領域＞

②の「悪いイメージ」にあるのは、「離職率が高い」「精神的な負担が大きい」「給与水準が低い」「体力的な負担が大きい」であり、「悪循環」による「人手が不足している」もここに挙げられている。これらは、そのイメージを根本的に変えていくことが必要となる。また、正しく伝えていくことも必要と考えられる。例えば、「離職率が高い」というイメージについては、本調査では平成27年度の離職率は全体で12.8%となっているものの、その全体分布の状況を見ると、職員が定着しているといえる「離職率10%未満」の施設が38.6%となっている。その定着要因を適切に分析しながら、イメージを正しく伝えていくことが必要と考えられる。＜第2領域＞

さらに、③の「中間的な領域」では、実習生に比べて実際に働いている初任者職員では、「職場の雰囲気」「社会的な評価」「休みは取れる」はイメージが高いものとなっており、正しく伝えることによってイメージが高まる可能性のあるものといえる。＜第3領域＞

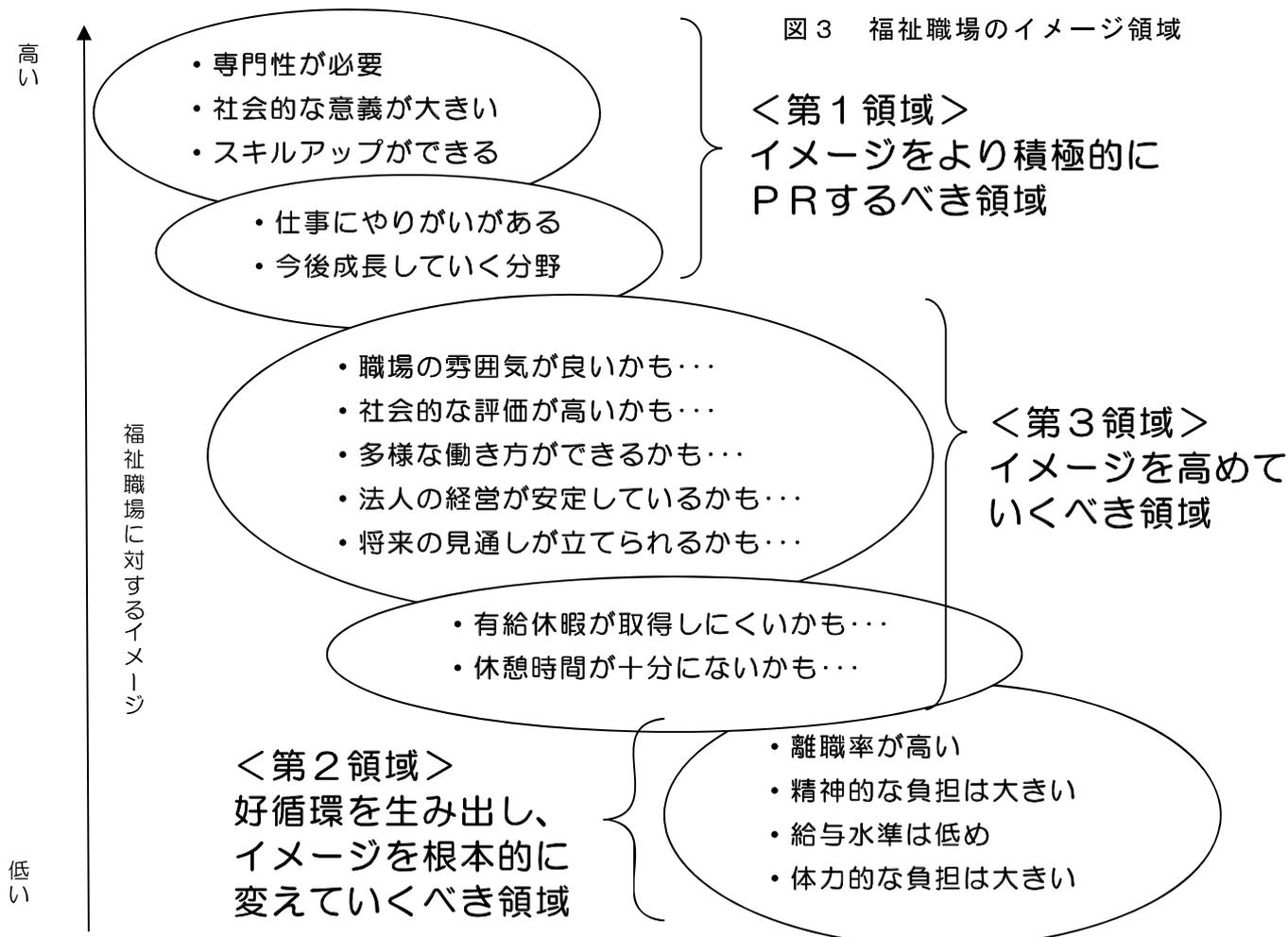


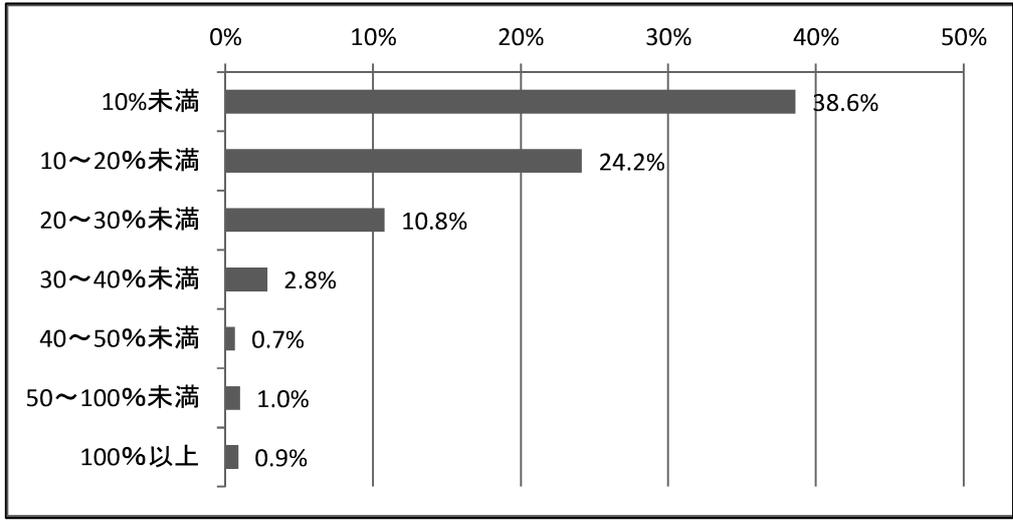
表2 福祉職場に対するイメージ〔実習生向け調査〕

	A (良いイメージ)	←————◆————→					B (悪いイメージ)
1	資格や専門知識が必要	65.9%	26.9%	5.8%	1.2%	0.0%	資格や専門知識は不要
2	社会的な意義が大きい	64.3%	26.2%	8.9%	0.2%	0.0%	社会的な意義はない
3	スキルアップができる	53.0%	35.7%	8.4%	1.9%	0.5%	スキルアップができない
4	仕事にやりがいがある	47.7%	40.4%	9.3%	1.9%	0.5%	仕事にやりがいはない
5	今後成長していく分野	44.9%	37.9%	13.6%	2.8%	0.5%	今後成長しない分野
6	職場の雰囲気が良い、明るい	13.3%	31.5%	41.8%	10.7%	2.1%	職場の雰囲気が悪い、暗い
7	社会的な評価が高い	13.3%	28.7%	26.9%	22.0%	8.9%	社会的な評価が低い
8	多様な働き方ができる	12.6%	25.2%	36.9%	15.9%	8.4%	多様な働き方ができない
9	法人の経営が安定	7.7%	27.1%	48.4%	14.0%	2.1%	法人の経営が不安定
10	将来の見通しが立てられる	8.6%	22.2%	44.2%	18.9%	5.6%	将来の見通しが立てられない
11	有給休暇が取得しやすい	2.3%	9.3%	40.7%	33.9%	13.1%	有給休暇が取得しにくい
12	十分な休憩時間が確保される	3.0%	10.3%	31.5%	35.0%	19.4%	十分な休憩時間がない
13	離職率が低い	3.3%	5.4%	26.9%	31.8%	31.8%	離職率が高い
14	精神的な負担はない	1.6%	1.9%	14.7%	42.8%	38.3%	精神的な負担は大きい
15	給与水準が高め	0.9%	0.9%	18.9%	37.1%	41.4%	給与水準は低め
16	体力的な負担はない	1.4%	2.3%	8.2%	41.6%	45.8%	体力的な負担は大きい
17	人手は充足している	3.0%	2.8%	5.6%	27.1%	60.5%	人手は不足している

表3 福祉職場に対するイメージ〔初任者職員生向け調査〕

	A (良いイメージ)	←————◆————→					B (悪いイメージ)
1	社会的な意義が大きい	45.4%	37.8%	13.4%	1.1%	0.3%	社会的な意義はない
2	資格や専門知識が必要	42.7%	39.2%	12.7%	3.4%	0.9%	資格や専門知識は不要
3	仕事にやりがいがある	40.0%	42.3%	13.0%	2.5%	1.2%	仕事にやりがいはない
4	スキルアップができる	33.3%	43.2%	16.9%	4.2%	1.2%	スキルアップができない
5	今後成長していく分野	29.1%	39.0%	23.9%	5.2%	1.4%	今後成長しない分野
6	職場の雰囲気が良い、明るい	27.0%	40.6%	21.5%	6.8%	3.2%	職場の雰囲気が悪い、暗い
7	法人の経営が安定	19.2%	37.4%	31.7%	6.8%	3.0%	法人の経営が不安定
8	社会的な評価が高い	16.8%	36.5%	27.8%	12.6%	4.6%	社会的な評価が低い
9	多様な働き方ができる	13.9%	27.0%	32.7%	14.1%	10.9%	多様な働き方ができない
10	有給休暇が取得しやすい	20.0%	29.2%	23.6%	12.5%	13.6%	有給休暇が取得しにくい
11	将来の見通しが立てられる	6.6%	27.9%	44.5%	13.7%	6.4%	将来の見通しが立てられない
12	離職率が低い	8.9%	15.9%	34.7%	21.4%	17.9%	離職率が高い
13	十分な休憩時間が確保される	9.8%	23.6%	23.3%	24.1%	18.1%	十分な休憩時間がない
14	精神的な負担はない	2.4%	8.5%	24.9%	37.7%	25.4%	精神的な負担は大きい
15	体力的な負担はない	3.7%	10.1%	21.9%	35.2%	28.1%	体力的な負担は大きい
16	人手は充足している	5.4%	8.6%	20.7%	33.1%	31.1%	人手は不足している
17	給与水準が高め	2.1%	14.0%	36.1%	23.2%	23.4%	給与水準は低め

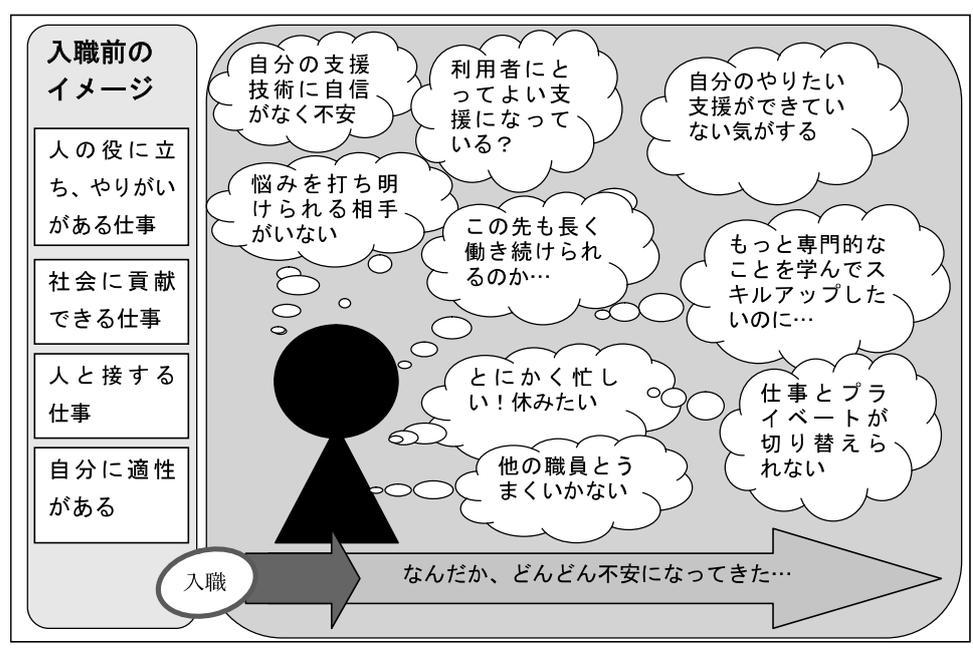
図4 平成27年度における福祉施設の離職率の状況  
〔施設長向け調査〕 単位：%



(3) 「やりがい」と「成長」をまずは感じられるために

初任者職員向け調査では、「業務をすすめる上での悩み」を尋ねたところ、「専門性と援助技術を高め、自身をスキルアップさせるゆとりがほしい」という声が多くみられた。福祉の仕事に就いたとき、ゆとりがなく、初任者が自らの成長の可能性を実感として得られなければ、将来に対する不安が高まることも想定される。

図5 業務をすすめる上で悩むこと (主な回答) 【初任者向け調査】



(4) 今の時代において、ホームページの充実がイメージを伝えることに効果あり

実習生に「進路の相談相手」を尋ねた設問では、一人あたり 2.6 人の相手に相談しており、「親」「友達」がその上位となっている。そうしたことから、本人に対して「福祉の仕事」を正しく伝えようとするだけでなく、「親」の層にも正しいイメージを伝えていくことが必要となっているといえる。

また、個々の施設における「募集と採用」の状況では、「採用募集に活用した手段」のうち、「新卒者の採用募集で効果のあったもの」は「施設・法人のホームページ」(33.9%)が 2 番目に高く、「既卒者

の採用募集で効果のあったもの」でも「施設・法人のホームページ」が 48.8%となっている。「ホームページにブログを開設して以降、応募が増えた」「利用者向けに作っていたホームページに求職者向けの情報を加えて作り替えた」などの取組み事例もあり、初任者職員に尋ねた「就職先として選ぶ際の情報収集の方法」の最上位も「法人・事業所のホームページ」(40.6%)となっている。また、実習生の 90.2%は、実習前に事業所のホームページでイメージを確認していた。

したがって、「福祉の仕事」を正しく伝えていくための媒体として、それぞれの法人・施設のホームページで「やりがい」のある実践の姿を伝えていくことを積極的にすすめることも必要とされている現状がある。

図 6 進路の相談相手〔実習生向け調査〕

複数回答、単位：%

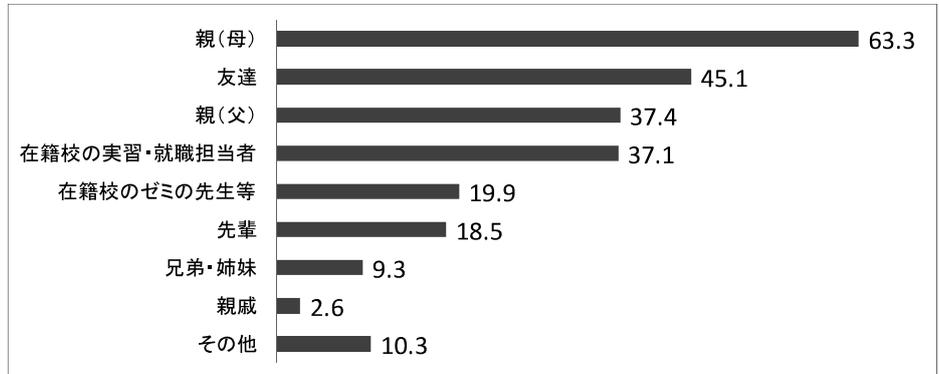


図 7 就職先として選ぶ際の情報収集の方法

〔初任者職員向け調査〕複数回答、単位：%

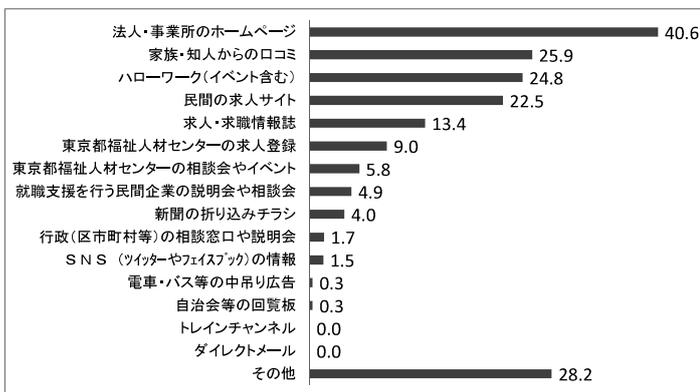
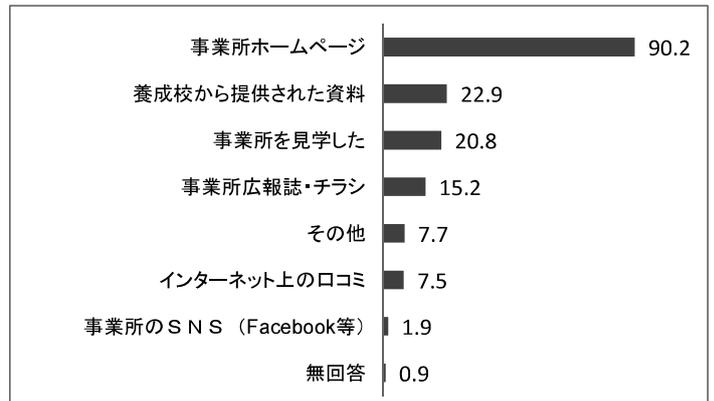


図 8 実習生が実習前に情報収集した方法

〔実習生向け調査〕複数回答、単位：%



こうした現状をふまえ、「福祉の仕事」を正しく伝えていくために、福祉施設・事業所には次のような取組みが求められる。

#### 福祉施設・事業所に対する提言

##### (1) 職員一人ひとりがやりがいをもって成長することを支えに、その姿を可視化する

福祉施設・事業所は、職員一人ひとりがキャリアビジョンをもち、やりがいをもって成長することを支援していくことが求められる。さらに、その成長する姿を可視化し、福祉の仕事が「やりがい」があり、「成長」できる仕事であるイメージを確固たるものとし、魅力ある業界であることを積極的にPRすることが必要となる。

##### (2) 若者たちのニーズに合わせ、自施設・事業のホームページで実践を情報発信

福祉施設・事業所は、ホームページは利用者に対してわかりやすく情報を発信するものであるとともに、それぞれの実践をホームページを通じて積極的に情報発信し、やりがいと成長を感じる福祉職の姿を積極的にPRすることが必要となる。

また、東京都・区市町村には、「福祉の仕事」を正しく伝えていくために、次のような視点で施策のあり方を検討し、推進していくことが求められる。

#### 東京都・区市町村に対する提言

##### (1) 「人材確保」「人材定着」「人材育成」の施策が一体的に取り組まれることの可視化

福祉人材対策において、「人材確保」「人材定着」「人材育成」の施策が分断されることなく、一体的に取り組まれることが必要であり、また、それを社会からも見えるようにしていくことが必要となる。

##### (2) 福祉の仕事のイメージアップをイメージごとに戦略化

「福祉の仕事」のイメージアップをすすめる上で、「やりがい」や「成長」を積極的にアピールすることが必要となる。また、「休みがとりにくい」「離職率が高い」「職場の雰囲気」などのイメージは必ずしも正しく伝わっていないイメージであり、具体的に正しい情報を発信していくことが必要となっている。そして、「悪いイメージ」を根本的に変えていくためには、引き続き、処遇改善等の施策を推進し、人手不足に陥る「悪循環」を「好循環」に変えていく必要がある。

##### (3) 小規模な事業所の職場環境改善と情報発信に対する支援

小規模な事業所などが職場環境を整え、ホームページ等を充実させることで積極的に情報を発信していくことを施策としても推進することが必要となる。

##### (4) 「親世代」に対する福祉の仕事の正しいイメージの普及

福祉の仕事に就こうとする若者の「親世代」に対して、「福祉の仕事」の正しいイメージが伝わるための施策を講じていくことが必要となる。

## 提言 I-2 「体験」をきっかけとした次世代に対する福祉への理解と参加の促進

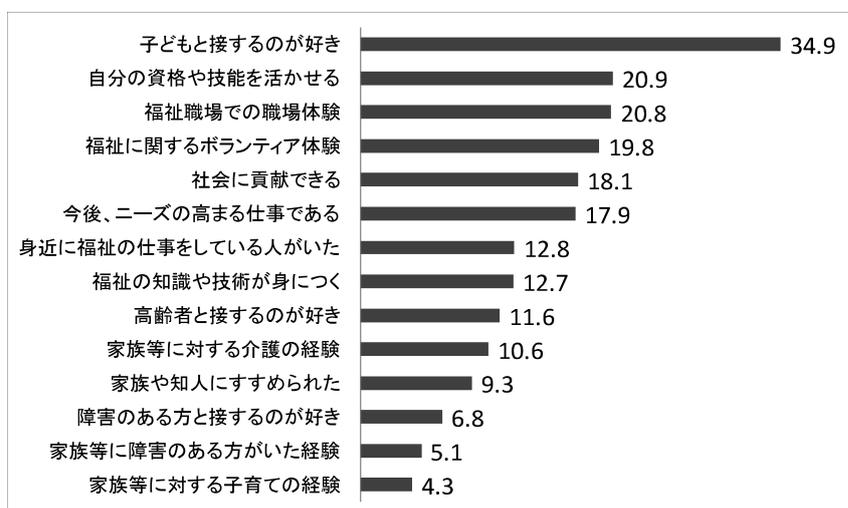
### (1) 「職場体験」「ボランティア体験」が福祉に関心をもつきっかけの上位に

初任者職員が「福祉の職場に関心をもったきっかけ」では、5人に1人が「職場体験」をきっかけとしており、「ボランティア体験」も4番目に多いきっかけとなっている。とりわけ身近な福祉課題が見えにくい「都市部」の特性からは、身近に体験の機会を作る重要性は大きいとも考えられる。

また、実習生向け調査の事例には、保育所で職場体験をした人が高齢者施設で実習している例もあった。体験を通じて関心をもつことをきっかけに具体的な興味関心が高まっている状況をうかがえ、業種を超えて職場体験の受入れを推進することにより福祉に対する関心の土台づくりにつなげていくことが必要と考えられる。

図9 福祉の職場に関心をもったきっかけ〔初任者職員向け調査〕

複数回答、単位：%



### (2) 次世代向けの「職場体験」のマニュアルがある施設は2割にとどまる

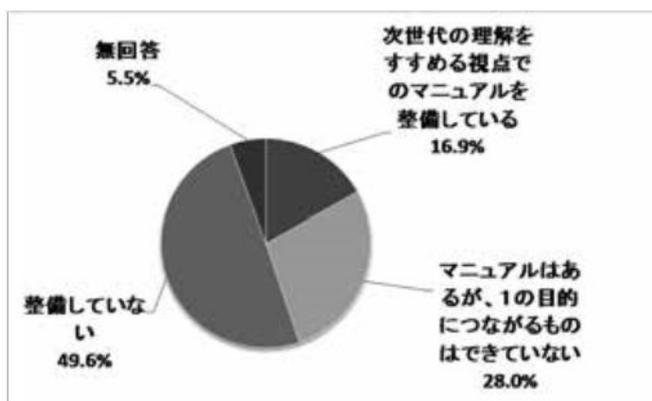
体験の重要性が高まる一方、実習生については受入れマニュアルを多くの施設が整えているものの、「職場体験」向けのマニュアルをもつ施設は16.9%にとどまっている。

全業種を通じて半数以上の施設で毎年、中学生が職場体験に訪れているが、施設種別によってはさらに高い割合となっている。

中でも「保育所」が8割、「高齢者在宅サービスセンター」が7割と高く、「障害者施設」でも5割となっている。

こうした現状からは、十分に整備されていない「職場体験」のマニュアルを整えていくことが求められていると考えられる。

図10 職場体験の受入れマニュアル〔施設長向け調査〕



### (3) 地域では福祉施設とボランティアセンターが地域の担い手づくりで連携

施設長向け調査では、「地域における連携した取組み」を尋ねたところ、福祉施設が同業種または業種を超えて協働・連携して就職説明会や福祉の魅力のアピールなどに取組んでいる取組みが挙げられた。さらには、「ボランティアセンターと連携し、ボランティアを対象に職場体験を行っている」、「施設長会で将来的な福祉人材確保のため、ボランティアセンターと協働して検討会を行っている」などの事例もみられた。

こうした現状をふまえ、次世代に対して「体験」をきっかけに福祉の理解と参加を促進していくために、福祉施設・事業所には次のような取組みが求められる。

#### 福祉施設・事業所に対する提言

##### (1) 次世代の子どもたちが関心をもつことにつながる地域に向けた情報発信

福祉施設・事業所は、次世代の子どもたちが関心をもつきっかけを提供するため、利用者の姿や実践をわかりやすく地域に情報発信することが必要となる。

##### (2) 具体的な福祉に対するイメージを高める体験の場の提供

福祉施設・事業所は、福祉に関心をもつ子どもたちが具体的なイメージをもつことのできる体験の機会を提供していくことが必要となる。

##### (3) 中学生の職場体験受入れに伴う学びのツールを教育機関と連携して開発

中学生の職場体験において身近な職場として福祉施設・事業所に訪れる生徒が増えていく中、福祉施設・事業所がその体験を通じて福祉の仕事がどのようなものかを知り、また、福祉に対する興味を深めるきっかけとしていくことが必要となっている。そうした中、各施設が学校と連携して使うことのできる、次世代の学びにつながるツールを開発していくことが必要となる。

また、東京都・区市町村には、地域にこうした「体験」の場を作っていくために、次のような視点で施策のあり方を検討し、推進していくことが求められる。

#### 東京都・区市町村に対する提言

##### (1) 学校教育における福祉の実践現場の体験を通じた学びの充実

次世代を対象とした福祉人材対策においては、「体験」を通じて地域のことや福祉に関心をもつことが必要となる。そのために、例えば、福祉施設・事業所の実践の現場を学校教育における「体験の場」として積極的に提供し、「地域の課題に気づき、関心をもつ」次世代の人材育成に寄与していくことが必要となる。

##### (2) 「総合的な学習の時間」「特別の教科 道徳」等における福祉の体験学習の推進

「総合的な学習の時間」の運用、平成30・31年度からの小中学校における「特別の教科道徳」の導入など、小中学校等の教育行政において新たな学習内容の具体的な変更にあたっては、教育と福祉の連携のもと、「体験」を通じた学びの提供を積極的にすすめていくことが求められる。

## 提言 I-3 他業種からの転職者等の福祉人材に対する育成・定着支援の強化

### (1) 他の業界からの転職者が増えている

73.9%の施設で「応募してくる人数が減っている」と回答している中で、「中高年齢層」が半数近くの施設で増えているとともに、「他の業界からの転職者」が増えている施設も26.6%みられる。そのため、「福祉の仕事に対する具体的なイメージがない人が増えている」と答える施設も22.5%となっている。

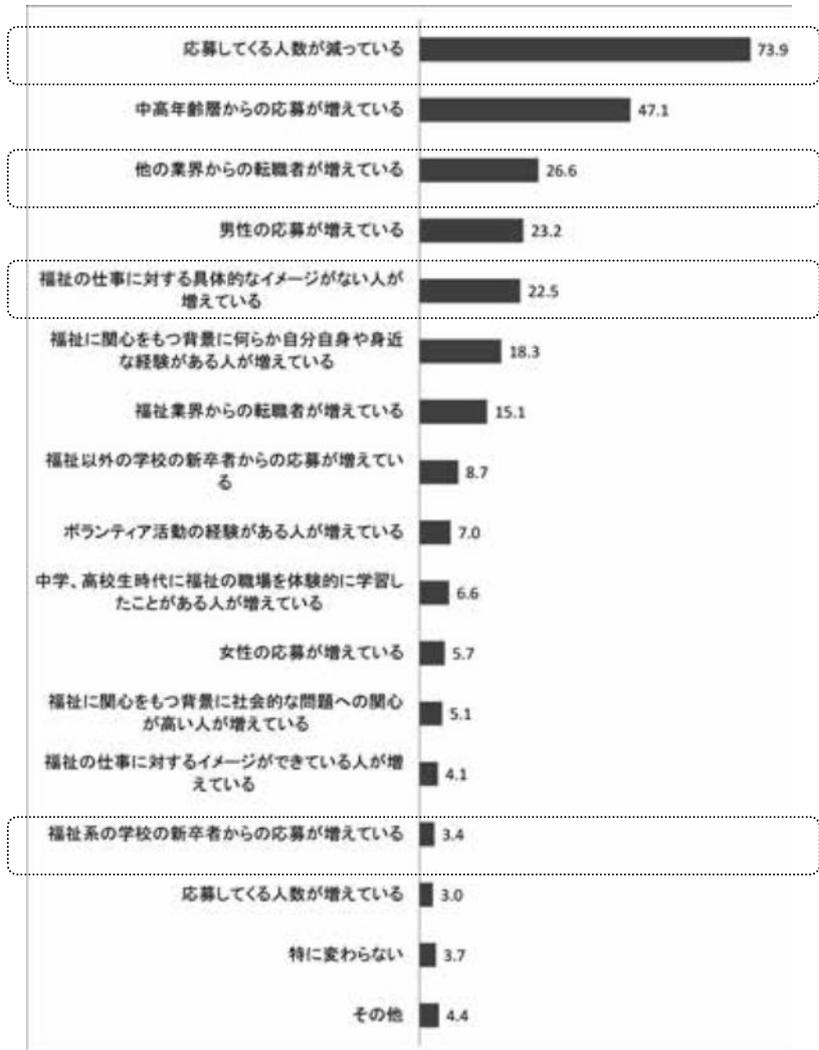
こうした採用前に福祉を学んだり、福祉の仕事をしたことのない職員については、施設長向け調査では「研修受講」「資格取得」を支援するほか、OJT等を活用したプログラムでも、「研修内容を個別に設定する」、「教育期間を長めに設定する」、「業務内容を日誌を通じて可視化する」などの育成の工夫が挙げられている。

なお、他業種からの転職に限らず、「採用時に身につけておいてほしいスキル」には、

「権利擁護の意識をもち、利用者から学ぶ姿勢と自分自身

に想いがある」、「基本的な生活態度と記録する力がある」などが挙げられている。

図 11 近年の新規採用の変化〔施設長向け調査〕複数回答、単位：%



### (2) 中高年齢層の採用後のキャリアビジョン

中高年齢層を採用した施設では、「50歳代での採用もあり、キャリアパスやキャリアビジョンをどのように考えていくべきか」という指摘もみられる。多様な層を採用して福祉職場を構築していく上では、キャリアパスのあり方についても今後の課題となっている。

こうした現状をふまえ、他業種からの転職者の育成と定着をすすめるために、福祉施設・事業所には次のような取組みが求められる。

#### 福祉施設・事業所に対する提言

##### (1) 他業種からの転職者に対する個別育成プログラムの工夫

福祉施設・事業所は、他業種からの転職者や福祉を学んだことのない人が安心して福祉人材として成長していくことができるよう、福祉施設・事業所として大切にしたい支援のすすめ方をわかりやすく可視化するとともに、採用後のOJT等の育成プログラムを工夫していくことが必要となる。

##### (2) 他業種からの転職者に対する社会福祉の基礎を学ぶ機会の提供、研修受講の推進

福祉施設・事業所は、福祉を学んだり、福祉の仕事に就いたことのない人が外部研修の受講などの社会福祉の基礎を学ぶ機会を提供し、専門性を向上させキャリアアップできる土台を築いていくことが必要となる。

##### (3) 多様な年齢層や経験をふまえたキャリアビジョンの構築

若年層に限らず、多様な層の採用をすすめていくと、キャリアビジョンの個別性が大きくなることが想定される。そうした中で、福祉施設・事業所には、職員の多様性をふまえて一人ひとりの職員がそれまでの経験もふまえたキャリアビジョンを作ることを支えることが必要となる。

また、東京都・区市町村には、福祉人材の多様化をすすめる中で、福祉業界が非福祉系人材の受け入れ態勢を作っていくために、次のような視点で施策のあり方を検討し、推進していくことが求められる。

#### 東京都・区市町村に対する提言

##### (1) 採用前から身近な区市町村で社会福祉の基礎を学べる機会づくり

福祉を学んだことがなかったり、福祉の仕事に就いたことがない人たちが、採用後の育成に限らず、福祉職場で働いてみたいと考えたとき、採用前から身近な区市町村などの地域において社会福祉の基礎を学ぶ場づくりをすすめることなどが必要となる。

##### (2) 多様な人材を想定したキャリアパス施策の推進

多様な人材が福祉人材として活躍していくことができるよう、キャリアパスを推進する施策においても、多様なキャリアの形成を想定していくことが必要となる。

## 提言 I-4 多様な働き方のできる職場環境による福祉人材の確保と定着の推進

### (1) 潜在的な有資格者が働ける環境、定着できる職場環境としての「多様な働き方」

施設長向け調査では、「福祉人材確保のために優先的に対象とすべき層」について「短期」と「長期」に分けて尋ねた。「短期」では「出産や育児のためにいったん退職した後、再就職を希望する人」(33.2%)、「潜在化している有資格者」(22.6%)と上位になっており、「長期」でも「次世代の子どもたち」(37.8%)が最上位であるものの、それに続いてるのが「短期」と同様に「出産や育児のためにいったん退職した後、再就職を希望する人」(21.0%)、「潜在化している有資格者」(17.3%)となっている。

このことから、短期から中長期にかけて「潜在的な有資格者」等は引き続き福祉人材確保をすすめる上で働きかける必要がある層となっている。

そのために必要な条件を自由記述で施設長向けに尋ねたところ、例えば、「正規職員であっても、勤務時間や勤務形態が選択できる」など、「潜在的な有資格者」が働きうる可能性に合わせた職場環境のあり方を検討していくことが求められている。そのあり方には短期にすぐに取り組むことのできる職場改善とともに、福祉職場における職員配置のあり方など長期的に検討しなければならないことがあると考えられる。

そうした「多様な働き方」の構築は、現に潜在化している有資格者に限らず、現に福祉職場で働いている人材の定着にもつながる方策として有効なものと考えられる。

図12 短期的な視点で、福祉人材の確保をすすめるために優先的に働きかけるべき層〔施設長向け調査〕

複数回答、単位：%

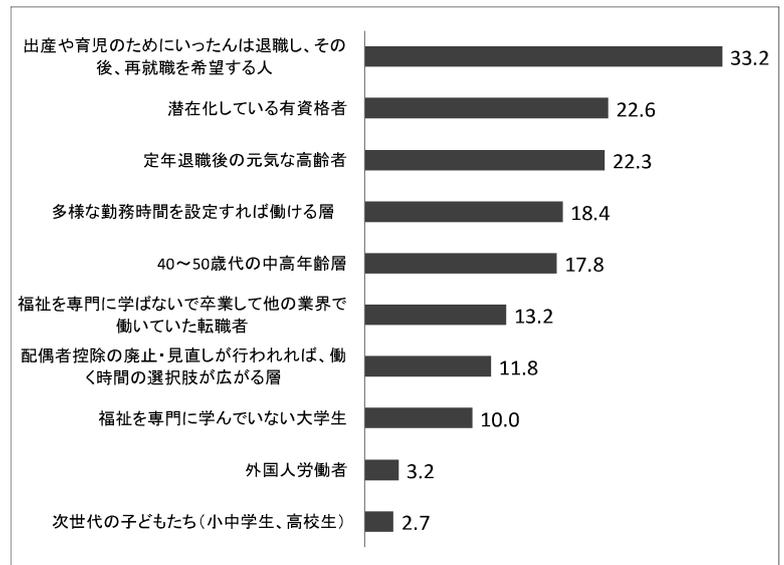


図13 中長期的な視点で、福祉人材の確保をすすめるために優先的に働きかけるべき層〔施設長向け調査〕

複数回答、単位：%

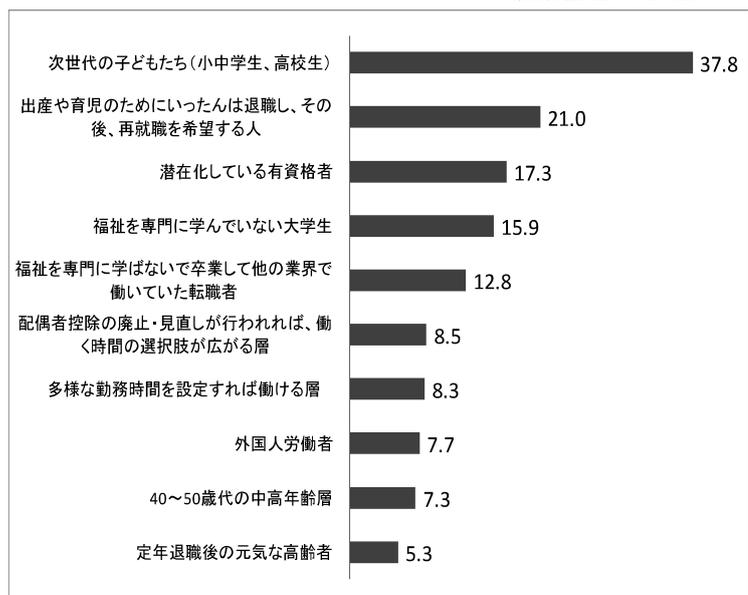


表4 短期的な確保をすすめる上で有効と思われる対象層に必要な条件整備〔施設長向け調査〕(主な回答)

- いったん退職した人でも、働きたい意向があれば採用したい。そのためには辞めるときの関係性が大事。(特養)
- ブランクのある職員の研修体制とそういった職員を採用したときの補助金。(特養)
- 多様な形での勤務時間を選択できるように。(特養)
- 福祉未経験者への基礎からの介護研修の実施。(特養)
- 配偶者控除があるため、年末の時期に勤務時間調整でパート職員が休みを取るため、制度改善が必要。(特養)
- 保育園に復職を希望する人を優先的に受入れられる制度。(保育所)
- 資格を持たない保育補助員を確保するための人件費の確保。(保育所)
- 正規職員と非常勤職員の雇用を選択できるような非常勤職員の処遇改善。(保育所)
- 正規職員であっても、勤務形態に選択肢がある「限定職員」の制度。(保育所)
- 正規職員が短時間勤務の後、常勤勤務とできる規定の整備。(児童養護施設)
- 地域人材を発掘できるデータベースを国、都道府県で市町村と連携して整備。(乳児院)

表5 中長期的な確保をすすめる上で有効と思われる対象層に必要な条件整備〔施設長向け調査〕(主な回答)

- 介護現場で不足している業務を再構築して作り上げる。(特養)
- 多様な時間のシフト体制を確立する。(特養)
- 体力的に厳しくなっても続けられる環境を作る。(特養)
- ボランティアなどで保育のやりがい、楽しさ、大変さを知ってもらう。(保育所)
- 勤務形態の希望をお互いに出し合い、長い勤務ができるように。正規以外の職員の重要性への理解。(保育所)
- 再び働く気持ちを出してもらうための就業規則の整備。(保育所)
- 園長がいつも保育士と一緒に頑張っていることをわかってもらう職場の雰囲気大切に。(保育所)
- 小学生の子どものいる職員の学童保育をしっかりとしていく。(保育所)
- 生涯働き続けられる所得保障。(児童養護施設)
- 宿直や変速勤務が難しい職員も経験を活かして勤務できるしくみづくり。(母子生活支援施設)  
害者施設・成人・知的)

こうした現状をふまえ、多様な働き方による福祉人材の確保・定着に向けて、福祉施設・事業所には次のような取組みが求められる。

#### 福祉施設・事業所に対する提言

##### (1) 潜在的有資格者等の人材が希望する働き方ができる雇用・勤務形態の見直し

福祉施設・事業所は、多様な人材が希望する働き方で就業できたり、現在いる職員が働き続けることのできる職場環境を整えていくため、既存の業務形態を見直すことによって、柔軟な雇用・勤務形態を作ることができるかを検討していくことが必要となる

また、東京都・区市町村には、多様な働き方による福祉人材の確保・定着に向けて次のような視点で施策のあり方を検討し、推進していくことが求められる。

#### 東京都・区市町村に対する提言

##### (1) 多様な働き方ができる柔軟な雇用・勤務形態を可能にする人員配置等の制度設計

福祉・施設事業所が多様な人材が希望する働き方で就業できたり、現在いる職員が働き続けることのできる職場環境を整備していくため、そのために必要となる柔軟な雇用・勤務形態の工夫を施設・事業所が積極的にできるよう、人員配置等の制度設計を柔軟に推進していくことが必要となる。

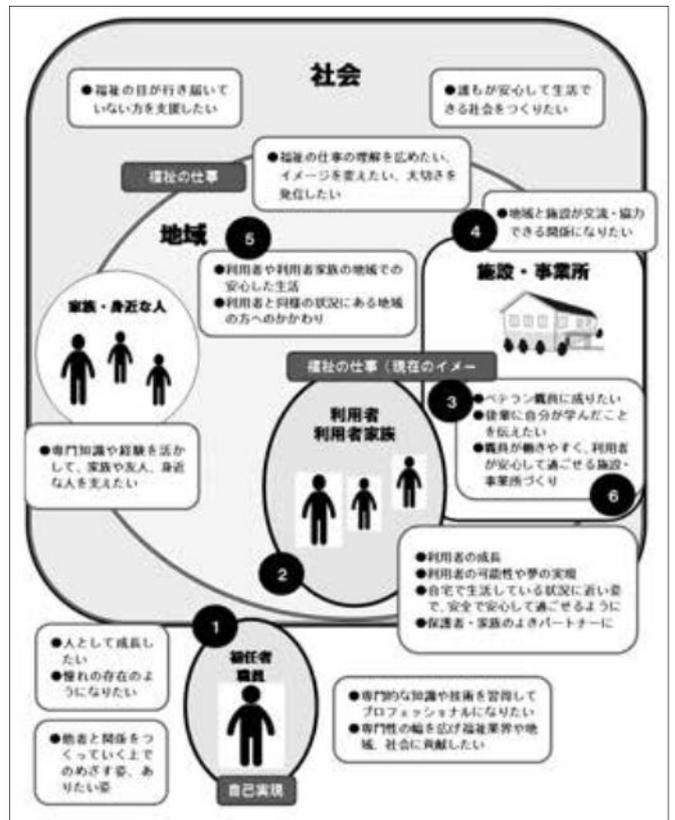
## 提言 I-5 望ましい福祉人材の成長イメージの構築

### (1) 福祉の仕事を通じて初任者職員が実現したいこと

初任者職員向け調査では、「福祉の仕事での経験を通して、将来実現したい目標や夢」を尋ねた。そこでは、自らが成長した先の姿として、従事する施設・事業所における支援に精通していくだけではなく、その目標や夢に『地域』を意識したものが多くなってきている状況をうかがうことができる。

具体的には、①「誰かにとって安心できる存在になりたい」という目の前にいる利用者との関わりの中での「ありたい姿」、②「どんな利用者にも対応できるようになりたい」「支援に自信が持てるようになりたい」という「実践の力」、③地域における施設や団体が連携した「幅広い支援への参加」、④利用者や利用者家族が安心して生活していけたり、福祉課題の予防につながる「地域づくり」、などの目標や夢がみられ、専門性の幅を広げることで福祉業界や地域社会、社会全体に貢献していくことを思い描く声が挙げられている。

図 14 初任者職員が福祉の仕事での経験を通して、将来実現したい目標や夢



### (2) 実践を言語化し、伝えていく

施設長向け調査では、「望ましい福祉人材像」として必要なスキルを身につけていく成長イメージについて尋ね、それぞれのスキルを入職後の何年目程度で獲得することが望ましいかと獲得すべきスキルの具体的な内容を答えてもらった。

それをもとに全業種を通じた平均値により描いた「福祉業界として考える望ましい福祉人材の成長イメージモデル」は次ページの図のようになっている。

ここでは、「実践の積み重ねの経験をもとに、その実践を言語化し、誰にまで伝えることができるか、がポイントとなっている。これは「同職種に伝えられる」→「他職種に伝えられる」→「他の機関に伝えられる」→「地域に住民にもわかるように伝えられる」という幅を広げていくモデルであり、業種によって、また一人ひとりによって年数は異なるものになる。

図15 福祉施設業界として考える望ましい福祉人材の成長イメージ

※これは、成長イメージの一例です。一人ひとりのキャリアビジョンによっても異なってきます。  
 ※年数は全業種を通じた平均値で、業種や一人ひとりによっても異なってきます。



こうした現状をふまえ、望ましい福祉人材の成長イメージを構築していくため、福祉施設・事業所には次のような取組みが求められる。

**福祉施設・事業所に対する提言**

- (1) 各施設における一対一の支援からチーム支援、地域社会との関わりを見据えた人材の成長イメージの可視化  
 福祉施設・事業所は、それぞれの施設・事業所における人材の成長イメージを可視化して職員一人ひとりがキャリアビジョンをもって日々の実践を積み重ねることができるようしていくことが必要となる。
- (2) 地域づくりの強化につながる人材育成の強化  
 福祉施設・事業所は、業種ごとに具体的に獲得すべきスキルを明確にしながら、業界として地域づくりにつながる人材の育成に努めていくことが必要となる。



## 提言II

### 生活困窮者自立支援法における 地域のネットワークの活用に関する提言

## 提言 II 生活困窮者自立支援法における地域のネットワークの活用に関する提言

### 【提言の背景】

平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行され、複合的な課題を抱える生活困窮者を早期に把握し、包括的・継続的に支援する新たな制度が始まった。厚生労働省のまとめでは、全国で 1,345 か所の自立相談支援窓口が開設され、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」および「生活困窮者自立支援を通じた地域づくり」の 2 つを目標とした支援が進められている。この 2 年間の新規相談者は約 45 万人、プラン作成による継続的に支援した人が約 12 万人で、自立に向けた着実なステップアップや就労・増収が実現している状況も見られている。

28 年度には厚生労働省で「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理のための検討会」開催された。検討会のまとめでは、対応を要する課題として、まだ支援につながっていない生活困窮者への対応、支援メニューの不足、対象者に応じた支援の必要性、自治体の取り組みのばらつき等が指摘されている。また主な論点として、自立相談支援事業のあり方、就労支援のあり方、家計相談支援のあり方、子どもの貧困への対応、一時生活支援のあり方、居住支援のあり方、高齢者に対する支援のあり方、生活福祉資金や生活保護など関連する諸課題、支援を行う枠組みなどが挙げられている。

また、国では 28 年 7 月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、地域共生社会（※）の実現に向けた取組みを進めていくとしている。実現本部が 29 年 2 月にまとめた「当面の改革工程」にも生活困窮者自立支援法の施行後 3 年を目途にした見直しが視野に入っており、社会保障審議会において 29 年 5 月に「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」が設置され、30 年の通常国会に改正法案を提出することがめざされている。

東社協では、制度を実施する中で区市が把握した対象者の実情や課題等について、地域福祉活動や地域のネットワークを活用した解決を目指すため、29 年 1 月に都内区市の生活困窮者自立支援法の主管課に対し、施行から 2 年の状況を踏まえた都内区市の状況について調査を実施した。今回の調査結果からは、相談者が来所した時点で支援が困難な状況に陥っていることや自立につながる地域の社会資源の不足等が明らかになった。

### 1 支援対象者の特徴

自立相談支援窓口に来所する新規相談者の特徴を、7 つの視点から A または B のどちらの状況に近いかを聞いたところ、(1) どちらかという手持ち金がほとんどなく、当面の生活に困っている、(2) 障害や疾病はある人もない人もいる、(3) 社会的に孤立している人が多い、(4) どちらかというひとり暮らしの人が多く、(5) 当該の区市の住民がほとんどだが、都心部は他区市町村の人が多く、(6) 若年層より中高年層が多い、(7) 複数の課題を抱えている人が多い、という傾向がみられた（表 1）。

---

※地域共生社会…制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

表1 東京都内における自立相談支援窓口の新規相談者にみられる特徴

(単位：％、n=48区市)

	A	Aが多い ← ◆ → Bが多い					B
経済状況	手持ち金がほとんどなく、当面の生活に困っている	12.2%	51.0%	18.4%	14.3%	2.0%	当面の生活は成り立っているが、経済的な課題がある
障害状況	障害の手帳を持っていたり、何らかの疾病がある	4.1%	38.8%	40.8%	14.3%	0.0%	障害や疾病はみられない
社会関係	社会的に孤立している	10.2%	63.3%	22.4%	2.0%	0.0%	社会的な関係はできている
家族状況	ひとり暮らし	8.2%	53.1%	28.6%	8.2%	0.0%	同居する家族がいる
居住地	区市の住民	79.6%	12.2%	2.0%	2.0%	2.0%	他府県、他区市の住民
年齢層	若年層	0.0%	0.0%	20.4%	69.4%	8.2%	中高年層
課題	複数の課題を抱えている	55.1%	36.7%	6.1%	0.0%	0.0%	解決すべき課題は一つに絞られる

具体的なイメージとしては、「手持ちの資金を使い果たしてしまってから、初めて相談に訪れる」、「失業と同時に生活困窮となったが、生活レベルを落とすことが難しい」、「メンタルな課題を抱えており、就職につまずきやすい」、「経済面に限らず、状況を改善するための手続きが自力では困難」、「親が高齢で子どもがひきこもり。親の退職等を契機に生活が困窮」等があげられ、大きく「失業等による経済状況の変化に伴う生活困窮者」と「長期間社会的に孤立し、就職等が困難」の双方がみられた。また、手持ち金がなくなって初めて相談に訪れ、窓口に来所した時点で既に課題が複合化しているケースが少なくない。

## 2 対象者の発見と課題解決

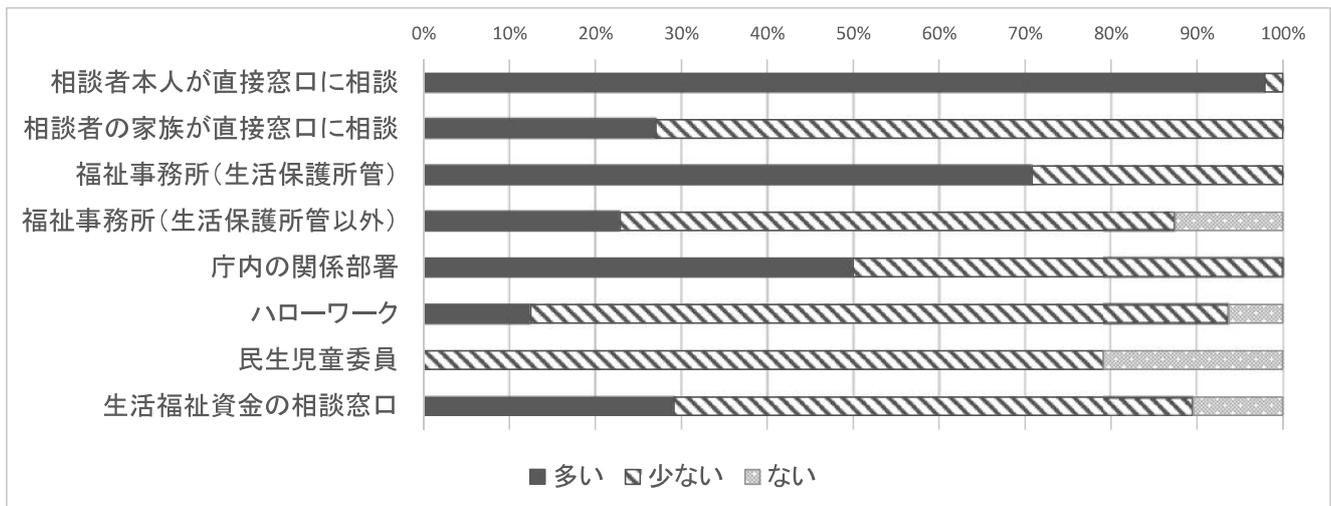
### (1) 早期発見につながるアウトリーチが困難

相談者が相談に至る経路は、ほとんどの区市で「本人が直接窓口に来所」で、次いで「福祉事務所（生活保護所管）から」、「庁内の関係部署から」となっており、公的な窓口からの相談が多数を占めている。一方、「民生児童委員から」、「生活福祉資金の相談窓口から」、「ハローワークから」は現状では少なかった（図1）。前述の「中高年層が多い」と合わせて考えると、現時点で窓口につながっている層は生活困窮が深刻化してからつながっており、ひきこもり等の層の掘り起こしは、今後の課題だと考えられる。

対象者の早期発見のためのアウトリーチでは、「近隣住民等からの相談による対象家庭への訪問」（26・5%）、「出張相談会の開催」（20・4%）等が比較的多く、「社協の地域福祉コーディネーターが住民から相談を受けてつながった」、「地域包括支援センターが高齢者の世帯を訪問した際、自宅にひきこもりの子息がいると分かり、その後、同行訪問した」等の事例もあった。

図1 新規相談者の相談経路

(単位：%、n=48区市)



(2) 身近な一般就労先のニーズが高い一方、中間就労の場の不足も深刻

支援の出口については、「身近な一般就労先」がほぼすべての区市で「ニーズが多い」との回答であった(図2)。

一方、支援をすすめる上での地域の社会資源の充足状況としては、すべての選択肢について6割以上の区市で不足しており、特に「中間就労の場」は9割の区市で不足している(図3)。さらに、緊急・一時的な支援制度の必要性が挙げられる一方、「生活全般を支えてくれる小規模な職場」等の社会とのかかわりが持てる場が必要であるとの意見が寄せられている。

これらの結果から見えてくる支援の課題としては、来所した時点で支援が困難な状態に陥っており、使える制度や紹介できる機関が限られてしまうことが考えられる。また、複合的な課題があるためアセスメントが難しかったり、支援対象者本人の意欲に課題があるなど、支援のステージをつくるための社会資源が不足していることも、出口までの壁となっている。

(3) 制度内外の支援を活用

他制度を活用した支援では、「生活福祉資金貸付事業」との連携が最も多く、地域包括支援センターや介護保険、障害福祉サービスの利用、ハローワーク、障害者就労支援機関の活用もみられた。「社会福祉法人による一時的な居室や中間的な就労の場」も回答に挙げられている。

一方、インフォーマルな支援の活用では、支援の入口では少なかった「民生児童委員活動と連携した支援」について、支援の開始後では4割の区市が挙げている。また、住民による直接的な支援と結びつけることが難しい中、「区市町村社協の地域福祉活動」、「ボランティアセンター」との連携が3割弱の区市でみられた。

図2 支援をすすめる上でのニーズ

(単位：%、n=48区市)

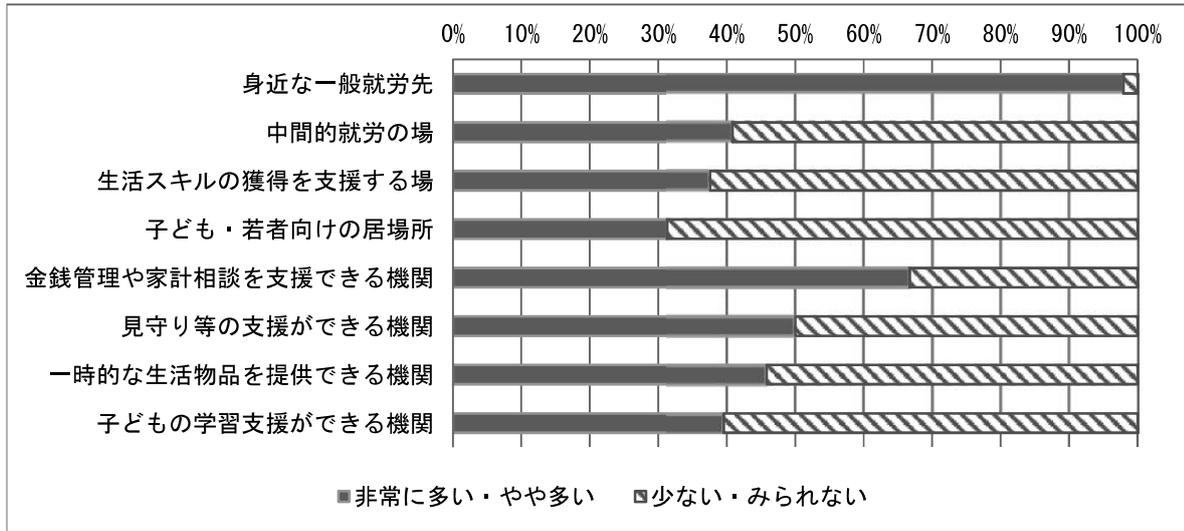
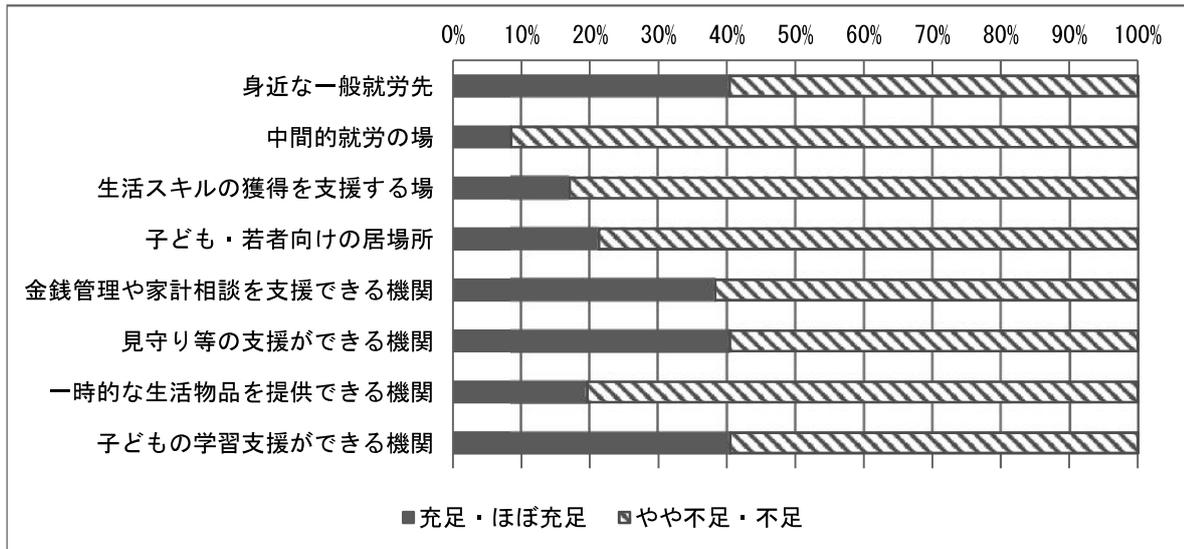


図3 支援をすすめる上での地域の社会資源の充足状況

(単位：%、n=48区市)



### 3 地域ネットワークの強化と社会資源の開発

東京における生活困窮者支援につながる「地域づくり」をすすめる上で、次の4つの課題を6～7割の区市が挙げている。

- (1) 地域からそれぞれの家庭の状況が見えづらい
- (2) 既存の地縁組織（町会・自治会等）とつながらない層が増えている
- (3) 生活困窮に至るプロセスや実情が地域住民に「我が事」と理解されにくい
- (4) 生きづらさを抱える人が社会参加できる場が地域に少ない

また、関係機関や地域に期待することは、次のようになっている。

- (1) **区市町村社協**：生活福祉資金貸付事業との連携、現物給付の仕組みへの協力、地域福祉コーディネーターや社協活動を通じた支援の出口となる地域の資源開発へのつなぎ
- (2) **社会福祉法人・福祉施設、事業所**：身近な中間的な就労、社会参加の場の提供と、施設の専門性を活かした生活スキルの獲得への支援や情報提供の強化
- (3) **民生児童委員**：対象者の発見とつなぎ役、支援開始後の見守りと相談相手や同行支援
- (4) **NPO等の市民活動**：「子どもやひきこもりの人のための居場所づくり」「就労支援」「食糧支援」等、それぞれの地域で不足している具体的な支援への協力
- (5) **企業や商店等**：就労や就労体験への協力

広域の都道府県社協である東社協に対しては、(1)生活福祉資金貸付事業の実施主体としての生活困窮者自立支援制度との連携、(2)地域づくりをすすめるためのロールモデルの提起、(3)社会福祉法人に期待される役割の発揮のための推進、等について期待するとの回答を得た。

#### 【提言】

生活困窮者自立支援法の大きな目標の一つである「生活困窮者自立支援を通じた地域づくり」は、社会資源が著しく不足しているなど、取組みが進んでいない。改正社会福祉法には、誰もが排除されずその人らしく暮らすことができる地域共生社会の実現に向けた取組みの推進が盛り込まれており、今後はこうした視点を踏まえた地域ネットワークづくりと社会資源づくりが重要となる。社会福祉協議会を含む社会福祉法人や福祉関係団体は、各法人・団体の専門性と主体性を発揮して、地域においてネットワークを組み、生活困窮者支援の取組みに積極的に関わっていくことが求められる。

#### 提言 1 区市町村社会福祉協議会への提言

区市町村社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な組織として、地域の多様な団体と連携しながら、地域課題の解決や社会資源づくりに取り組んできた。社協には、地域福祉権利擁護事業や生活福祉資金貸付事業、ボランティア・市民活動センター、在宅福祉サービス等、地域で展開する各事業をはじめ、コミュニティソーシャルワークを実践してきた強みがある。

自立相談支援機関は、新規相談や継続支援ケースが増えていくなか、オーダーメイド型

の個別支援の対応に追われ、新たな資源の開発や地域づくりに十分着手できていない。社協は生活困窮者自立支援法の事業の受託有無にかかわらず、地域福祉推進の観点から積極的に関わることが求められている。

### (1) 相談支援の力を高め、総合支援体制を構築する

社協が実施する事業や把握する資源を有機的に連携させ、相談支援の力をより高めていく必要がある。各制度の対象外である等により十分支援できないケースに対しては、他機関や他の資源に丁寧につなげるなど、相談者に寄り添った取組みをする必要がある。

また、早期発見・早期支援につなげるため、民生児童委員等の福祉関係者や地域住民を対象にした生活困窮者自立支援についての学び合いや情報提供の場を設けることが求められる。

### (2) 地域ごとのニーズをふまえた社会資源の開発

各地域で取組みが始まっているフードドライブやフードバンク、また緊急時に活用できる独自の支援金等、住民や関係機関・団体を巻き込んだ現物給付の仕組みづくりが求められる。また社協のもつネットワークや資源を活用し、テーマ別のサロンやカフェ、ボランティア・市民活動センターで活動できる軽微なボランティア活動プログラム等、就労準備支援に至る前の居場所・活動場所を開発していくことが求められる。

### (3) 人と人、人と団体、団体と団体のネットワーキング

子ども食堂や学習支援等、生活困窮者自立支援や地域共生社会を推進する新たな取組みが生まれているが、既存のネットワーク（自治会・町会等の地縁組織、民生児童委員、NPO、ボランティアグループ等）とのつながりが弱いケースが少なくない。地域福祉コーディネーター等の社協職員をはじめ、専門職や地域のキーパーソンにはたらきかけ、地域のネットワーク化を進めていく必要がある。また、社会福祉法人や福祉関係者のネットワーク化もさらに進めていく必要がある。

## 提言2 社会福祉法人への提言

都内では、4,000を超える社会福祉施設の多くを社会福祉法人が運営している。多様な専門職を擁し、地域に根ざした施設サービスを展開するなかでさまざまな相談支援の実績を積み上げてきた社会福祉法人は、その専門性を活かした取組みをより一層広げていくことが求められている。

### (1) 認定就労訓練事業（中間的就労）や就労準備支援事業等、身近な社会参加の場の提供

認定就労訓練事業（中間的就労）や就労準備支援事業等へは、個々の社会福祉法人による取組みや東京都地域公益活動推進協議会で進める「はたらくサポートとうきょう」への参加等により、取組みが進められつつある。

社会福祉法人には、とりわけ就労に向けた準備が必要な者に対して行われる就労準備支援事業等への関わりが求められる。多くの社会福祉法人が取組むことで、身近な地域で就労訓練等を受けられる機会を増やすことができる。

## **（２）社会福祉法人の専門性を活かした地域支援**

さまざまな状態の利用者に対し、オーダーメイド型の支援メニューにより着実なステップアップが図られるよう、生活スキル獲得への支援も含めて、施設のもつ専門性を活かした取組みが求められる。

## **提言 3 福祉事務所設置自治体への提言**

自立相談支援事業の実施主体である福祉事務所設置自治体には、地域共生社会の実現に向けた方向性を踏まえ、複合課題に対応する包括的な相談支援体制づくりが求められる。自立相談支援事業を直営で行うか委託するかに関わらず、早期発見・早期支援ができる仕組みづくりや社会資源の開発をバックアップしていくため、自立相談支援機関を中心とした多機関協働の場づくりを進めることが必要となる。そのためには、民生児童委員や地域包括支援センター、社協等、関係機関への積極的な情報公開・情報発信が不可欠となる。

また、任意事業やその他の事業に積極的に取組んでいく必要がある。

## **提言 4 東京都への提言**

東京都においては、生活困窮者支援体制整備事業や自立相談支援機関窓口の体制強化支援事業が行われている。自治体間格差が生じることのないよう、また適切に事業が運営されるよう、引き続き各自治体の取組みを推進・支援することが求められる。

## **提言 5 東京都社会福祉協議会の取組み**

東京都社会福祉協議会では、業種別部会や28年度に立ち上げた東京都地域公益活動推進協議会などのネットワークを活かして、社会福祉法人や福祉関係者による生活困窮者自立支援への取組みや関わりが推進されるよう支援する。

### **（１）生活福祉資金貸付事業と生活困窮者自立支援事業の連携の推進**

自立相談支援機関に対し生活福祉資金貸付事業の内容や連携の好事例を周知するほか、個別ケース支援についての連携方策を提案し、生活困窮者自立支援制度との連携を推進していく。

### **（２）社会福祉法人へのはたらきかけ、はたらくサポートの推進**

各地域において社会福祉法人の強みを活かした生活困窮者自立支援の取組みが広がるよう支援する。また東京都地域公益活動推進協議会として取組む「はたらきたいけれど、はたらきにくい人」へはたらく場を提供する「はたらくサポートとうきょう」をさらに進め、身近な地域で就労訓練等が受けられる機会を拡大する。

### **（３）地域ネットワークを活用したロールモデルの提起**

社会資源の著しい不足等、地域づくりが進んでいない現状を踏まえ、地域ネットワークを活用した社会資源開発や生活困窮者自立支援プログラムづくりの取組み事例等を収集し、広く発信していく。

## 第2部 部会・連絡会からの提言



## 東京都高齢者福祉施設協議会

### 【東京都高齢者福祉施設協議会とは】

東京都社会福祉協議会（東社協）東京都高齢者福祉施設協議会は、東京都内の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、地域包括・在宅介護支援センター、デイサービスセンターを会員とする組織である。

会員が相互に研さんを重ねながらサービスの質を高め、利用者主体による高齢者福祉の発展を目的として、施設で働く職員を対象とした研修会や実践研究発表会（アクティブ福祉 in 東京）、調査研究活動、制度の拡充を目指した提言活動（ソーシャルアクション）などを行っている。（会員数：1198 施設・事業所）

### 【提言項目1】

#### 地域包括ケアの構築には高齢者福祉施設のもつ総合力を活用すること

### 【現状と課題】

高齢者福祉施設は、高齢者の生活を支えるために必要な“総合力”を有している。専門職による介護に取り組み、利用者や家族への相談援助を行う他、生活困難などさまざまな課題を抱える人々にも対応している。地域包括支援センターやデイサービスによる包括的な支援を行っている施設も多い他、介護人材育成やボランティア活動推進の拠点としての役割も果たしている。

このような、地域における“セーフティネット”の機能を果たしている高齢者福祉施設が、地域包括ケア推進の上でも大きな役割を果たさなければならない。このためには、自治体や関係機関が高齢者福祉施設への理解を十分に深めつつ、地域の福祉資源として、地域性を踏まえた活用を図ることが求められる。

東京の高齢者福祉・介護に取り組む社会福祉法人等の実践から、今後の高齢者福祉施設に期待される機能・役割として以下のものが上げられることから、これらを、区市町村における公私の機関や社協をはじめとする関係団体とネットワークをつくり、連携しながら効果的に推進するためには、高齢者福祉施設を地域包括ケアシステムの中核として位置づけることが必要である。

### 【地域の中で社会福祉法人・施設が果たすことができる役割】

- ・制度対象外の人々を支援するセーフティネット
- ・地域の中で高齢者介護・福祉サービスの拠点
- ・地域のネットワーク拠点（行政、地域包括支援センターとの協働の下で実施）
- ・都民や他機関からの相談窓口
- ・地域における介護サービスの質の向上支援、人材育成の拠点
- ・ボランティア活動のコーディネート拠点
- ・高齢者の在宅生活の継続支援（いざというときに頼る時ができる）

### 【高齢者福祉施設の総合力を活かしたメニュー（例）】

地域の総合相談窓口、防災拠点、地域ネットワーク構築、見守り・緊急対応、食事提供・栄養管理、家事援助、移動支援、日常生活にかかる支援、社会参加の機会提供、権利擁護関係支援、介護予防、リハビリテーション、医療との連携、医療依存度の高い方の受け皿、ターミナルケア、重度の認知症への対応、人材育成、各職種の専門性の向上、地域住民への啓発活動、介護家族のサポート、自立支援型マネジメントの推進

### 【提言内容】

高齢者福祉施設が持つ機能と役割について、自治体や関係機関、社会福祉協議会及び地域住民による認識を十分に深め連携しつつ、地域包括ケアの構築には、その“総合力”を活用すること。

また、介護保険の対象ではないニーズについては、老人福祉法をはじめとした社会福祉制度の中で、公的責任の所在を明らかにするとともに、こうした中で高齢者福祉施設が果たす機能と役割について、今後の施策で明確に位置づけることを要望する。

### 【提言項目2】

**東京の実態に見合った地域係数及び地域区分の見直しを図ること**

### 【現状と課題】

介護報酬は全国一律のものであるために、都市部と地方の賃金や物価の格差を調整するよう上乘せ割合（地域係数）が設定され、都市部の報酬が割り増しされている。しかし、この地域係数は、介護報酬の人件費比率のみに乗算される仕組みとなっていることから、地代等「物価」の格差については反映されていない。

平成27年度の介護報酬改定では、ショートステイの人件費率に改善は見られたものの、全体として、なお都市部の実態に見合っていない地域があるとともに、そもそも地域係数の仕組み自体、依然として人件費比率のみに乗算されていることから、都市部の高齢化対策を推進する上でも早急な改善を求めたい。

### 【提言内容】

都市部の実態に応じた介護報酬上乘せ割合（地域係数）とすること。また、地域係数に人件費率を乗じる仕組みを撤廃すること。

### 【提言項目3】

**施設サービスの人員配置基準について、実体に合わせた見直しを進めるとともに配置に応じた報酬にすること**

### 【現状と課題】

高齢化が進み、入所利用者が重度化するなかで、高齢者福祉施設は厳しい職員体制のなかでの運営を強いられている。

## 《各施設の具体的な現状と課題》

### ●養護老人ホーム

- (1) 養護老人ホームは、平成18年度の制度改正で社会的自立を支援するソーシャルワーク機能強化型の中間施設として位置付けられたが、依然として利用者の実態は認知症、精神疾患、知的障害、アルコール依存症、精神不安定、病弱な者、ADL低下による身体機能に問題をもつ者など、医療的ケアの必要性がある者が多く、また虐待ケースでの緊急入所も増加している。利用者は複合的な生活問題をかかえ、日々の生活を維持するためには濃密な支援を必要としている状況にあり、生活相談員を現場に入れても支援サービス体制が追い付かない状態が生じている。職員配置基準では特別養護老人ホームの介護職員は看護職員を含めて3:1であるが、養護老人ホームの支援員は15:1である。
- (2) 東京都内の養護老人ホームでは「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」の指定申請を受けるところは2施設にとどまっている。これは、現在の利用者実態からは指定を受けた場合の収支計算からして経営が成り立たないからである。

制度上は中間施設となったが措置権者は社会的自立からほど遠い社会から見放された高齢者の措置を続けており、その受け皿であるはずの養護老人ホームはセーフティネット機能を辛うじて発揮しているのが東京の実態である。

### ●特別養護老人ホーム

利用者が重度化するなか介護職の仕事量は確実に増大している。高層化する施設への対応など東京ならではの理由も加わり、都内特別養護老人ホームの介護職員配置の実態は平均で2.1:1と、国基準3:1を大幅に上回っている。利用者を取り巻く家族関係の複雑化や希薄化に対応するため利用者の生活を支援するソーシャルワーク機能がこれまで以上に求められているなか、生活相談員配置基準は利用者100名に対し1名以上とあるだけで、介護支援専門員を兼務している相談員も多く、業務は多忙を極め適切なソーシャルワーク機能を果たすことが難しい現状にある。また、複雑になっている介護報酬加算の請求に対応する事務職員の配置基準もない。

### ●軽費老人ホーム

超高齢社会の到来、とりわけ後期高齢者が急激に増大する東京において、高齢期に安心して暮らせる住まいとしての役割・機能をもつ軽費老人ホームの果たす役割は大きい。

軽費老人ホーム利用者は、年々、高齢化が進むとともに、身体的ケアだけでなく、精神的ケアを含め何らかの支援を必要とする方が増え、その支援内容は複雑多岐にわたる。また、利用者の家族も高齢化し、利用者が単身、身寄りのない状態となり、特別養護老人ホームへの入所も困難な状況のなかで日々の支援を行っている。そのため、定数のケアワーカーでは対応できず、独自で職員の増配置をしているのが実態である。

一方で、民間社会福祉施設サービス推進費が年々縮小され、コア人材及び増配置の人件費の捻出が困難になってきている現状がある。

### 【提言内容】

高齢者福祉施設の各専門職について実体に見合った人員配置基準に見直しをし、十分な専門性を有した職員を確保できるだけの報酬を担保すること。

#### 《施設種別ごとの要望》

##### ●養護老人ホーム

国の求める中間施設の制度と大都市東京における現場の実態との乖離が大きくセーフティネット機能を確保するために都独自の職員配置基準を要望する。

##### ●特別養護老人ホーム

介護・看護職員、事務職員については、実態に見合った人員配置とすること。生活相談員については50名に対し1名以上の配置をすること。介護支援専門員については兼務可能とせず専任で配置することを要望する。

##### ●軽費老人ホーム

利用者の有する力に応じた生活を送ることができるように、介護職員の配置の増員をし、十分な専門性を有した職員を確保できるだけの基本単価の引き上げをすること。また、夜間時間帯の見守りについて、人員確保の困難な現状において、警備員等への業務委託が可能になるようにすること。

#### 【提言項目4】

**東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助について、養護老人ホーム・軽費老人ホームの実態に応じた見直しを図ること**

#### 【現状と課題】

高齢化の進展や社会状況の変化とともに、養護老人ホームおよび軽費老人ホームの置かれている状況が変化してきており、実体と制度が合っていない状態が続いている。

#### 《施設種別ごとの現状と課題》

##### ●養護老人ホーム

- (1) 養護老人ホームは、虐待を受けた高齢者の受け皿として、また、さまざまな理由から一人暮らしが困難な高齢者のセーフティネットとしての役割を果たしている。
- (2) 養護老人ホームの利用者には、介護保険サービスの利用に馴染まない高齢者が多くいる。介護保険サービスの利用が可能になったが、その生活支援の中から「介護」部分のみを切り離してスポット的に介護保険サービスを受けることで状態の解決に結びつかない。
- (3) 要介護利用者でありながら、サービス限度枠の範囲内で必要な介護がまかりきれず、夜間の排泄介助は職員による対応となっている。
- (4) 要介護利用者が通院する場合、生き帰りの付添は介護保険サービスの対象であるが、病院内は対象外となる。
- (5) 利用者のADL低下傾向から、転倒事故防止のための筋力強化体操、自立の促進へのクラブ活動参加などをプログラム化し機能の防止低下に努めている。
- (6) 利用者の実態から支援サービスを担当する職員の専門性が求められている。また、急速に高齢者が増える東京の高齢福祉に携わる人材確保が厳しさを増している。

### ●軽費老人ホーム

軽費老人ホームにおいては、年々、高齢化が進むとともに、身体的ケアだけでなく、精神的ケアを含め何らかの支援を必要とする方が増えている。また、利用者の家族も高齢化していることや介護老人福祉施設への入所が困難な状況で日々の支援を行っている。そのため、定数のケアワーカーでは対応できず、職員の増配置をしているのが実態である。

超高齢社会の到来とともに、とりわけ後期高齢者が急激に増大する東京において、高齢期に安心して暮らせる住まいとしての役割・機能をもつ軽費老人ホームの果たす役割は大きいことから、十分な専門性を有した職員を確保できる補助制度の充実が不可欠といえる。

#### 【提言内容】

高齢者のセーフティネットとしての役割を十分に果たせるよう、養護老人ホームおよび軽費老人ホームについて東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助の見直しをすること。

#### 《施設種別ごとの要望》

##### ●養護老人ホーム

養護老人ホームの利用者の実態から次の項目を要望する。

- ①「重度者加算」、「通院同行加算」及び「介護予防加算」の対象範囲に、要支援、要介護の利用者も該当するよう見直しを行うこと。
- ②職員の質の向上と人材確保の観点から、職員の「支援員等処遇改善加算」と社会資源の少ない離島における状況を勘案した「離島加算」の新設を行うこと。
- ③高齢者福祉に携わる人材の確保、専門性を有した職員の確保ができるため基本単価を引上げること。

##### ●軽費老人ホーム

- ①要支援・要介護者への職員付き添いの必要性和実態を参酌すること。
- ②軽費老人ホーム利用者には、介護保険サービス利用に馴染まない高齢者も少なくないことから、「重度加算」、「通院同行加算」及び「介護予防加算」の対象範囲に、要支援、要介護の利用者も該当するよう対象範囲の見直しを行うこと。
- ③東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金が年々削減され、コア人材の人件費の捻出が困難になってきている。軽費老人ホームでは、年々、身体的ケアだけでなく精神的ケアを含め、何らかの支援を必要とする方が増えており、専門性を有した職員を確保できるための基本単価を引上げること。  
補助事業対象施設を社会福祉法人が運営する軽費老人ホーム全般（A・B・ケアハウス）とすること。

#### 【提言項目5】

養護老人ホーム保護措置費の消費税増税に見合う改定を適切に行うこと

#### 【現状と課題】

他の福祉分野では処遇改善や消費税増税への対応が行われているものの、養護老人ホームの分野ではこうした対応が行われていないために、増税による負担増は、施設の自助努

力で対応せざるを得ないのが現状である。

#### 【提言内容】

養護老人ホームには、地域でのセーフティネットを担う役割が求められていることから、施設の経営がこれ以上圧迫されることのないよう、消費税増税に見合う措置費単価の改定が適切に行われること。

#### 【提言項目 6】

**介護予防・日常生活支援総合事業について、必要なサービスが十分提供されないといい事態が発生しないようにすること**

#### 【現状と課題】

介護保険制度改正において創設された「介護予防・日常生活支援総合事業」は、要介護認定において「要支援」と「非該当」を行き来するような高齢者に対する、切れ目のない総合的なサービスの提供や、介護保険利用に結び付かない高齢者に対するサービスの導入等を目的として地域の実情に応じて実施される総合的なサービスの提供が示されている。本事業について、対象者やサービス内容について懸念される事項について下記を提案する。

#### 【提言内容】

- (1) 事業の決定に関して、本人の意思に反した判断が行われることのないよう、判断基準を明確にするとともに、本人が決定に異議を唱えた場合や本人の意向に変化が生じた場合の対応方法等についての規定を設けること。
- (2) 現行の予防給付と介護予防サービスでは、サービスの種類・質・量等に著しい開きがある。事業対象者と決定されたことにより、本人にとって必要なサービスが十分提供されないといった事態が発生しないよう、サービスメニュー等に関して、地域の特性に十分配慮したものにする。

#### 【提言項目 7】

**地域包括支援センターの機能強化を図るために必要な措置を講じること**

#### 【現状と課題】

地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置している。

センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置くこととしており、配置人員数について、地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）それぞれ各 1 人とされている。

しかし、地域包括支援センターの業務は近年、相談数の増加等により業務量の増大が課

題となっており、住民ニーズへのきめ細かい対応を図るために配置職員の増員が求められている。

**【提言内容】**

地域包括支援センターが担当する地域の状況に応じた人員体制の強化を積極的に図ること。

# 東京都介護保険居宅事業者連絡会

## 【東京都介護保険居宅事業者連絡会とは】

介護保険法に基づき東京都が指定する居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者等が相互に連絡調整し、介護保険居宅サービス事業及び介護予防サービス事業、居宅介護支援事業等に係るサービス内容の向上及び介護保険事業の健全な発展を図ることを目的に、平成 12 年 11 月に東京都介護保険居宅事業者連絡会を設立。

「一人で抱え込まない」「一事業所で抱え込まない」をキーワードに、利用者を支える地域ケアのネットワークづくりを目指し、多職種・多機関参加による情報交換会や研修の開催を実施している。また、会員事業所の経営状況及び利用者の声をもとに介護保険制度を検証し提言活動を行っている。

平成 29 年 4 月の会員数は、397 事業所となっている。

## 【提言項目 1】

### 介護予防・日常生活支援総合事業の評価・点検について

#### 【現状と課題】

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）については、平成 29 年 4 月より区市町村で完全実施になった。

総合事業は、いわゆる軽度者といわれる、要介護度が低い人の在宅生活を支えるサービスとして、地域に応じたきめ細かいサービス提供が期待されている。

その一方、報酬単価設定に区市町村ごとの違いが生じる他、事業者の参入が進まないことを懸念する向きもある。

#### 【提言内容】

介護予防・日常生活支援総合事業の実施にあたっては、区市町村ごとの現状や創意工夫を活かしつつも、サービスメニューやサービス量の不足によって、区市町村ごとに著しい格差が生じないようにすること。また、サービスの担い手の育成をすすめ、事務所が参入できる報酬とすること。

## 【提言項目 2】

### 地域包括ケアシステムの区市町村別の取組み状況について

#### 【現状と課題】

地域包括ケアシステム構築に向けた取組みが区市町村を中心に進められる中、この中に、地域の介護保険事業者がどのような役割を果たしていくべきか、理解が十分に深まっていない場合がある。

**【提言内容】**

地域包括ケアシステム構築に向けた取組みの中では、介護保険事業者が地域における役割を発揮できるよう条件整備を整えること。

**【提言項目3】****介護福祉人材の確保・定着・育成について****【現状と課題】**

国は福祉人材確保対策検討会を立ち上げ、参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善、全体的な視点での11の方向性を示した。現在介護業界のイメージアップやキャリアアップ支援、働く人のすそ野を広げる取組みなどが行われているが、事業者団体等との協働した取組みについては、あまり行なわれていない。

また、新しい人材の確保に対する取組みだけではなく、いま働いている人たちが今後とも働き続けていけるような労働環境の整備を進めて行くことも課題となっている。

ロボットやICT技術を活用した業務負担の軽減、メンタルヘルスの管理、子育て世代が働きやすい労働時間の設定や事業所内保育所の開設などの労働環境整備を行う事も重要であるが、規模の小さい事業所や法人ではハードルの高いものとなっている。

**【提言内容】**

実習指導担当者の育成および質の向上のための機会を定期的に作ること。また区市町村における人材確保・共有・育成のシステムを整えること。

**【提言項目4】****災害時における介護保険事業者の役割について****【現状と課題】**

東日本大震災では、介護保険事業者におけるサービス提供の継続について、事業所ごとで対応が異なる状況であった。

一方、災害時における支援体制の構築が区市町村等で進められているが、この中における介護保険事業者の役割については、かならずしも地域の中で共有化されないまま今日に至っている場合もみられる。

一方、災害時の備蓄については各事業所の努力義務となっているものの、備蓄についての補助は一時滞在施設などの指定を受ける必要があることから、自主的な取組みで行うには負担が大きい。

**【提言内容】**

区市町村で介護保険事業者を含めた災害時対応マニュアルを策定の上、共有を図ること。また、地域での災害時の備蓄を促進する目的により、介護保険事業者に対する補助制度の導入を検討すること。

# 身体障害者福祉部会

## 【身体障害者福祉部会とは】

東京都社会福祉協議会に属する都内・都外の 89 か所の身体障害者福祉法及び障害者総合支援法に基づく身体障害者を主な対象とした施設等で組織されている。本部会は、施設長及び従事者によって運営され、障害者福祉の増進と資質向上を期するため、施設及び関係諸機関との連携調整を図り、委員会中心に専門委員会等を開催して必要な情報交換や課題の整理・共有、調査・研修、会員向けへの部会通信などを発行し相互に活動を行っている。

障害の一元化に伴い、身体障害者福祉部会、知的発達障害部会、東京都精神保健福祉連絡会、東京都セルフセンターによる「障害者福祉連絡会」を立ち上げ、共通課題の検討を行っている。

## 【提言項目 1】

**障害者の重度・高齢・病弱化に対応できる地域福祉を目指し、重症心身障害者等最重度障害者をも対象としたグループホーム制度の充実を図る**

## 【現状と課題】

国の施策によると、障害者のための入所施設は増やさないことが原則になっている。一方、東京都の場合は、施設への入所を希望する重度身体障害者・重症心身障害者が依然として多く存在する。そのため、重度身体障害者等が国の施策に従い継続して現在の地域で生活するには、障害特性に応じたグループホームが選択肢として数多く設置されなければならない、入所施設にとっても地域移行の受け皿として必要である。

また、東京都では、この間重度身体障害者のアパート等における一人暮らしは大きく進展したが、障害者の重度・高齢・病弱化が全般的に進む中、一人で暮らすには不安感がある方や、施設と地域の中間的な暮らしの場がふさわしいと思う方も存在する。ところが、身体障害者福祉部会会員の中でも、先駆的に身体障害者グループホームを立ち上げた施設はあるが、まだまだ稀な取り組みである。その背景は、ホーム建設にあたり、知的障害者や精神障害者を対象としたグループホームと比べて広さや設備面が格段に違い、大幅なコストがかかることである。車いすでの生活となるため、廊下の広さは車いすですれ違える設計となり、2 階以上の建物ならばエレベーターの設置が必要となるなど基準を全て整えると、入所施設に準じる建物と設備が必要となるからである。

このような重度障害者の地域生活支援の一環として、東京都は「医療連携型グループホーム事業」や「障害福祉サービス等医療連携強化事業」等の新規事業を立ち上げ、関係者から一定の評価がなされている。だが、実施主体は区市町村であり、東京都の補助基準も 1/2 となっているため、区市町村単位では医療的ケア支援等の対象が少数であったり、財政的問題から取り組むことが難しかったりすることが予想される。

現状では、人口比で見た東京都の療養介護施設は決して多くはなく、受け入れも限界にきている。要介護問題で行き場を失った重症心身障害者等最重度者が増加しつつあり、最重度者グループホームへの志向が強まる主な原因がそこにある。最重度者の家族において

は、睡眠を削る過酷な家庭内支援状況が問題視されており、こうした先の見えない環境から、最重度者が安心して地域で暮らせるグループホームの本格的実現が望まれる。

### 【提言内容】

#### ① 身体障害者に対応するグループホームへの整備補助

車いすに対応し、重度・高齢・病弱化した身体障害者の生活及び介助動線を考えると、少なくとも 18 m<sup>2</sup>前後の居室が必要である。さらに、身体障害や車いすを想定したグループホームを建築した場合、移乗用リフト、機械浴槽、エレベーター等の他、建築基準や防火基準からも相応の設備が必要である。こうした建物と設備に見合った補助が必要である。

#### ② 重症心身障害者をはじめとする重度・重複障害者が地域で暮らせる東京都独自のグループホームの実現に向けて

常時見守りが必要な最重度者のグループホーム利用では、身体介護のみならず、人によっては非言語的コミュニケーションを含むメンタル支援が必要であり、時間をかけた丁寧な支援が求められる。また、施設と違いスケールメリットがないため、夜間等相当数の支援員配置が必須となる。さらに、痰の吸引や経管栄養など医療的ケアが必要な方の受け入れでは、研修を受けた認定特定行為業務従事者等が複数存在しても、夜間や休日に常時相談や確認ができる看護師の存在は不可欠である。なお、グループホーム利用者の状況によっては、直接看護師の配置が必要な場合も考えられる。こうした課題に区市町村が対応できるように、東京都の全面的な支援が必要である。

### 【提言項目 2】

**優先調達に関しては、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進が図られるよう、東京都の実効ある取り組みが必要**

### 【現状と課題】

東京都内就労継続支援 B 型事業所の平均工賃は、ほぼ全国平均レベルであり、都内の物価や一般就労賃金等を考慮すると低い状況で推移している。現実的には事業所の努力ではなかなか解決できず、東京都もしくは都の外郭団体からの優先調達照会も、発注単位や価格など、障害者就労施設等に対応できる内容とのミスマッチが見受けられる。特に、適切な工賃が支払えるよう環境を改善するためには、優先調達のあり方の見直しが急務である。

### 【提言内容】

- ① 優先調達においては、障害者就労施設等の実態に合わせた適切な発注を東京都として進め、区市町村においても同様に取り組むことで地域の障害者就労の基盤づくりを強化すべきである。
- ② オリンピックも含めて東京都の取り組みをさらに拡充させ、障害者就労施設等で受けることができる品目を増やす。
- ③ オリンピックやそれに関連するイベント等において、障害者就労施設等の独自商品が販売できる機会を持つ。

## 知的発達障害部会

### 【知的発達障害部会とは】

東京都社会福祉協議会に加盟する都内・都外の知的障害児・者施設・事業所によって組織されている。現在会員数は、420事業所（平成29年3月現在）となっている。

部会活動は、施設長を中心とした経営研究会と従事者を中心とした利用者支援研究会がある。経営研究会は、施設種別によって、児童施設分科会、入所施設分科会、通所施設分科会、地域支援分科会及び生活寮・グループホーム等ネットワーク委員会の各分科会活動が行われている。利用者支援研究会は、事務スタッフ会、支援スタッフ会、保健医療スタッフ会、栄養調理スタッフ会の各従事者によるスタッフ会活動が行われている。

また、種別横断的な専門委員会としては、広報委員会、研修委員会、人権擁護委員会、本人部会支援委員会がある。各分科会の代表幹事と委員会の長は、部会役員となり、毎月開催される役員会にすべての活動が集約できる仕組みとなっている。平成29年からは新たに災害対策委員会が常設された。

特別委員会として、福祉マラソン企画実行特別委員会、都外施設特別委員会、本人部会、強度行動障害支援指導者養成特別委員会、共生社会研究特別委員会があり、平成29年度から、障害当事者の文化芸術活動を推進する目的で、文化・芸術活動支援特別委員会が新設された。

役員会の直属委員会として、施策検討・調査研究合同拡大委員会、不祥事予防対応委員会がある。

さらに、東社協の他の障害関係部会との連携による東社協障害福祉連絡会、東京の知的発達障害関連当事者団体と連携した障害関係団体連絡協議会などにより、広く政策提言など行っている。

また、規模に応じた社会的責任を果たすため、東京都の虐待防止委員会研修や強度行動障害支援者養成研修にも人材を派遣している。

### 【提言項目1】

#### 強度行動障害への取り組み

### 【現状と課題】

知的発達障害部会において特別委員会を設置し、強度行動障害指導者養成に取り組んでいる。会員施設相互で共有できる支援困難者への対応技術の共有化、標準化を目指し、公開講座と連続演習による支援指導者養成研修を行い、実践事例発表などの啓発事業を行っている。強度行動障害を有する人が、地域で生活する仕組みが確立されている状況ではない。支援者養成研修については、平成29年度から対象者の大幅拡大が図られる予定だが、強度行動障害支援を支える仕組みを整備していただきたい。

### 【提言内容】

- 1) 地域生活を支える仕組みを整えてください。

- ・日中活動や短期入所で強度行動障害の支援を評価する仕組みを整えてください。
  - ・最重度加算の適用を緩和し、支援を評価する仕組みを整えてください。
- 2) 強度行動障害研修等の取り組みを強化してください。
- ・研修を受講して支援者のすそ野を広げるとともに、受講を受けられる体制を整えてください。
  - ・強度行動障害を指導する指導者を育成する体制を整えてください。
  - ・研修を受けた受講者がその成果を発揮できるよう、一定期間対象者のいる事業所の業務に専念させる仕組みを作ってください。

### 【提言項目2】

#### 児童入所施設の取り組み

##### 【現状と課題】

児童施設では、18歳または20歳で卒園しなければならない現状がある。卒園後の行き先は、独占・協定以外の都外事業所へ多くの児童が流れている実態がある。児童入所施設の利用者の多くは、家庭に戻ることが非常に困難な状況があり、生活の場の確保が大きな課題となっている。障害年金の未受給期間（18歳～20未満）と障害年金非該当の方の生活を支える課題がある。

##### 【提言内容】

- 1) 児童期からの成人施設移行に向けた取り組み
- ・児童入所施設、特別支援学校、児童相談所、区市町村、家族等の連携できる仕組みを構築してください。
- 2) 児童入所施設卒園後の行き先と経済的支援
- ・都外独占・協定施設の資源を活用して、児童施設の受け入れ先になるような考え方を表明してください。
  - ・年金未受給期間の本人や居住地負担をカバーするために、援護の実施機関が負担する仕組みを整えてください。

### 【提言項目3】

#### 通所事業所支援の取り組み

##### 【現状と課題】

食事提供体制加算の継続については、東京都からも国に要望しているところである。財政的基盤の弱い障害者が、加算がなくなった時の提供体制負担に耐えられない状況が予測される中、そのままにしておくことはできない。また、医療的ケアを必要としている方が、地域生活を継続していくためには、常設の看護師配置による支援が必須となる。誰もが安心して暮らせるために通所事業所の支援をお願いしたい。

##### 【提言内容】

- 1) 食事提供体制加算の継続を国に要望するとともに、東京都としての独自の支援も検討

してください。

- ・東京都の福祉サービス水準を確保するために通所事業所のサービス推進費単価を上げて、重度利用者の地域生活を支える態勢を整備してください。
- ・個々に対応した多様な食事提供が出来る仕組みを整えてください。

#### 【提言項目 4】

### 重度障害者の地域生活支援の取り組み

#### 【現状と課題】

消防法及び建築基準法により、グループホームは消防法 6 項のロとハに分かれてしまった。障害支援区分 4 以上の方が 80% 居住するユニットはスプリンクラー等の消防設備が必須となる。障害者支援施設利用者が移行先として選択する場合、必然的に 6 項のロに該当するグループホームが多くなる。3 カ年プランにより設置促進が図られ量的には数値目標は達成されていると聞く。しかし、実際上記に該当するグループホームは 6 項のハに該当するユニットに比べ相対的に増えていない現状がある。

#### 【提言内容】

- 1) 重度障害者や地域生活を希望する障害者支援施設利用者が安心して暮らせるようなグループホーム設置促進策と東京都単価のアップをお願いします。
  - ・重度の方に対応するグループホームの設置目標を別に立てて、補助単価を上げるよう要望します。また、現行の東京都単価を国の報酬にスライドする傾斜的な単価にしてください。このことにより大規模化が避けられ夜間支援体制が充実し、障害者支援施設からの移行が促進され、障害者支援施設利用希望者のニーズに応えることが可能となります。
- 2) 都民利用都外施設利用者が設置県に開設されるグループホームを利用する場合に、地域移行者としてカウントされ、都内で設置するグループホームと同様の開設準備経費等の補助策を実施するようお願いします。
  - ・このことにより都民利用都外独占・協定施設利用希望者に対応できる状況が生まれることとなります。

## 東京都精神保健福祉連絡会

### 【東京都精神保健福祉連絡会とは】

東社協では、東京都における精神障害者の保健福祉の向上をはかり、広く都民の心の健康増進をすすめることを目的に、全都的な組織をもつ民間の精神保健福祉関係7団体との連携をはかり、実践的な活動を行うことを目的として2001（平成13）年6月「東京都精神保健福祉連絡会」を設立した。連絡会では、都の精神保健分野への施策提言を行っている。その他にも、団体間の連絡調整や調査研究、広報活動、研修事業を行っている。

### 【提言項目1】

#### 障害者差別解消法における都の窓口の設置と機能の充実

#### 【現状と課題】

平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、障害者に対する「不当な差別的取り扱い」については、行政機関、民間事業者ともに禁止、「合理的配慮」については、行政機関は法的義務、民間事業者は努力義務とされた。

行政での対応要領の作成は、国は義務化されたが、地方公共団体では努力義務。相談、紛争解決については、同法では規定していない。地方公共団体が「障害者差別解消支援地域協議会を設置できる」と規定されている。

#### 【提言内容】

##### （1）東京都に望まれる取り組み

- 職員に対する研修、都民に対する啓発、事業者に対する指導等
- 相談、紛争解決のためのシステムの整備
- 区市町村に対する支援

##### （2）区市町村に望まれる取り組み

- 対応要領の作成、職員に対する研修、市民に対する啓発、事業者に対する指導等
- 相談、紛争解決のためのシステムの整備
- 障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営

### 【提言項目2】

#### 手当等の障害間格差の是正

#### 【現状と課題】

東京都の手当等で身体障害者と知的障害者のみが対象で、精神障害者が対象外となっているものがあり、障害間の格差となっている。

## 【提言内容】

以下のものについて、精神障害者をその対象に含めるようにすること

### ①東京都重度心身障害者手当

概要：心身に重度の障害を有するため、常時複雑な介護を必要とする方に対して東京都の条例により支給される手当。受給資格が認定されると、月額6万円が毎月支給される。

対象：東京都の区域内に居住し、心身に条例に定める程度の重度の障害を有する者

### ②東京都心身障害者（児）医療費助成

概要：国民健康保健や健康保険などの各種医療保険の自己負担分から一部負担金（住民税課税者1割 一月あたり自己負担上限額通院12,000円、入院44,400円 住民税非課税者負担無し）を差し引いた額を助成。ただし、入院時食事療養・生活療養標準負担額は助成しない。

対象：東京都内に居住し、1または2に該当の方

- 1 身体障害者手帳1級・2級の方（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障害の内部障害については3級も含む。）
- 2 愛の手帳1度・2度の方

### ③民間鉄道の割引制度

概要：身体、知的障害者に適用しているJR運賃等公共交通機関の割引制度（半額）を精神障害者に拡充すること。現行では、精神障害者（精神保健福祉手帳所持者）に対しては、都営交通が無料、民間バスでは半額など割引制度があるが、JRや他の民間鉄道では割引制度がない。

## 保育部会

### 【保育部会とは】

東京都社会福祉協議会に所属する約1,300の都内公立私立の認可保育園をもって組織されている。本部会は、研修会や研究会の開催、調査研究や日頃の保育の研究発表、都内認可保育園の取り組みの社会への普及などの活動を通して、保育の更なる質の向上を図り、子どもの健やかなる成長と発達を保証するための活動を行っている。

### 【提言項目1】

#### 子どもの安全と保育士の働き方の改善のため、新たな職員配置について

### 【現状と課題】

保育士は限られた人数で多くの業務をこなしているが、乳児の睡眠時チェックやアレルギー児への食提供等、次々と新たな業務が課せられている。特に死亡事故につながりかねないような重大なミスは、多忙な保育士のヒューマンエラーに起因している。一方で、保育所保育指針の改定等により職員が研修等で外出する機会も増え、手薄になった園内では話し合いや休憩時間の確保もままならないのが現状である。

子どもの安全確保の強化のため、また、保育士の休憩時間や話し合い時間、研修時間の確保のために、乳児の睡眠時チェックやアレルギー児への食提供等にかかわる業務を担う新たな職員配置が必要である。➡ 東京都

### 【提言項目2】

#### 奨学金を返済している保育士への負担軽減について

### 【現状と課題】

保育所に勤務している保育士の中には、保育士資格取得のために奨学金を借り、返済を続けている職員がいる。20年間も高額な返済を続ける職員がおり、日常生活のみならず結婚・子育てにも大きく影響し、中には給料の高い他業種へ転職してしまう職員もいる。保育士が退職せずに働き続けるためには、奨学金を返済している保育士の負担軽減が必要である。奨学金の利息分の軽減等も考えられる。

また、奨学金を借りて保育士資格を取得した方の中には、保育士として働いていない人もいる。潜在保育士確保のためにも、奨学金を返済している職員が保育園へ職場復帰した場合においても負担軽減が必要である。➡ 東京都及び区市町村

### 【提言項目3】

#### 保育士が自分の子どもを保育園に入所希望した場合、優先的に入所できる仕組みについて

### 【現状と課題】

待機児童解消のためには、子育て中の保育士が出産・育児しながら職場復帰できる環境が必要である。区市町村によっては保育士の子どもが優先的に保育所に入所できる仕組みがあるが、在住・在勤者に限られている。子どもを持つ保育士1人が職場復帰することで、保育園において多くの子どもを預かることができるようになる。子どもを持つ保育士が職場復帰しやすくするための広域的な優先入所の仕組みが必要である。➡ 東京都及び区市町村

### 【提言項目4】

#### 保育士宿舎借り上げ支援事業の地域間格差について

### 【現状と課題】

「保育士宿舎借り上げ支援事業の実施について」（平成27年4月13日雇児発0413第14号）により、保育士等の宿舎借上げ制度が区部を中心に拡大定着しつつある。しかし、実施している自治体としていない自治体とでは、保育士の確保に大きく差が出始めている。特に多摩地区の自治体は交付団体が多く、財政力が弱い市町村では新規事業として創設することができていない現状である。保育士確保と東京都の地域間格差をなくすために、市町村への補助が必要である。➡ 東京都

### 【提言項目5】

#### 事務職員の配置について

### 【現状と課題】

多様な保育サービスの提供や保護者へのきめ細やかな対応など、昨今の保育所の施設長は多種多様な業務を行っている。また、法人改革により、法人の運営について、様々な認可申請や記録・保存書類の作成、会計処理などの事務も年々増加傾向にある。

施設長が園経営や職員育成、地域との交流、保護者への対応等を充分に行うためには、事務処理を行う専門の職員配置が不可欠である。事務職員を正規の常勤職員として配置できるよう、加算が必要である。➡ 東京都及び区市町村

### 【提言項目6】

#### 乳児定員にかかわらない看護師配置加算について

### 【現状と課題】

看護師は、乳児の定員に関わらず保育園にとって重要な職務である。感染症やアレルギー一児への対応、プールの管理や健康指導、保護者の健康相談、職員の健康管理など、多くの分野で専門性を発揮し、保育園の機能を高めている。乳児定員が6名未満の保育園では、看護師配置をしても補助金がないため、配置をしていない園が見受けられる。子どもの健康管理を行うためにも、乳児定員にかかわらず、看護師を配置した場合の加算が必要である。➡ 東京都

**【提言項目7】****保育士確保に係る経費負担について****【現状と課題】**

保育士確保については多くの保育園において大きな課題である。特に卒園児や実習生の受け入れなどが定着していない新設園では、新聞広告料を支払ったり、保育士紹介の業者に数か月分にもなる高い手数料を払って斡旋してもらうなどの方法で保育士を確保している。その際の経費の負担が大きいのが実情である。保育士確保のための広告料や紹介業者に支払う経費について、負担軽減策が必要である。➡ 東京都

# 児童部会

## 【児童部会とは】

児童養護施設63施設と自立援助ホーム18施設により構成。

本部会は、児童養護施設と児童自立生活支援事業（自立援助ホーム）の事業を推進するため、会員相互の連携と協力を図り、各種調査、研究活動、研修会などの事業を行っている。

## 【提言項目】

**定員超過が慢性化している一時保護所、被虐待児の入所待機状況が生じている児童養護施設などの整備の促進**

## 【現状と課題】

東京都の児童相談所の虐待相談件数は予測を超えた増加をしている。

平成25年度 5,414

平成26年度 7,814

平成27年度 9,909

平成28年度は1万件を超えることが予想される。

警察が児童虐待の全ケースを児童相談所に通告することになったことから、警察からの身柄通告は平成25年度に月約50件であったものが、平成28年度は月100～120件へと、短期間で倍以上に急増している。

東京都は一時保護所を整備し定員を増やしてきたが、慢性的に定員超過をしている。

平成26年度 1日平均延人数 218.7人（定員192人）

平成27年度 1日平均延人数 229.5人（定員218人）

社会的養護の需要は、この20年を振り返ると、児童虐待防止に関わる制度改革、制度運用の変更を機会に急増してきた。東京都は、平成28年年末に児童養護施設に「定員を超えた入所措置の運用」の依頼を出した。

加えて特別区が児童相談所を設置する準備を進めており、開設後は社会的養護ケースの掘り起しが進み、要保護児童が増加することが見込まれている。現状でさえ児童養護施設等は不足していることから、児童相談所設置を計画している区は、保護した児童の保護先を確保するために、児童養護施設の誘致・整備を進めることが求められる。

東京都は、養育家庭の推進に、10数年来、手立てを尽くしてきたにも関わらず横ばいの状態が続いており、現在進められている社会的養護推進計画においても大幅な増加は見込めない状況である。

また、東京都は、「地域支援を見据えた児童養護施設偏在の解消」を目指しているが、児童養護施設の空白区は都心から東部地域の10区もある。他方、特別区の区長会は、『児童相談所を移管するに当たっての課題の抽出・整理』において「児童養護施設・乳児院の誘致活動の実施」を明記している。しかし、施設の地域偏在対策として期待されるサテライト型児童養護施設は、グループホームが戸建てに限定されていることから、都心区での

開設はきわめて困難である。空白区への児童養護施設の誘致及びサテライト型児童養護施設の開設促進のための施策の拡充が求められる。

区市のショートステイが事前申し込み制であることから、ショートステイで対応できるはずの子どもまでも一時保護所に入所する事例も少なくない。一部の区のショートステイで実施している当日申し込みで利用できる制度を、児童相談所の開設を目指す区は速やかな実施が求められる。

### 【提言内容】

#### 1. 東京都の施策拡充

##### 1) 施設整備の促進について

施設整備費を充実すること

児童養護施設の人材の確保支援策を実施すること

##### 2) サテライト型児童養護施設の開設促進

マンションなどの集合住宅でのグループホーム開設を可能にすること

都心地域の区は定員4～5人のグループホームの開設を可能にすること

##### 3) 一時保護の受入れ枠の拡大について

児童相談所の一時保護所の拡充を進めること

児童養護施設における「一時保護委託枠」の実施を促進すること

#### 2. 特別区・市の施策拡充

##### 1) 施設整備の促進について

児童相談所設置希望区は、児童養護施設等整備計画を作成し実施すること

児童養護施設等の誘致を目指す特別区は、公有地の提供、施設整備費の補助、地域住民の理解などの支援策を実施すること

##### 2) 一時保護所の整備について

児童相談所を先行して開設する区の一時的保護所は広域利用とすること

##### 3) ショートステイについて

当日申込でも利用できるようにすること

# 乳児部会

## 【乳児部会とは】

東京都社会福祉協議会に所属する都内 10 箇所の乳児院をもって組織されている。本部会は、乳児福祉の増進と職員の資質向上を期するため、乳児院相互の連絡調整を図り、各種調査・研究活動、研修会の開催等の事業を行っている。なお、入所定員（暫定）は、全体で 481 名であり、平成 27 年度の年間充足率は、91.1%であった。

## 【提言項目 1】

### 乳幼児及び保護者に対し適切な支援を行うために必要な職員体制の充実

#### 【現状と課題】

近年、少子化が進行する一方被虐待児等の社会的養護を必要とする乳幼児はむしろ増加している。乳児院においては、特に毎年冬期は各施設ともほぼ満床状態となり、退所即新規入所や夜間の緊急入所等緊張を強いられる状態が続く。更に入所児における病虚弱児、障害児が増加し、院内での医療看護業務のほか、少ない職員を通院付き添いや入院面会等の院外業務に当てなければならぬ等難しい運営を強いられている。

そして、病院で入院治療を受けていたケースで、自宅療養が可能になったとして乳児院に移動となるケースも増えている。これは、医療技術の発達と医療器具の小型化等によって自宅で使用することができる医療器具が増えていることと、病院に長期入院が出来なくなったこと、乳幼児を受け入れる施設がないことによる。

このケースを受け入れるには、前述の病虚弱児、障害児より医療的体制が求められる。しかし、病院では、夜勤でも看護師 1 名に対して病児 5 名程度の対応となっている。乳児院は、小規模ユニットケアでも、夜勤者 1 名（看護師又は保育士）が 12 名の乳幼児の対応を行う配置基準となっている。これは、病院の半分以下の職員配置である。

また、気管切開等を施されているケースは、看護師が対応しなければならない医療的行為も多くなる。看護師が対応できない場合は直ぐに通院しなければならない。頻繁に通院する事は前述の通り難しい。このため、現在は、病院併設の乳児院が対応しているという現状がある。

また、被虐待児をはじめ多様な課題を抱える乳幼児の増加に伴い、乳幼児への個別支援、小規模グループケアや保護者への養育指導、退所後のアフターケアがますます必要となってきている。更に国や東京都の里親委託促進策を反映し、里親支援専門相談員の配置や里親実習等で、里親との交流が増えるなど里親支援の拡充が求められている。しかし、現在の職員体制ではそのニーズに十分に対応しきれていないのが実情である。その他、最近の乳児院は、フレンドホーム支援や地域子育て支援等の新たな役割が求められている。しかし、職員体制の問題から対応困難となっている。これらの直接支援業務の多様化・複雑化は、そのまま事務部門等間接部門の業務増につながっている。

このような中で、乳児院の職員は、研修等育成機会が十分に与えられず、年次有給休暇もほとんど取得できず、厳しい職場環境が職員の定着や資質向上を阻害し、新たな人材確保を困難にしている。また、乳児院には夜勤や入所児の持つ背景から他の施設以上の愛着形成に掛ける労働負担が多く、人件費及び職員の増配置に反映させるべきである。

特に看護師の人材確保は極めて深刻な状況となっている。乳児院に求められる看護機能を考えたとき、資格要件を准看護師へ上げるとともに、一定養育経験を有する保育者へ乳児医療に関する研修等を施すことにより、実務的に看護師に準ずるものとして制度化することが当然である。については、国への働きかけを望む。

年々増加する乳幼児の社会的養護ニーズに対応し、乳幼児及び里親を含む保護者に対する支援を適切に実施するためには、緊急に乳児院の職員体制を充実させることは必須（が必要）である。

#### 【提言内容】

- (1) 大都市東京の現状に即した配置基準の更なる見直し、通院付添い加算の新設等により直接処遇職員の増配置を図ること。
- (2) フレンドホーム支援及び地域支援担当の専門職員を都の独自加算により増配置すること。
- (3) 小規模グループケアが促進されるように、専任職員の増配置を図ること。
- (4) 他の保育所等の児童福祉施設における保育士等の労働環境と労働負担の差を適正に増配置に反映させること。

#### 【提言項目2】

**緊急入所児や増加する病虚弱児、障害児等に対応できる医療体制の強化と予防接種費用の加算及び入所年齢超過になってしまいがちな児童に対する適切な支援施設の確保**

#### 【現状と課題】

東京都においては、かつて、都立八王子小児病院附属乳児院及び都立母子保健院が手厚い医療看護体制のもと、社会的養護を必要とする病虚弱児等を受け入れていたが、前者が平成2年、後者が平成14年に廃止されたため、その後は民間の各乳児院に病虚弱児等が多く入所する状況となっている。しかし、乳児院の医療体制については、常勤の医師がいないところがほとんどである。また、都の独自加算による看護師の増配置もおこなわれたが、対象児の受入枠の条件等もあり、病虚弱児に対し十分な医療的ケアを施すことができないのが現状である。更に入所児において増加傾向にある発達障害児に対しては、必要な早期療育がほとんど行えていない。

また、児童相談所の一時保護施設は、2歳以上の児童が対象であるため、社会的養護を必要とする2歳未満の乳幼児は、平日、休日、昼夜間を問わず直接乳児院に入所する。入所前の健康情報は聴き取りによるものしかなく、アレルギー等の健康上のリスクが不明のままだったり、重大な感染症が持ち込まれたりするケースがあり、各乳児院は入所の都度不安を抱きながらの受入れとなっている。

病虚弱児等に対し適切な医療やリハビリテーションを提供するとともに、入所時の感染症リスクを解消し、乳幼児の安全と安心を確保するためには、医療看護体制の整った公立施設・病院等を整備し、行政的に対応することが適当である。

また、乳児院における乳幼児健康管理の充実を図ることも重要である。乳児院の子どもたちが感染症に罹患するリスクは、一般家庭で養育されている子どもたちの1.5から2倍だと言われている。毎年の流行時には、ロタウイルス胃腸炎やインフルエンザが蔓延し、重症化して子どもが入院することもあり、職員にも感染して業務に支障をきたしている。乳児院は、他の子どもへの施設内感染防止に苦慮している。

ワクチンによって予防できる疾患（V P D : V a c c i n e P r e v e n t a b l e D i s e a s e s）の防止が推進され、ワクチンの定期接種化が叫ばれている現在、乳児院に収容されたが故にV P Dに罹患して生命の危険にさらされることは絶対に避けるべきだと考える。

各乳児院では、子どもたちを守るために定期接種はもちろんのこと、任意接種ワクチンも施設負担で接種している。しかし、その経済的負担は大きく、特に流行期に施設負担で行っているインフルエンザ等の予防接種にかかる経費が施設財政を悪化させる一因となっている。よって、各種任意接種ワクチン（ロタウイルス、インフルエンザ、ムンプス、B型肝炎等）の接種費用への加算措置を、是非とも願います。

更に実施することが望ましいヒブワクチンや肺炎球菌ワクチンの予防接種は、現在市区町村における公費助成が区々になっている。早急に、統一的に対応できるような措置が必要である。平成 28 年度の任意予防接種実績は【資料 1】の通り。

また、平成 16 年 12 月 3 日に公布・施行された児童福祉法の一部改正(第 37 条に「保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には幼児を含む」)で特別な事情がある場合は、就学前まで乳児院で養育できると改正された。その際の説明では「特に必要のある場合」は、病虚弱児を指すのではなく、「兄弟ケースや愛着関係に非常な困難を覚えて分離不安が強い子ども」とのことであった。しかし、昨今、乳児院に方向性や収容先が決まらない 3 歳以上の児が増加して、その定義が病虚弱児に置き換えられ、平成 26 年度は収容先がなく法律上の年齢を超えてしまった事例が発生した。更に乳児院の運営上、不利になる月齢児(3 歳以上児)が増加している。行政による入所超過児に対する収容先の適時・適切な確保等をお願いする。

東京都の 10 施設の 3 歳以上の子どもの 28 年度中の退所児と 28 年度末の在籍児の実績は【資料 2】【平成 28 年度 都内 10 乳児院の入所年齢超過児実績】の通り。

【資料1】平成28年度 都内10乳児院任意予防接種実績

任意予防接種種類	件数	施設負担金額（円）
インフルエンザ	597	2,240,087
ロタウイルスワクチン	133	1,399,972
BCG	43	132,872
DPT		
ポリオ		
日本脳炎	19	37,692
肺炎球菌(プレペナー)	92	210,384
ヒブ	86	128,044
四種混合	99	62,152
おたふく風邪(ムンプス)	117	378,354
水痘	49	100,980
MRワクチン	34	110,280
B型肝炎	113	478,149
シナジス	51	1,252,958
合 計	1,557	6,531,924

【資料 2】【平成 28 年度 都内 10 乳児院の入所年齢超過児実績】

3 歳以上のこどもの平成 28 年度中の退所児数及び年度末時点の在籍児数

施設名	平成 28 年度 退所児数	平成 28 年度末 在籍児数
済生会中央病院附属乳児院	0	0
麻布乳児院	6	3
二葉乳児院	3	3
日赤医療センター附属乳児院	9	14
聖オディリアホーム乳児院	2	0
慈生会 ナザレットの家	6	1
カリタスの園 つぼみの寮	10	5
聖友乳児院	4	1
東京恵明学園 乳児部	4	1
愛恵会乳児院	8	4
合計	51	28

【提言内容】

- (1) 看護師、OT、PT、ST等の医療従事者の配置を拡充し、あわせて病虚弱児加算の要件緩和を行うよう国に働きかけること。
- (2) 発達障害を持つ入所児に対し必要な早期療育が行えるような施策を講ずること。
- (3) 必要な予防接種を全ての入所児に対し行えるよう措置すること。

## 母子福祉部会

### 【母子福祉部会とは】

母子福祉部会は、都内 34 の母子生活支援施設と当事者団体である（財）東京都ひとり親家庭福祉協議会とで構成し、母子福祉の向上のために、情報交換や研修、調査、広報誌の発行などを行っている。

現在は、平成 28 年度から「期待される母子生活支援施設をめざし、施設機能を強化していく」というテーマを掲げ、その実現に努めた。平成 29 年度以降は、さらに具体的に進めるためにテーマを「入所対象者の拡大と職員の定着により、安定した施設運営をめざし、社会的養護を担う施設・専門職として、インケア・アウトリーチを充実させていく」とし、委員会体制の見直しとその取組みを行っている。

### 【提言項目 1】

#### 地域公益活動の促進に向けて

#### ～地域で暮らす母子家庭に対する支援も含めた母子生活支援施設の機能強化～

### 【現状と課題】

近年、子どもの貧困やひとり親家庭の問題がクローズアップされている。母子生活支援施設で長年蓄積されてきた家族問題や生活課題への取組みにおけるノウハウやスキルを、入所者だけではなく、地域で同じような課題を抱える母子家庭に向けて活用できるしくみやしかけへの期待感が高まりつつある。そのため、母子生活支援施設としての特性に配慮しつつも、できる限り積極的な活動を行い、支援を必要とするすべての人に向けて、「見える化」をしていく必要がある。

一方で、社会福祉法の改正により、地域公益活動がすべての社会福祉法人の責務となっていることから、施設内に留まらず、地域社会に意識を向け、施設が有している知識・技術を還元していくことで、地域の母子に対する支援も含めた母子生活支援施設の機能強化を図っていく。

### 【提言内容】

#### (1) 公益活動の推進

- ① 施設機能とアフターケアの強化、地域公益活動への取組みの推進
- ② 貧困連鎖の防止のための「学習支援など」の推進と経費増額の要望（区市町村）
- ③ 切れ目のない支援の一環として「特定妊婦支援」推進と実現のための協力要望（都・区市町村）

#### (2) 地域総合防災協力関係の構築

- ① 母子生活支援施設の特性を活かした地域との連携方法の検討（区市町村）

#### (3) 関係機関との連携強化

- ① 関係機関、要保護児童対策協議会との安全安心を含めた連携強化（区市町村）

## 【提言項目 2】

### 母子生活支援施設の積極的な活用のための機能強化と情報発信 ～支援の必要な人へ必要な情報が届くように「情報発信」～

#### 【現状と課題】

母子生活支援施設は保護的な色彩が濃く、支援が必要な人に知られていない現状がある。長年継続している、暫定定員問題の解決のためにも、時代にマッチした形で情報発信を行ない、サービスが必要な母子に情報を届けていくことが求められている。並行して、多様化する利用者ニーズの解決に向けて、施設機能と危機管理体制の強化が求められているため、支援の必要な人へ必要な情報が届くように情報発信を行うと同時に、施設内の安全安心の体制整備を図っていく。

#### 【提言内容】

- (1) 「施設情報把握システム（ぼしナビ）」活用の推進とパンフレット作成
- (2) 広域利用と母子一体型ショートケア事業の促進のための検討と事業実施（都・区市町村）
- (3) 安全安心を確保するための危機管理体制の強化

## 【提言項目 3】

### 施設機能の充実のための人材確保・育成・定着の仕組みの構築

#### 【現状と課題】

利用者の支援課題が多様化・複雑化し、職員に求められる専門性もそれに比して幅広くなっている。母子生活支援施設の職員には、母・子のみではなく、家族機能に着目してケースワークを行うことや、家事支援等、生活場面そのものに係る支援機会も多いため、多岐にわたっての専門性や知識、生活力までをも求められており、幅広い専門スキルの習得にむけての研修体系の構築が望まれている。

また、職員育成を役割・職位・給与・研修をトータル的に捉えた人事システムの構築をすすめることで、人材確保・育成・定着と、質の良い利用者支援と施設機能の充実につなげていく。

#### 【提言内容】

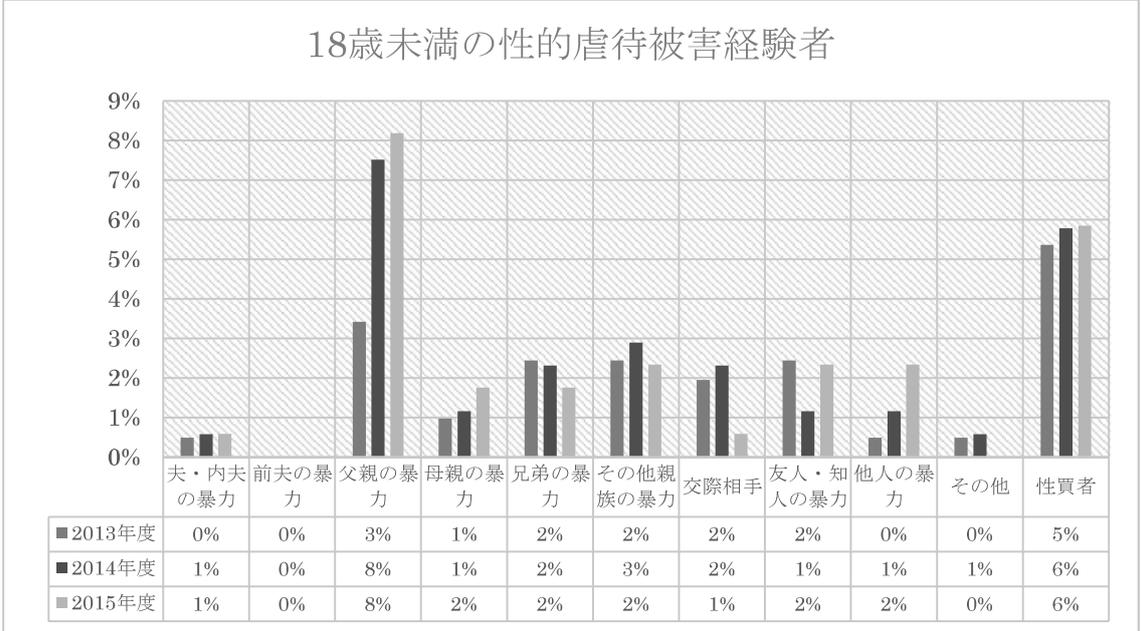
- (1) 支援機能の充実・向上のための職員確保・定着育成の仕組みづくり
  - ① 母子福祉の人材育成のトータルな仕組みづくりの検討
  - ② 養成校との連携および学生向けパンフレットの作成
  - ③ アフターケア加算および処遇改善の要望（都）
- (2) 母子生活支援施設の基本スキルとDV・虐待避難世帯への支援スキルの向上
- (3) 第 57 回関東ブロック母子生活支援施設研究協議会の開催  
(東京都社会福祉協議会母子福祉部会はホスト団体)

# 婦人保護部会

**【婦人保護部会とは】**  
 東京都社会福祉協議会の会員施設である都内5箇所の婦人保護施設で構成されている。本部会は婦人保護事業の増進や施設職員の資質向上を期するため、調査・研究活動、各種研修会、婦人相談員等との懇談会、及び部会シンポジウムの開催等の事業を行っている。また、東京都女性相談センターを始めとする関係諸機関との関係強化を図ることで、女性福祉の砦としての働きを担っている。

**【提言項目1】**  
**「性暴力被害者回復支援センター」の設立**

**【現状と課題】**  
 東京に5か所設置されている婦人保護施設には、様々な生きづらさを抱えた女性たちが入所に至っている。婦人保護部会では定期的に「婦人保護施設実態調査報告」を発行している。2015年度報告書ではその「入所理由」の一番が「生活困難」であり、続いて妊娠出産、疾病・障がい、暴力被害などが主軸にあげられている。何らかの形で「暴力」を振るわれた経験がある人は141人/171人（82%）であり、その中で「性暴力」を受けた経験者は87人/171人（51%）にもなる。さらに18歳未満に性虐待を受けた経験がある人は30人/171人（18%）であるが、婦人保護施設が調査した数値は、氷山の一角である。



この数値にあがっている「一人のひと」が壮絶な被害を受けている。そういう眼差しで数値を見ていただきたい。性暴力は自分を生きることを奪う赦せない「犯罪」である。入所期限がない婦人保護施設はその人に必要な時間をかけて回復に向かう支援をしているが、ズタズタにされた心の傷は深く深く抉られ「人」がもぎ取られている。身の置き場所のな

いくらい自分を責める被害当事者、その苦しみに支援者が二次受傷を受けることも少なくはない。この現状・実態を施設の中の問題で済まされて良いはずはない。治療ベースに乗せた時間をかけた専門的な支援が必要である。一日も早く一刻も早くそれは整備されなければならない。

日本には「ワンストップセンター」が 25 カ所以上設置されている。大阪の「SACHICO」を皮切りに、必要に迫られ民間が次々と立ち上げていった。この立ち上げにより多くの女性たちが救われている。今、さらに求められているのは回復に必要な中長期の支援センターである。日本には 1 か所の設置もない。女性への人権侵害を中核に据えているこの性被害の実態を見れば、女性の人権を明確に保障した国の支援が急務である。

東京都社会福祉協議会でも、第 3 期 3 か年計画で「暴力・虐待を生まない社会づくり推進事業」に取組み調査も行われた。その結果、未然防止の観点から地域での取組みの重要性が示された。被害には未然防止の取組みと回復へのアプローチが備えられるべきなのであろうことを思い、今後の婦人保護施設の取組みにも生かして行きたい。

### 【提言内容】

婦人保護部会からこの回復支援センター（仮称）を提言して 10 年以上経ている。未だにその兆しすら見えていない。法律の整備も並行してなされていくべきであろう。

被害者支援は民間の方々の善意にゆだねられ、公的な支援場所は一か所も設置されていない。「人によって奪われたものは、人によって回復する」「社会から奪われたものは社会によって回復する」。被害者支援へ意識が脆弱な社会の現状を、容認するのは限界である。被害者が自ら被害の状況を告白しにくい社会であることを踏まえ、婦人保護部会では「性暴力被害者回復支援センター」（仮称）の設立を今後も提言し続けていく。現在も被害を受けている「女性・子どもたち」が、安心安全に守られ「自分らしく生きる」時間と空間が備えられるべく、性被害に対する専門的なケアを受ける場所の設置を早急に望みたい。

まずは性暴力被害者のための法整備を、ワンストップの緊急支援から中長期的支援の場として、婦人保護施設に性暴力被害からの回復支援に関する専門機能と治療的生活環境を付加する等の試みも有効と思われる。実施に向けて動き始められることへの支援を願いたい。

### 【提言項目 2】

#### 居所を失った若年女性に対する支援の充実

### 【現状と課題】

「居場所を失う」「居所がない」そのような状況に置かれた若年女性（女子）たちが、繁華街で彷徨っている姿を想像してほしい。帰る場所がなければ、そのひと晩を何とかしなくてはならないのである。そのような女子たちを目当てにしている業者や男性が寄ってくる。何が行われるか。大人たちは知っている。だが見て見ぬふりをしている。性的搾取による被害者が生まれるのである。このような行動に走る女子たちの非行の問題であろうか。私たちはそうは思えない。大きな社会問題として取り上げたい。背景にある貧困、虐待、暴力、障がいなどの複合的な問題を抱えながら、制度・施策からこぼれ落ちて支援の届かない若年女性の状況は、性産業のかげに隠れて見えにくい。行き場を失い頼れる人もな

く、街をさまよう若年女性の性の商品化はますます加速し、JK(女子高校生)産業と言われるように低年齢化している。今や、性的な搾取の手は中学生、小学性にまでに及んでいると言われている。やさしい言葉かけ、思いやりのある態度、家に帰りたくない女子たちの心が揺さぶられる。性の商品化は低年齢に価値をあげている。また、アダルトビデオ等の映像による性搾取も巧妙化しており、やっと国でその問題への取り組みが始まった。アイドルになれると騙されて契約書を書かされ、レイプ被害を受けて逃げようとするなど違約金を払えと脅される等の被害が多発している。断ったにもかかわらず、映像がネット上で永久に存在し続けることへの絶望から自死した女性もいる。居所を失ってネットカフェなどで暮らす女性たちは、寮に入れる、携帯を与えられる、支度金として当面の現金が得られるなどのメリットに惹かれ、まさに福祉的ニーズに対応されていないために、福祉に代わるものとして業者の罠にはまってしまうのである。この現実を早くから捉え、民間団体が相談事業、業者や弁護士対応などの同行支援を含め問題解決に取り組んできた。しかし、民間レベルでの対応では被害者支援にまで追いつかない。国が取り組み始めたことは画期的であり、期待したいところではあるが、実際の具体的な支援への取り組みまでは時間がかかると思われる。しかし、大きな前進である。

こうした被害の未然防止や、居場所のない女性たちを支え、自立を支援していくことは、緊急の課題である。

### 【提言内容】

性的搾取・性的侵害の問題は国が取り組むべき喫緊の課題であることが認識されなければならない。性的被害を受けることは「これからを生きること」を奪うからである。「居場所のない」若年女性と性被害は背中合わせなのである。民間の団体がアウトリーチ活動によって今日、居場所のない女子たちに手を差し伸べている。しかし、現状の制度・施策からこぼれ落ちている若年女性に対し、現行の福祉の枠組みを超えて、支援に取り組む必要がある。さらにその実態を国レベルで調査し、制度・施策に生かしてほしい。彼女たちの多くは相談窓口で待っていても支援にはつながらないからである。アウトリーチ活動、ゆるやかな居場所となるところ、一宿一飯の提供などから人間への信頼を回復し、中長期的支援につなげていく息の長い取り組みがなされなければならない。なによりまず居所のない若年女性を、女性であることによってさらされるリスクや侵害から守ることが必要である。NPO法人等で実施されている取り組みと既存の相談や施設での支援をつなぎ、新たに居場所や中間的就労の場などの創設が望まれる。これから成人女性として社会を担う一人と考え、施策上切れ目のない支援の取り組みが必要であり、法律によって守られ支えられることも考慮されるべきと思われる。

### 【提言項目3】

#### 生活移行に関わるステップハウスの機能整備について

### 【現状と課題】

婦人保護事業としては、女性たちが心身の回復を国によって保障され、生活の再建に向けて立ち上がり、自立生活に踏み切れるよう支援を続けている。婦人保護施設にもステップハウス機能がひらかれ、地域生活への移行には様々な支援の施策が広がりつつあるが、

まだまだ未整備である。

今後については、女性たちの生活の質が保たれるよう更なる整備と、回復支援につながるプログラムの充実が必要である。

#### 【提言内容】

##### (1) 運営費（維持費、光熱費など）の補助

婦人保護施設にもステップハウスの機能が認められ、また家賃の補助も行われるようになった。ステップ生活での支援を通して、見えにくかった利用者が個別に抱えている生活力の貧困、生活困難を把握することが出来たメリットは大きい。しかし、施設としての費用負担への課題は大きいものがあり、運営費の支援の予算化を是非要望したい。

##### (2) 地域生活移行支援のための専門要員の配置

多くの女性たちが「自分らしく暮らす」経験を持ち合わせていない。生活を再建していくためには、経験の乏しい生活力をしっかりと身につけていく必要がある。そのためにはコーディネーターとしての役割を持つ専門要員の確保が必須である。利用者の生活力を把握し（金銭管理・健康管理・地域生活のゴミだしなど）、具体的なサポートを積み重ね、地域に生活主体者として送り出すよりきめ細かな専門要員の支援力が求められている。

#### 【提言項目 4】

### 婦人保護施設に入所する子どもたちへの支援の充実

#### 【現状と課題】

婦人保護施設では、DV防止法の施行や売春防止法の対象拡大等により、多くの子どもたちが入所している。平成 21 年度から国の「同伴児童対応指導員雇入経費」が予算化され、東京の 5 施設でも 1～2 名の非常勤職員の配置が可能となったが、「同伴児童」という言葉が示すように、子ども一人ひとりが権利の主体者としての支援やサービスの提供を受けるには不十分な現状である。児童虐待防止法の中で、いわゆる「面前DV」の経験をした子どもは「被虐待児」である、と明確に規定されている。ところがDV被害者への支援を専門的に行っているはずの婦人保護施設では、子どもたちへのサポートに十分な環境は整っていない。将来を担う子どもたちにとって、安心、安全、かつ快適な環境で、学習や発達についても保障されて生活できるように、ハード・ソフト両面での充実は急務である。

#### 【提言内容】

- (1) 婦人保護施設の最低基準には乳幼児の保育室や児童の学習室は含まれておらず、どこの施設でも乳幼児・学童の専用室のない中で工夫しながら支援している実態がある。乳幼児の保育室や学童の学習室、プレイルームなどの増設が必要である。
- (2) 平成 20 年度子ども未来財団・児童関連サービス調査研究事業「婦人保護施設における児童ケアと親支援に関する調査研究」にも、婦人保護施設で同伴児童を受け入れながら、制度として健康診断を実施する体制がないことの危険性が指摘されている。(同報告書 P65) 同伴児の健康診断費用の補助等、子どもたちの健康管理発達保

障の観点からの充実がのぞまれる。

### 【提言項目5】

## 退所者支援の充実

### 【現状と課題】

婦人保護施設では、「国の退所者自立生活援助事業」により、地域のアパート・宿所提供施設・宿泊所等に退所した利用者への訪問支援等を実施している。しかし、国の想定する支援内容は限定的かつ加算の条件も実態に即していない。つまり、月1回の訪問支援を中心とした支援であり、関係機関への同行も内容にはあげられているが、退所者の地域生活を支えるための支援内容としては不十分である。従って多くの施設は援助事業に該当しない支援を施設負担によって実施している。困難な生活再建の課題を抱えた利用者が地域生活に移行した場合の支援内容に即した事業としていくことが、地域福祉の推進に寄与すると考える。

### 【提言内容】

- (1) 支援内容を充実させる。月1回の訪問を主とする現行制度から、地域生活継続支援を見通す支援に変えていく。たとえば、就労が困難な退所者に地域サービスに結びつくまでの居場所と就労準備活動ができる通所事業を実施する。また、心身の不調などきのショートステイ事業を施設の空き部屋を活用して行う。これらは、すでに生活保護の施設では「保護施設通所事業」として実施されているものである。
- (2) 上記実現のための職員配置加算。現在の援助事業では人件費は不十分である。職員配置の充実による退所者支援によって、退所者の地域生活移行・継続・定着支援が充実することが施設の再入所を防ぎ、地域福祉の推進となると考える。

# 更生福祉部会

## 【更生福祉部会とは】

東京都社会福祉協議会に所属する都内の更生施設（10施設）、宿所提供施設（6施設）、宿泊所（9施設）、自立支援センター（5施設）、授産施設（2施設）をもって組織されている。

本部会は、利用者の安定した生活と自立促進、またそのための職員の資質向上を期するため、所属施設間の連絡調整や情報交換を密にし、施設長会の開催や研修会の実施等の事業を行っている。

## 【提言項目 1】

更生施設及び宿所提供施設の職員配置基準は、昭和56年以降変更されていない。実態に即した見直しを行うこと。

## 【現状と課題】

現行の職員配置は昭和56年以降変更されていない。

また更生施設については、これまで救護施設と同様に、精神科病棟に入院されている被保護者の退院先として、積極的に利用者を受け入れてきた。そのため、精神疾患のある利用者が急増するなど、利用者のニーズも多様化し、密度の濃い支援と職員の専門性が求められる。また、職員の労働時間の短縮など施設を取り巻く状況も変化している。

一方、養護老人ホーム入所待機者や他施設待機者も急増しており、入所者の2割はADLが低下している。施設職員が日常生活の介護的サポートをしているが、介護支援や介護予防サービスなどが充分に行えない現状にある。

## 【提言内容】

### ①国基準の見直し（国及び東京都）

精神疾患のある方や精神障害者等、多様な課題を抱えた利用者に即応できる支援体制を確立するために、更生施設及び宿所提供施設の国基準を見直し、指導員配置を拡充すること。

また更生施設においては、救護施設と同様の精神保健福祉士加算を拡充すること。基準についても、精神保健福祉手帳取得者及び精神科通院者の入所率を、救護部会が提言している50%として精神保健福祉士を加算配置すること。

その他、要介護認定者の介護状態の軽減、悪化を防止し、さらにはニーズを汲み取り、要介護者の予防重視型生活スタイルに合わせたサービスの提供ができるようにするため、更生施設に救護施設と同様の介護職員を配置すること。

**【提言項目2】**

更生施設で実施している保護施設通所事業の定員枠を増員すること。

**【現状と課題】**

通所・訪問事業は更生施設退所者等が地域で円滑に生活していけるように施設側が支援を行う事業である。社会生活を送る上でのスキルを十分身につけていない、あるいは対人関係の不得手な利用者が多いため、アパート等に転出後も何らかの支援が必要な人が大部分である。このため事業を終了した利用者や事業を受けていない施設退所者に対しても、事業利用者と同様な支援をしているのが実状である。

**【提言内容】**

## ①保護施設通所事業定員枠の見直し（国及び東京都）

現在、保護施設通所事業の利用定員は施設定員の一律50%を上限としているが、利用期間の延長が可能になったことに伴い、施設規模と利用需要に乖離がみられる、そこで利用定員を施設定員が50名以下の施設は70%を上限とし、施設定員が10名増毎に5%を減じた割合とする。なお、90名以上の施設定員の施設は50%を上限とすること。

**【提言項目3】**

更生施設についても救護施設と同様に居宅訓練事業を適用すること。

**【現状と課題】**

更生施設においては、長期間、精神科病院に入院していた利用者や社会経験に乏しい方々を多数受け入れている。これらの利用者は退所して一人で生活することに不安が強く居宅生活に踏み出せないことが多い。そのため退所先をグループホーム等に委ねていることが多く、施設保護の長期化につながっている。

このような中でも、できるだけ社会生活での自立を促進するために、更生施設は退所者に対して、施設独自でアパートを借上げ、居宅生活に近い環境で期間を定めた上で（概ね6か月）生活訓練（日常生活訓練や社会生活訓練等）を実施している。

このことにより、より円滑に地域生活に移行するなどの成果を上げている。

**【提言内容】**

## ①施設機能強化推進費実施要綱の見直し（国及び東京都）

施設入所中にアパート生活等の実体験を経験することにより、退所後に円滑に居宅生活に移行できるようにするために、施設機能強化推進費実施要綱の第3特別事業に更生施設居宅訓練事業を加えること。

**【提言項目 4】**

入所保護基準額は、電気料金の値上げに見合った所要の措置を講じること。

**【現状と課題】**

平成24年9月から東京電力の電気料金が大幅に値上げされたが、利用者の健康維持において夏季時の冷房運転は欠かせない。しかも近年の猛暑傾向により、なお一層冷房の実施が求められている。

このため、電気料金等の経費増が施設運営経費を圧迫している現状にある。

**【提言内容】**

①入所保護基準額の見直し（国及び東京都）

入所保護基準額の設定に当たっては、夏季時の電気料金等の経費負担を軽減するために、新たに夏季加算措置を講ずること。

## 救護部会

### 【救護部会とは】

救護施設は、生活保護法第38条2項に規定された、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設である。地域社会のセーフティネットとして、幅広い年齢層の身体障害、知的障害、精神障害のある方、DV被害者、アルコール・薬物依存者、矯正施設等退所者、ホームレス等多様な利用者を受け入れ、生活自立支援を行うとともに地域の生活困窮者等の相談、支援に積極的に取り組んでいる。

救護部会は、それぞれに特徴をもった都内10カ所の救護施設で構成し、原則として施設長を構成メンバーとして毎月開催し、東京都所管課からの行政説明、施策対応・調査、施設利用者交流会の開催、広報誌の発行及び職員研修会の企画・運営を行っている。

### 【提言項目1】

救護施設から地域移行・他法施設への措置変更等による循環型セーフティネット施設としての機能推進を図るために

### 【現状と課題】

・介護保険の住所地特例及び要介護認定期間について

介護保険適用除外施設における住所地特例については、保険者の定め方の見直しを平成30年4月施行に向けて法案提出予定とのことであり早期の実現が望まれる。要介護認定については、3か月以内に退所する予定であれば施設所在地の市町村（保険者）による要介護認定を受けることが出来るとされているが、実際の運用においては介護保険施設への入所申込みには要介護度が必要であり、3か月以内という予定が立たない場合がほとんどで、意味をなさない規定となっている。障害者分野では「施設等の退所日と要介護認定申請の時期の兼ね合いで必要な手続きや調整が円滑に行われぬという指摘があるが～中略～柔軟に対応願いたい。」という事務連絡が発出されており問題視されているが、救護施設でも同様に大きな障壁となっている。柔軟な対応ということではなく、認定期間の制限自体の見直しが求められる。

・養護老人ホームへの入所措置について

救護施設を退所して養護老人ホームをはじめとした「他の老人福祉施設」へ入所する利用者数は介護保険施設に次ぎ、主な退所先の一つとなっている。他法優先の原則もあり、要介護状態には至っていないが年齢面から本人に適した施設へ移管することが望まれる場合の有力な選択肢となるが、老人福祉法による入所措置の実施主体の問題により円滑にすまないケースが多い。措置の実施は救護施設入所前の居住地の市町村であるという判断と、施設の所在地の市町村であるという解釈で判断する自治体が混在し、結果として実施機関が決まらずに保留となる事態が生じている。

また「養護老人ホームへの入所措置は基本的に行わない」という自治体もあり、いわゆる措置控えにより退所先が確保できないことがあるとの報告もある。

実施主体の明確な規定の周知と適切な措置の実施が行わるよう対応が求められる。

以上の問題解決により、循環型セーフティネット施設としての機能をより一層発揮できるものと思われる。

#### 【提言内容】

##### ○東京都に望まれる取組み

介護保険施設への円滑な移管をすすめるため、介護保険適用除外施設における住所地特例の見直しについて早期の実現を図っていただくとともに、要介護認定の認定期間の見直しをしていただきたい。

##### ○東京都及び区市町村に望まれる取組み

養護老人ホームへの円滑な移管をすすめるため、措置実施主体の明確なルールの周知徹底を図っていただき、救護施設からの移行先として適切に措置を行っていただきたい。

#### 【提言項目 2】

### 福祉人材の安定的確保のために

#### 【現状と課題】

人材難については、救護施設においても喫緊の課題となっており、介護職のみならず全職種において確保が困難になってきている。加えて、救護施設の役割機能を強化し地域社会への貢献を進めるため、様々な取り組みを拡幅していく計画を全国救護施設協議会でも行動指針として掲げており、更に幅広い人材の確保が今後の最重要課題となっている。

東京都社会福祉協議会による各種別間の情報交換や現状調査の実施をはじめ、各種別ごとの対策を実施してきているが、事態は好転しない状況である。イメージアップのための広報、福祉職を目指そうと思っている学生等への動機づけなど、制度的な支援策やツール、ノウハウの確立と活用を、行政やマスコミ等も一体となって推進していく事が求められる。

#### 【提言内容】

##### ○東京都に望まれる取組み

人材確保のための施策として、東社協による「質と量の好循環をめざした福祉人材の確保・育成・定着に関する調査」の結果等を参考に、福祉職や救護施設のPR、情報発信についてのバックアップを行っていただきたい。

##### ○東京都及び区市町村に望まれる取組み

福祉系実習生やインターンシップ、職場体験等の受け入れに関し、負担なく受け入れしやすい体制づくりや魅力的なプログラムの実施に対する支援策を講じていただきたい。

## 更生保護部会

### 【更生保護部会とは】

東京都に所在する19の更生保護施設で構成されている。更生保護施設は、非行や犯罪により、少年院や刑務所に収容され、釈放された人のうち、住居がない人を、保護観察所や家庭裁判所からの委託を受けて、一定の期間収容保護し、健全な社会人として自立するよう支援・指導する施設である。

### 【提言項目1】

#### 刑務所出所者等に対する福祉的支援の拡充

#### 【現状と課題】

刑事司法の領域から福祉の領域へのケースの流入については、近年、制度化が進み、地方検察庁においては、社会福祉士の配置により、起訴猶予、執行猶予、罰金により釈放された者のうち、福祉による支援が必要な者について福祉的措置についての調整が行われ、また、刑務所出所者のうち福祉施設への帰住が必要な者について、「特別調整」ケースとして地域定着支援センターにより福祉施設等への帰住調整が行われている。

適切な福祉的な支援を受けないために犯罪に陥る者が少なからず存在することから、こうした制度は、福祉的支援による犯罪前歴者の生活安定を通して再犯を防止するものであり、良好な治安状況が必須であるオリンピックを控える首都東京にとって極めて有意義なものと考えられる。

このうち、「特別調整」により刑務所出所者に対して実施している帰住調整は、推定される需要（正確な推定をするのは困難であるが）に対して供給できているのはいまだ少数に留まっている感が否めない。

そこで、どこがネックになっているかを精査し、打開策を提言する必要があると考えられる。

#### 【提言内容】

##### ① 東京都に望まれる取組み

「特別調整」において調整を実施している地域定着支援センターの職員等の拡充を図り、処理能力を増大させる。

##### ② 区市町村に望まれる取組み

地域の福祉施設及び一般住民に対して、刑務所出所者に対する特別調整の意義を周知し、福祉的支援が必要な者を福祉施設が積極的に受け入れるよう促す。

##### ③ 事業者に望まれる取組み

福祉施設及び更生保護施設において、刑務所出所者のうち福祉的支援が必要な者を積極的に受け入れるよう努める。

## 住民参加型たすけあい活動部会

### 【住民参加型たすけあい活動部会とは】

住民参加型たすけあい活動部会は、非営利有償家事援助サービスをはじめとする「住民参加型たすけあい活動」を実施する非営利団体 54 団体により構成される。「住民参加型たすけあい活動」団体とは、主に家事援助サービス、介護サービス等の活動を地域住民の参加を基本に、サービスの利用者、提供者がともに団体の会員となり、非営利、有償制にて実施している団体を指す。運営主体は多様で、住民互助型、社協運営型、生活協同組合型等がある。

地域での助け合い精神のもと、きめ細かなサービス、活動を展開する会員団体が、地域に密着した福祉の充実に向けた情報交換や連絡調整、調査研究、知識や質の向上のための研修会等を行い、地域のセーフティネットの構築に努めることを目的としている。

平成 29 年度より、これまでの「在宅福祉サービス部会」から「住民参加型たすけあい活動部会」に部会名称を変更している。

### 【提言項目 1】

住民参加による循環型地域生活支援（移送サービス、家事援助、食事サービス、コミュニティカフェ等）活動に対して、行政の支援を充実させることが必要である。

### 【現状と課題】

- 平成 27 年 12 月に本部会（当時の部会名称は「在宅福祉サービス部会」）において実施した都内自治体に対するアンケート調査の結果によると、介護保険制度改正に伴う課題として、住民参加型の助け合い活動や在宅福祉サービスを実施する団体への新規支援・連携に際し、過半数の市区町村より「補助及び委託費用の設定（基準の設定）が難しいこと」「既存の活動を本事業の対象とするかの見極めが難しいこと」との回答があった。

各市区町村がバックアップをしながら各団体の継続的な事業展開を可能にしていき、地域包括ケアシステム構築のなかで、高齢・児童・障害等の分野を越え「まちづくり」の一環として在宅福祉サービス事業を生み出し保証できるモデルが必要であると考えられる。住民参加型在宅福祉サービス実施団体は、地域住民ならではの柔軟な発想と行動力で、高齢者や障害者、子ども等、社会的支援を必要とする人を始め、すべての人が暮らしやすい社会を目指して先駆的、開拓的に活動を行うと共に、住民が福祉に主体的にかかわりを持ち、地域福祉の担い手となれるよう人材の発掘及び育成機能（コーディネーター）の役割を担ってきた。

- 社会保障の議論が進む中で、住民参加型の助け合い活動や在宅福祉サービスを実施する団体を支援育成することは「自助・互助・共助・公助」のしくみを進めるためにも重要となる。住民参加による循環型地域生活支援（移送サービス、家事援助、食事サービス、コミュニティカフェ等）活動に対して、支援を充実されたい。

**【提言内容】**

東京都に望まれる取組みとして、以下を提言する。

- (1) 東京都は、各自治体が住民参加型在宅福祉サービス団体への支援や連携を促進させるために補助・助成支援の共通指針を提示すること。
- (2) また、自治体区市町村が協議体を形成設置する際には市民住民参加による生活支援サービス提供団体が協議体の構成員として、またコーディネーターとして活動できるように自治体区市町村に対して都はイニシアティブを取ること。
- (3) インフォーマルな取組みを地域包括ケアのなかの資源としていくためには、拠点が不可欠である。学校の空き教室（余裕教室）、空き屋、地域集会所など既存のコミュニティ施設、UR等の集合住宅、公有地等を活用し、市民の生活圏でありコミュニティの単位となりうる中学校区に最低1ヶ所ずつ、ホームヘルプ・サービス、ファミリーサポート、食事サービス、移送・移動サービス、通いの場、こども食堂等の地域福祉サービスが展開できるモデル拠点を整備することで、前期高齢者を中心に住民が担い手として参加できる機会を提供することに意義がある。公的な機能を中心とする地域包括支援センターだけでは、インフォーマルな取組みに関するきめ細かいネットワーク形成は容易ではない。そこで、上記の拠点にコーディネーターを配置し、個人や地域ニーズと各種のサービスとを結びつけ、地域福祉サービスの提供を通じた小さなネットワークを推進する体制を構築するべきである。
- (4) 現行の障害者総合支援法、地域生活支援事業においては、区市町村により様々な地域格差が認められるところである。東京都におかれては地域格差が起こらぬようガイドラインをお示し願いたい。
- (5) こうした市民住民による助け合い活動を社会的資源として公的に位置づけ、災害時における在宅の安否確認を行う緊急車両としての団体指定や、優先給油ができるように支援を行うこと。



資料



## 社会福祉法人東京都社会福祉協議会地域福祉推進委員会規程

(目的)

第1条 定款第2条(3)に基づく社会福祉の推進に関する提言を広く行うため、地域福祉推進委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(性格)

第2条 委員会は、定款第41条に基づき設置される委員会とする。

(事業)

第3条 委員会は、次の事業を行うものとする。

一 連絡協議会における調査研究、検討をふまえた制度施策及び福祉サービス事業者の取組みのあり方に関する提言の検討

二 行政や社会全般、福祉サービス事業者に向けた提言

三 全国における社会福祉制度・予算対策活動との連携

(委員)

第4条 委員会の委員は、次のうちから会長が委嘱するものとする。

一 業種別部会連絡協議会から推薦された者 25名以内

二 学識経験者、関係団体役職員等のうちから会長の推薦による者 若干名

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

3 委員に欠員を生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会は、必要に応じて臨時委員を委嘱することができる。

(役員)

第5条 委員会に、委員長および副委員長を置く。

2 正副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(連携)

第7条 委員会は、その目的を達成するため、総合企画委員会、連絡協議会との連携を行うものとする。

付則

1 この規程の制定とともに社会福祉法人東京都社会福祉協議会予算対策委員会規程は廃止する。

2 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

3 第4条第2項の規定にかかわらず、設置当初の任期を平成15年3月末までとする。

4 この改正規定は、次期以降の委員(平成19年4月1日から)の選任に関し適用する。

平成14年 3月28日 制 定

平成14年 5月30日 一部改正

平成18年10月31日 一部改正

平成24年10月26日 一部改正

平成28年10月27日 一部改正

# 東社協「地域福祉推進委員会」委員名簿

任期：平成29年4月1日～平成31年3月31日

	氏名	所属	備考	区分
1	○小野澤 勝 美	文京区社会福祉協議会	区市町村社協部会	業種別部会連絡協議会
2	○田 中 雅 英	特別養護老人ホーム博水の郷	東京都高齢者福祉施設協議会	
3	永 井 秀 樹	多摩済生病院	医療部会	
4	井 辺 浩	淀橋荘	更生福祉部会	
5	田 島 博 志	さつき荘	救護部会	
6	熊 田 栄 一	救世軍新生寮	婦人保護部会	
7	柳 瀬 達 夫	楽	身体障害者福祉部会	
8	橋 本 富 明	羽村まつの木保育園	保育部会	
9	黒 田 邦 夫	二葉むさしが丘学園	児童部会	
10	伊 丹 桂	母子生活支援施設ベタニヤホーム	母子福祉部会	
11	佐 藤 哲 朗	愛恵会乳児院	乳児部会	
12	三 階 広 明	町田通勤寮	知的発達障害部会	
13	宮 地 友 和	中央愛児園	障害児福祉部会	
14	西 川 正 和	東京保護観察協会 敬和園	更生保護部会	
15	平 野 覚 治	老人給食協力会ふきのとう	住民参加型たすけあい活動部会	
16	岡 林 秀 樹	損保ジャパン日本興亜福祉財団	民間助成団体部会	
17	石 渡 健太郎	東京光の家	社会福祉法人協議会	
18	齊 藤 恵 子	東京保健生活協同組合	介護保険居宅事業者連絡会	
19	丹 菊 敏 貴	精神障害者地域生活支援とうきょう会議	東京都精神保健福祉連絡会	
20	福 本 行 廣	東京都民生児童委員連合会	東京都民生児童委員連合会	
21	◎和 田 敏 明	ルーテル学院大学 教授		会長推薦
22	○諏 訪 徹	日本大学 教授		
23	吉 井 栄一郎	東京都老人クラブ連合会 常務理事・事務局長		
24	河 津 英 彦	子どもの虐待防止センター 理事		
25	佐々木 桃 子	東京都知的障害者育成会 理事長		
26	今 西 康 二	東京都セルフセンター 運営委員長		
27	○横 山 宏	東京都社会福祉協議会 副会長		

◎委員長、○副委員長

## 地域福祉推進委員会の「年度別の提言内容」一覧

◎高齢福祉 ○障害福祉 ●児童・女性福祉 □地域福祉・生活福祉

	2002（平成14）年度	2003（平成15）年度
提 言 内 容	<p style="text-align: center;">「提言2003」 15.5 提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 地域生活を支える福祉サービスのあり方               <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域におけるきめ細かな相談機能の確立</li> <li>②在宅生活を支えるショートステイ機能の強化</li> <li>③多様なグループホーム機能の推進と拡充</li> </ul> </li> <li>● 児童虐待、ドメスティック・バイオレンス等の家庭内における暴力を防止する支援機能のあり方</li> <li>□ 「利用者本位の経営改革」の推進と基盤整備のあり方</li> </ul>	<p style="text-align: center;">「提言2004」 16.6 提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 高齢者の地域生活を支援する地域ケアマネジメント機能の強化</li> <li>○ 障害をもつ人の地域生活を支える相談機能、情報提供活動の充実</li> <li>○ 障害をもつ人の地域生活への移行支援の推進</li> <li>● 次世代育成支援対策推進法を受けた子育て支援の推進</li> <li>□ 社会福祉法人の役割と機能の強化</li> </ul>
関 連 の 取 組 み	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ グループホーム白書</li> <li>◎ 支援費制度専門委員会の提言               <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害をもった人が安心して地域で暮らしていくために</li> <li>・学習会資料「支援費制度を知ろう」</li> </ul> </li> <li>● 子ども家庭の地域支援に関わる連絡会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者の地域生活を支える支援費制度の課題を考えるプロジェクト</li> <li>○ 地域生活移行に関する事例集</li> <li>● 子ども家庭の地域支援に関わる連絡会</li> <li>● 子ども家庭支援センター運営実態調査</li> <li>□ 社会福祉法人のあり方検討委員会</li> </ul>

2004（平成16）年度	2005（平成17）年度
<p style="text-align: center;">「提言2005」 17.7 提出</p> <p><b>第1部(全体提言)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 要支援・軽度の要介護者に必要な介護サービスに関する施策等の取り組み方策</li> <li>○ 障害のある人のライフステージを見据えた支援～縦のケアマネジメントの確立～</li> <li>● 暴力・虐待を受けた子ども、女性の地域生活を支援するための施設等による取り組み方策</li> <li>□ 相談活動の充実と寄せられたニーズの社会化に向けた提言</li> <li>◎ 要支援・軽度の要介護者に必要な介護等サービスに関する本人アンケート</li> <li>○ 身体障害、知的障害、精神障害の枠を超えた当事者と支援者から成る意見交換会</li> <li>● 子ども家庭福祉連絡会</li> <li>□ 都内民間相談団体実態調査</li> </ul>	<p style="text-align: center;">「提言2006」 18.6 提出</p> <p><b>第1部(全体提言)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 地域福祉権利擁護事業と地域福祉活動との連携に関する取り組み方策</li> <li>○ 障害のある人の多様な就労を実現するための支援</li> <li>● 区市町村における児童虐待対応および防止機能の充実に向けた支援方策</li> <li>○ 障害保健福祉連絡会</li> <li>○ 障害のある人の多様な就労支援活動に関する意見交換会</li> <li>● 養護児童・女性関連部会の情報交換会</li> <li>□ セルフヘルプグループ活動実態調査</li> </ul>
<p><b>第2部(部会・連絡会からの提言)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 介護保険制度の見直し(高齢)</li> <li>◎ 養護老人ホーム・軽費老人ホームの生活支援機能の充実(高齢)</li> <li>□ 施設入所の住所地特例(救護)</li> <li>□ ショートステイ事業の実施(救護)</li> <li>● 単身者・母子統合の支援ホーム(婦人保護)</li> <li>○ 身体障害者グループホーム充実(身体障害)</li> <li>○ 授産施設に職業指導員の設置(身体障害)</li> <li>● 児童養護施設と学校との連携と支援(児童)</li> <li>● グループホームの充実と支援困難児童に対する体制の確立(児童)</li> <li>● 母子生活支援施設の広域利用推進(母子)</li> <li>● 母子生活支援施設の役割等の検討(母子)</li> <li>● 被虐待児等に対する支援(乳児)</li> <li>● 乳児院退所後の家族全体への相談支援体制の充実(乳児)</li> </ul>	<p><b>第2部(部会・連絡会からの提言)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 社協への公的支援への充実(社協)</li> <li>□ 個人情報の適正な取扱い(社協)</li> <li>◎ 特養利用者のホテルコスト負担(高齢)</li> <li>◎ 高齢者施設における看取りケア(高齢)</li> <li>◎ 高齢者施設の介護における医行為(高齢)</li> <li>◎ 特養の施設機能を活かした取組(高齢)</li> <li>◎ 本人の意向を踏まえた介護予防の再検討(センター、居宅事業者連絡会)</li> <li>◎ 介護予防を進める総合相談窓口機能(センター)</li> <li>◎ 介護予防の幅広いメニュー(センター)</li> <li>◎ 必要なサービスが提供される仕組み(居宅事業者連絡会)</li> <li>● 子育て期の親の就労に対する配慮(保育)</li> <li>● 困難な問題を抱える児童への支援(児童)</li> <li>● 指導困難な児童に対する学校対応(児童)</li> <li>● 母子生活支援施設の広域利用の推進(母子)</li> <li>● 被虐待児に対する支援(乳児)</li> <li>○ 福祉施設におけるリスクマネジメント(身障)</li> <li>○ 地域生活移行と社会資源の充実(知的)</li> <li>○ 地域生活を支える取り組み(知的)</li> <li>○ トータルなライフステージへの支援(知的)</li> <li>□ ホームレスの地域移行への支援(医療)</li> <li>□ 救護施設退所に対する住宅支援(救護)</li> <li>□ 他法サービスとの併用(救護)</li> <li>□ 保護施設通所事業の要綱変更(救護)</li> <li>□ サービス推進費補助金交付要綱の変更(救護)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 性被害治療センターの立ち上げ(婦人保護)</li> <li>● ステップハウスの立ち上げ(婦人保護)</li> <li>○ 居住支援に関する公的な保証人制度(精神)</li> <li>○ 精神障害者サポートシステムの構築(精神)</li> </ul>
--	--

2006(平成18)年度	2007年度(平成19年度)
<b>「提言2007」</b> 19.6 提出	<b>「提言2008」</b> 20.6 提出
<b>第1部(委員会からの提言)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 社会福祉施設における人材確保と育成に関する提言</li> <li>□ 食の福祉的支援に関する提言</li> <li>○ 障害のある人の自立支援の推進に関する提言～障害者自立支援法への要望について～</li> </ul>	<b>第1部(委員会からの提言)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 社会福祉施設における人材確保と定着化に関する提言</li> <li>□ 判断能力が不十分な方の地域生活支援のあり方に関する提言</li> <li>○ 福祉、教育の連携による知的障害者の就業・生活支援に関する提言</li> </ul>
<b>第2部(部会・連絡会からの提言)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 養護老人ホームにおける介護保険料加算納付事務の改善・簡素化について(高齢)</li> <li>◎ 大都市部の特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の経営実態等に則した介護報酬の地域差の基準見直しについて(高齢)</li> <li>◎ 高齢者・利用者の期待に添った、生活重視の質の高いサービスを提供していくために、質の高いサービスを提供するための福祉人材の確保が必要なことについて(高齢)</li> <li>◎ 高齢期の多様な住まい方の一つとしてのケアハウスのあり方について(高齢)</li> <li>□ 更生施設についても救護施設と同様サテライト事業を認めること。(更生福祉)</li> <li>□ 通所・訪問事業における定員枠を増員すること。併せて現行の事業利用期間の延長を可能にすること。(更生福祉)</li> <li>□ 更生施設等から地域社会へ円滑な移行が出来るような仕組みを検討すること。例えば住宅確保時における火災保険料や保証料の一時扶助を支給したり、住宅扶助費の代理受領を検討すること。(更生福祉)</li> <li>□ 救護施設退所等に対する継続的な住宅支援に取り組むこと(救護)</li> <li>□ 他法による福祉サービスを利用しやすい方法の仕組みとすること(救護)</li> <li>□ 保護施設通所事業等の実態に見合う上乘せを行うこと(救護)</li> <li>□ サービス推進費補助金交付要綱の変更を行うこと(救護)</li> <li>● 「性被害者治療センター(仮称)」の立ち上げ(医療的ケアを含む)</li> <li>● 地域での自立生活(暮らしづくり)を支える「グループホーム」の立ち上げ</li> </ul>	<b>第2部(部会・連絡会からの提言)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 養護老人ホームに関すること(高齢)</li> <li>◎ 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)に関すること(高齢)</li> <li>◎ 軽費老人ホームに関すること(高齢)</li> <li>◎ 次期制度改定に向けたデイサービスの課題検討に基づく提言について(センター)</li> <li>◎ 地域包括支援センターを取り巻く現状について(センター)</li> <li>◎ ショートステイを取り巻く現状について(センター)</li> <li>◎ 訪問介護事業における人材が圧倒的に不足していることと、現行の報酬体系では人材を育成していくことが極めて困難であることについて(事業者連)</li> <li>◎ サービス提供責任者がヘルパー業務に忙殺され、本来業務である「サービス管理」「ヘルパー管理が充分に行えていないことについて(事業者連)</li> <li>◎ 介護保険制度における「予防給付・介護予防」のあり方の見直しについて(事業者連)</li> <li>◎ 事業廃止時における利用者へのサービス確保対策について(事業者連)</li> <li>□ 更生施設についても救護施設と同様にサテライト事業を認めること。(更生福祉)</li> <li>□ 更生施設で実施している保護施設通所事業の定員枠を増員すること。併せて現行の事業利用期間の延長を可能にすること。(更生福祉)</li> <li>□ 宿所提供施設についても更生施設と同様に保護施設通所事業を認めること。(更生福祉)</li> <li>□ 更生施設及び宿所提供施設の職員配置基準は、昭和56年以降変更されていない。実</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者及び施設を対象に実施する「障害者自立支援法に関するアンケート調査」結果に基づく提言と、制度の問題点や今後への課題に対する提言（身障）</li> <li>● 子育て期における親の就労に対する配慮を行うこと</li> <li>● 施設養護と里親養護の協働による社会的養護のさらなる充実を（児童）</li> <li>● 児童養護施設等におけるファミリーケアや家庭再統合の取り組みの強化にむけて（児童）</li> <li>● 母子生活支援施設の広域利用の促進について（母子）</li> <li>● ケアの個別化の推進に向けた職員体制の充実等について（乳児）</li> <li>○ 地域生活支援と就労支援を進めるためのトータルな環境の整備（知的）</li> <li>○ トータルなライフステージを見据えた支援の確立（知的）</li> <li>◎ デイサービスの支援効果に関する研究（センター）</li> <li>◎ 軽介護高齢者の生活課題の把握、対応策の検討に基づく提言（センター）</li> <li>□ 犯罪・非行前歴者の社会復帰の支援（特に就労支援）（更生保護）</li> <li>□ 犯罪被害者に対する支援（更生保護）</li> <li>□ 社会福祉法人による地域福祉活動の推進について（法人協）</li> <li>□ 指定管理者制度にて実施する社会福祉事業・サービスの質の確保、向上等について（法人協）</li> <li>◎ 制度移行に伴い、軽介護の高齢者がこれまで利用していたサービスをこれまでどおりに利用できなくなる事態が起こっていることについて（事業者連）</li> <li>◎ 要介護度や家族の状況等によって、利用できるサービス内容が一律に設定されたため、「個別の必要性・ニーズに応じたケア」を行いにくくなっていることについて（事業者連）</li> <li>◎ 予防給付・予防マネジメントの考え方が、高齢者の生活や意向と合っていない実態があることについて（事業者連）</li> <li>○ 障害者自立支援法における就労移行支援事業および就労継続支援事業を行う事業所が運営可能な施策の創設を行うこと（精神連）</li> <li>○ 精神障害者の特性に合った就労支援策を充実させること（精神連）</li> <li>○ 東京都精神障害者退院促進支援の制度施策充実と退院促進事業の具体的なヴィジョンを示すこと（精神連）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>態に即した見直しを求める。（更生福祉）</li> <li>□ 他法による福祉サービスを利用しやすい方法の仕組みとすること（救護）</li> <li>□ 保護施設通所事業等の実態に見合う上乘せを行うこと（救護）</li> <li>□ サービス推進費補助金交付要綱の変更を行うこと（救護）</li> <li>○ 障害者自立支援法における障害程度区分の判定に関する施設実態からの提言（身障）</li> <li>○ 障害者自立支援法に対する提言（知的）</li> <li>○ ライフステージにおけるトータルなコーディネート機能の確立（知的）</li> <li>○ 東京都独自の福祉の構築（知的）</li> <li>○ 精神障害者による当事者活動への支援体制を充実させること（精神連）</li> <li>○ 入院医療までに至らない精神科医療体制システムの拡充をすること（精神連）</li> <li>○ 公的保証人制度の拡充と、さらに利用しやすい制度にしていくための工夫をすること（精神連）</li> <li>○ 精神障害者の地域生活支援についての施策を早急に実現すること（精神連）</li> <li>● 精神疾患を抱える保護者を支援する保育所へ必要な体制を整備すること（保育）</li> <li>● 社会的養護を必要とする児童のさまざまな困難な問題を抱える児童支援策の充実に向けて（児童）</li> <li>● 区市町村における子育て支援に関する提言（児童）</li> <li>● 乳幼児及び保護者に対し適切な支援を行うために必要な職員体制の充実（乳児）</li> <li>● 緊急入所児や増加する病虚弱児・障害児等に対応できる医療体制の強化（乳児）</li> <li>● 母子生活支援施設の広域利用の促進について（母子）</li> <li>● 地域生活移行支援「ステップハウス」への人材確保（婦人）</li> <li>● DV被害者同伴児童のための保育等機能への費用負担（婦人）</li> <li>● 性被害者回復（治療）支援センターの設立（婦人）</li> <li>□ 社会福祉法人による地域福祉活動の推進に向けた基盤整備について（法人協）</li> <li>□ 都下の自治体、及び住民参加型在宅福祉サービス活動団体へのアンケート調査結果に基づく、住民参加型在宅福祉サービス活動支援の充実に関する提言（在宅）</li> </ul>
---	---

2008（平成20）年度	2009（平成21）年度
<p style="text-align: center;">「提言2009」 21.6 提出</p> <p><b>第1部（委員会からの提言）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 福祉人材確保の促進に関する提言</li> <li>□ 障害福祉サービスの利用困難・提供困難に関する提言</li> <li>□ 指定管理者制度の運用に関する提言</li> <li>□ 子どもの育ちを地域社会から支援するための提言</li> </ul>	<p style="text-align: center;">「提言2010」 22.6 提出</p> <p><b>第1部（委員会からの提言）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 福祉施設におけるキャリアパスおよび人材育成に関する提言</li> <li>□ 福祉職場における障害福祉雇用の推進に関する提言</li> <li>□ 性的虐待・性暴力被害者の支援に関する提言</li> <li>□ 介護保険制度のあり方と高齢者の居住問題に関する提言</li> </ul>
<p><b>第2部（部会・連絡会からの提言）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書に対する意見（社協）</li> <li>□ 地域福祉権利擁護事業（日常生活支援事業）の体制整備に関する要望（社協）</li> <li>◎ 養護老人ホームに関すること（高齢）</li> <li>◎ 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）に関すること（高齢）</li> <li>◎ 経費老人ホームに関すること（高齢）</li> <li>◎ デイサービスの課題検討に基づく提言について（センター）</li> <li>◎ 地域包括支援センターを取り巻く現状について（センター）</li> <li>◎ ショートステイを取り巻く現状について（センター）</li> <li>◎ 要介護認定等基準時間の方法の改正について（センター）</li> <li>◎ 大都市東京の安定したサービス提供に向けて（事業者連）</li> <li>◎ 利用者負担の増加への対応について（事業者連）</li> <li>◎ 客観性・公平性のある要介護認定に向けて（事業者連）</li> <li>◎ 要介護認定の見直しの影響把握、利用者への周知について（事業者連）</li> <li>□ 更生施設及び宿所提供施設の職員配置基準は、昭和56年以降変更されていない。実態に即した見直しを求める（更生福祉）</li> <li>□ 更生施設や宿所提供施設の利用者が円滑に地域生活移行できるように、また退所後も社会生活が継続できるようにするため、施設がきめ細かい機能を発揮できるよう強化されたい（更生福祉）</li> <li>□ 宿所提供施設についても更生施設と同様に保護施設通所事業を認めること（更生福祉）</li> <li>□ 更生施設で実施している保護施設通所事業の定員枠を増員することで、併せて現行の</li> </ul>	<p><b>第2部（部会・連絡会からの提言）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 養護老人ホームに関すること（高齢）</li> <li>◎ 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）に関すること（高齢）</li> <li>◎ 軽費老人ホームに関すること（高齢）</li> <li>◎ 介護従事者の人材確保・処遇改善に関すること（センター）</li> <li>◎ デイサービスに関すること（センター）</li> <li>◎ 地域包括支援センターに関すること（センター）</li> <li>◎ ショートステイに関すること（センター）</li> <li>◎ 利用者のサービス抑制を防ぐために区分支給限度額を引き上げること（事業者連）</li> <li>◎ 介護報酬単価を引き上げること（事業者連）</li> <li>◎ 実態に見合った地域区分・人件費割合の見直しをすること（事業者連）</li> <li>◎ 介護福祉士受験資格を現状の実務経験3年以上の受験資格とすること（事業者連）</li> <li>○ 障害者地域生活支援にかかる施設機能と役割（身障）</li> <li>○ 障害者権利条約批准にむけての取り組み（知的）</li> <li>○ 安定した人材確保への取り組み（知的）</li> <li>○ 東京都におけるあるべき居住支援への提言（知的）</li> <li>○ 精神障がい者などを抱えた家族への支援を、早急に制度的に位置付けること（精神連）</li> <li>● 精神疾患を抱える保護者を支援する保育所へ必要な体制を整備すること（保育）</li> <li>● 東京の社会的養護関連の今後の計画策定に関する東京都への政策提言（児童）</li> <li>● 養育家庭制度推進のための提言（児童）</li> <li>● 乳幼児及び保護者に対し適切な支援を行うために必要な職員体制の充実（乳児）</li> <li>● 緊急入所児や増加する病虚弱児・障害児等</li> </ul>

<p>事業利用期間の延長を可能にすること (更生福祉)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 更生施設についても救護施設と同様にサテライト事業を認めること (更生福祉)</li> <li>□ 他法による福祉サービスを利用しやすい方法の仕組みとすること (救護)</li> <li>□ 保護施設通所事業等の実態に見合う上乘せを行うこと (救護)</li> <li>○ 障害者自立支援法に対する提言 (知的)</li> <li>○ 各ライフステージにおけるトータルなコーディネート機能の確立 (知的)</li> <li>○ 東京都独自の福祉の構築 (知的)</li> <li>○ 精神書障害者による当事者活動への支援体制を充実させること (精神連)</li> <li>○ 入院医療までに至らない精神科医療体制システムの拡充をすること (精神連)</li> <li>○ 公的保証人制度の充実と、さらに利用しやすい制度にしていくための工夫をすること (精神連)</li> <li>○ 精神障害者の地域生活支援についての施策を早急に実現すること (精神連)</li> <li>● 精神疾患を抱える保護者を支援する保育所へ必要な体制を整備すること (保育)</li> <li>● 東京における新たな社会的養護システムの構築をめざして (児童)</li> <li>● 児童福祉法改正にともなう、東京の被措置児童虐待防止と権利擁護システムの構築に関する提言 (児童)</li> <li>● 乳幼児及び保護者に対し適切な支援を行うために必要な職員体制の充実 (乳児)</li> <li>● 緊急入所児や増加する病虚弱児・障害児等に対応できる医療体制の強化 (乳児)</li> <li>● 暴力被害・外国籍・精神的課題等抱える母子への多様な支援を充実させること (母子)</li> <li>● 急速にすすむ暫定定員問題への対応について (母子)</li> <li>● 地域生活移行支援「ステップハウス」の人材確保・維持管理費の補助。有料にて支援員を確保 (婦人)</li> <li>● サービス推進費〈努力実績加算〉についての改善 (婦人)</li> <li>● 性被害者支援センターの設立(婦人)</li> </ul>	<p>に対応できる医療体制の強化 (乳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 暴力被害・外国籍・精神的課題等抱える母子への多様な支援を充実させること (母子)</li> <li>● 急速にすすむ暫定定員問題への対応について (母子)</li> <li>● 地域生活移行に関わるステップハウスの機能整備について (婦人)</li> <li>● 同伴児に対する支援の充実 (婦人)</li> <li>● 「性暴力被害者回復支援センター」の設立 (婦人)</li> <li>□ 更生施設及び宿所提供施設の職員配置基準は、昭和56年以降変更されていない。実体に即した見直しを求める (更生)</li> <li>□ 更生施設や宿所提供施設の利用者に対しても、介護保険事業を適用すること。(更生)</li> <li>□ 更生施設で実施している保護施設通所事業の定員枠を増員すること。併せて現行の事業利用期間の延長を可能にすること(更生)</li> <li>□ 更生施設についても救護施設と同様にサテライト事業を認めること (更生)</li> <li>□ 他法を含めた福祉サービスを利用しやすい方法とすること (救護)</li> <li>□ 精神保健福祉士の加配を行う (救護)</li> </ul>
--	---

2010年度（平成22年度）	2011年度（平成23年度）
<p style="text-align: center;">「提言2011」 23.6 提出</p> <p><b>第1部（委員会からの提言）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 東日本大震災に関する緊急提言</li> <li>□ 退院後、行き場をみつけづらい高齢者への支援の構築</li> <li>□ 保育所待機児問題対策について</li> <li>□ 社会福祉法人次世代リーダー役職員の育成支援に関する提言</li> <li>□ 区市町村社協における地域福祉コーディネーターの必要性和養成に関する提言</li> </ul>	<p style="text-align: center;">「提言2012」 24.6 提出</p> <p><b>第1部（委員会からの提言）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 災害時における社会福祉施設の役割について</li> <li>□ 老朽化した社会福祉施設の建て替え問題に関する提言</li> <li>□ 保育所待機児問題の対応における分園の設置促進について</li> <li>□ 社会的養護を離れた若者への支援について</li> <li>□ 福祉職場における障害者の職場体験・インターンシップの促進について</li> </ul>
<p><b>第2部（部会・連絡会からの提言）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 東京の実態に見合った地域係数・地域区分の見直しをすること（高齢）</li> <li>◎ 介護職員処遇改善交付金の支給範囲を見直し賃金・物価水準を反映させること（高齢）</li> <li>◎ 生活上の問題を抱えた低所得者等が利用できるような制度および社会福祉法人ならではの機能と役割が活かせる福祉的支援のあり方について検討すること（高齢）</li> <li>◎ 施設サービスの人員配置基準について東京の実態に合わせ見直しをすること（高齢）</li> <li>◎ 介護福祉士資格要件となる「実務者研修」を柔軟に運用すること（高齢）</li> <li>◎ 東京都における養護老人ホームの役割やあり方について検討する機会を設けること（高齢）</li> <li>◎ 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームの建て替えについて、それぞれの施設特性が活かせる実現性の高い推進策を検討すること（高齢）</li> <li>◎ 民間社会福祉施設サービス推進費補助の見直しをすること（高齢）</li> <li>◎ 国の基準省令による経過的軽費老人ホーム（A型・B型）の軽費老人ホーム（ケアハウス）への移行に対し十分な配慮を設けること</li> <li>◎ 介護従事者の人材確保・処遇改善に関すること（センター）</li> <li>◎ デイサービスに関すること（センター）</li> <li>◎ 地域包括支援センターに関すること（センター）</li> <li>◎ ショートステイに関すること（センター）</li> <li>◎ 利用者や家族の状況に合わせ、適切なケアマネジメントに基づいた臨機応変、柔軟な運用を認めること（事業者連）</li> <li>◎ 経済的負担が大きいことに対する不安がサ</li> </ul>	<p><b>第2部（部会・連絡会からの提言）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 特別養護老人ホーム等高齢者福祉施設の“総合力”を活用すること（高齢）</li> <li>◎ 東京の実態に見合った地域係数・地域区分の見直しをすること（高齢）</li> <li>◎ 介護職員処遇改善加算の支給範囲を見直すこと（高齢）</li> <li>◎ 施設サービスの人員配置基準について実体に合わせた見直しと、人員配置を担保する報酬について見直しをすること（高齢）</li> <li>◎ 民間社会福祉施設サービス推進費補助の見直しをすること（高齢）</li> <li>◎ 国の基準省令による経過的軽費老人ホーム（A型・B型）の軽費老人ホーム（ケアハウス）への移行に対し十分な配慮を設けること（高齢）</li> <li>◎ 東京の実態に見合った地域係数・地域区分の見直しをすること（センター）</li> <li>◎ 介護予防・日常生活支援総合事業について（センター）</li> <li>◎ 地域包括支援センターの機能強化について（センター）</li> <li>◎ 通所介護における安定した雇用について（センター）</li> <li>◎ 通所介護の送迎サービスについて（センター）</li> <li>◎ ショートステイ（短期入所生活介護）の拡充について（センター）</li> <li>◎ 在宅サービスの区分支給限度額を引き上げること（事業者連）</li> <li>◎ 訪問介護の生活援助は、水準を下げずに制度上維持すること（事業者連）</li> <li>◎ 実態に見合った地域係数・地域区分の見直しをすること（事業者連）</li> <li>◎ 東京都における障害者のあるべき居住支援について（知的）</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ サービス利用抑制に繋がらないようにすること（事業者連）</li> <li>◎ 実態に見合った地域係数・地域区分の見直しをすること（事業者連）</li> <li>◎ 介護職員処遇改善交付金の支給範囲を見直すこと</li> <li>◎ 介護福祉士資格要件となる「実務者研修」を柔軟に運用すること（事業者連）</li> <li>○ 東京都におけるあるべき居住支援について（知的）</li> <li>○ 安定した人材確保への取り組み（知的）</li> <li>○ 学校・地域・職場において心の病についての知識が周知され、心の健康を支えるサービスを早急に制度的に位置づけるようにすること（精神連）</li> <li>● 精神疾患を抱える保護者を支援する保育所へ必要な体制を整備すること（保育）</li> <li>● 被虐待児や発達障害児などへの治療的ケア体制の充実・強化（児童）</li> <li>● 被措置児童の社会的自立を見据えた支援の充実（児童）</li> <li>● 社会的養護を担う人材の育成（児童）</li> <li>● 乳幼児及び保護者に対し適切な支援を行うために必要な職員体制の充実（乳児）</li> <li>● 緊急入所児や増加する病虚弱児・障害児等に対応できる医療体制の強化（乳児）</li> <li>● 広域利用の推進に向けて～施設空室状況把握システム構築への取り組み（母子）</li> <li>● 暴力被害・外国籍・精神的課題等抱える母子への多様な支援の充実に向けて（母子）</li> <li>● 急速にすすむ暫定定員問題への対応について（母子）</li> <li>● 地域生活移行に関わる「ステップハウス」の機能整備について（婦人）</li> <li>● サービス推進費＜努力実績加算＞についての改善（婦人）</li> <li>● 同伴児童に対する支援の充実（婦人）</li> <li>● 「性暴力被害者回復支援センター」の設立（婦人）</li> <li>□ 更生施設及び宿所提供施設の職員配置基準は、昭和56年以降変更されていない。実体に即した見直しを求める（更生）</li> <li>□ 更生施設や宿所提供施設の要介護利用者に対しても、介護保険を適用すること。（更生）</li> <li>□ 更生施設で実施している保護施設通所事業の定員枠を増員すること。（更生）</li> <li>□ 更生施設についても救護施設と同様にサテライト事業を認めること（更生）</li> <li>□ 他法を含めた福祉サービスを利用しやすい方法とすること（救護）</li> <li>□ 精神保健福祉士加算配置に伴う障害者等入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災における都外施設の復興支援について（知的）</li> <li>○ 学校・地域・職場において心の病についての知識が周知され、心の健康を支えるサービスを早急に制度的に位置づけるようにすること（精神連）</li> <li>● 保育園における食物アレルギーへの対応について必要な体制を整備すること（保育）</li> <li>● 被虐待児や発達障害児などへの治療的ケア体制の充実・強化（児童）</li> <li>● 被措置児童の社会的自立を見据えた支援の充実（児童）</li> <li>● 社会的養護を担う人材の育成（児童）</li> <li>● 乳幼児及び保護者に対し適切な支援を行うために必要な職員体制の充実（乳児）</li> <li>● 緊急入所児や増加する病虚弱児、障害児等に対応できる医療体制の強化（乳児）</li> <li>● 広域利用の推進に向けて～施設空室状況把握システム構築への取り組み（母子）</li> <li>● 地域協働の促進に向けて～地域の母子に対する支援も含めた母子生活支援施設の機能強化～（母子）</li> <li>● 地域生活移行に関わるステップハウスの機能整備について（婦人）</li> <li>● サービス推進費＜努力実績加算＞についての改善（婦人）</li> <li>● 同伴児童に対する支援の充実（婦人）</li> <li>● 「性暴力被害者回復支援センター」の設立（婦人）</li> <li>□ 更生施設及び宿所提供施設の職員配置基準は、昭和56年以降変更されていない。実体に即した見直しを求める。（更生）</li> <li>□ 更生施設で実施している保護施設通所事業の定員枠を増員すること。（更生）</li> <li>□ 更生施設が改築や改修を行うために一旦事業を休止する場合でも、新たに事業を再開するまでの間、通所訪問事業の利用者については、引き続き同一施設の利用対象者として利用できるようにすること（更生）</li> <li>□ 他法を含めた福祉サービスを利用しやすい方法とすること。（救護）</li> <li>□ 精神保健福祉士加算配置数の障害者入所率の緩和を図ること。（救護）</li> <li>□ 東京都地域定着支援センター、東京都、区市町村福祉関係所管課等との連携の強化（更生保護）</li> <li>□ 災害時における、要支援者に対する配慮と支援体制整備について（在宅）</li> </ul>
--	---

2012年度（平成24年度）

「提言2013」

25.6 提出

第1部（委員会からの提言）

- 災害発生時の福祉施設における要援護者支援の構築
- 住み慣れた地域で住み続けられるための施設設備の充実
- 児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止に関する提言
- 退院後、行き場を見つげづらい高齢者への退院支援について
- 認可保育所と認証保育所等の交流・関係の促進について

第2部（部会・連絡会からの提言）

- ◎ 特別養護老人ホーム等高齢者福祉施設の“総合力”を活用すること（高齢）
- ◎ 東京の実態に見合った地域係数・地域区分の見直しをすること（高齢）
- ◎ 介護職員処遇改善加算の支給範囲を見直すこと（高齢）
- ◎ 施設サービスの人員配置基準について実体に合わせた見直しと、人員配置を担保する報酬について見直しをすること（高齢）
- ◎ 民間社会福祉施設サービス推進費補助の見直しをすること（高齢）
- ◎ 国の基準省令による経過的軽費老人ホーム（A型・B型）の軽費老人ホーム（ケアハウス）への移行に対し十分な配慮を設けること（高齢）
- ◎ 東京の実態に見合った地域係数・地域区分の見直しをすること（センター）
- ◎ 介護予防・日常生活支援総合事業について（センター）
- ◎ 地域包括支援センターの機能強化について（センター）
- ◎ 通所介護における職員の安定した雇用について（センター）
- ◎ 通所介護の送迎サービスについて（センター）
- ◎ ショートステイ（短期入所生活介護）の拡充について（センター）
- ◎ 在宅サービスの区分支給限度額を引き上げること（事業者連）
- ◎ 「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、各サービスの正しい理解を広めること（事業者連）
- ◎ 大都市特有の人材確保・定着の難しさを解消すること（事業者連）
- サービス推進費の見直しについて（身体）
- 施設利用者の障害重度化に伴う医療的ケア等支援体制の再構築について（身体）
- 障害者地域移行における多様性の承認と支援の拡充を目指して（身体）
- 施設から地域への移行及び相談支援事業について（身体）
- 住み慣れた地域で住み続けられるための施設等整備の充実（知的）
- 居住支援協議会による住宅確保要配慮者などの居住の安定化（精神連）
- 心の病についての知識を市民に周知すること。心の病になっても学業等が継続できるよう、心の健康を支えるサービスを制度として位置づけること。（精神連）
- 保育園における食物アレルギーへの対応について必要な体制を整備すること（保育）
- 児童養護施設に関わる児童福祉施設最低基準の充実（児童）
- 生活単位の小規模化と機能の高度化を担える人材の育成の基盤整備（児童）
- 乳幼児及び保護者に対し適切な支援を行うために必要な職員体制の充実（乳児）
- 緊急入所児や増加する病虚弱児、障害児等に対応できる医療体制の強化と予防接種費用の加算（乳児）
- 広域利用の推進に向けて―「施設状況把握システム」の活用への取り組み―（母子）
- 地域協働の促進に向けて  
―地域の母子に対する支援も含めた母子生活支援施設の機能強化―（母子）
- 最低基準改正をめぐる動向―児童福祉施設の設備及び運営に関する基準―（母子）
- 地域生活移行に関わるステップハウスの機能整備について（婦人）
- サービス推進費＜努力実績加算＞についての改善（婦人）

- 同伴児童に対する支援の充実（婦人）
- 「性暴力被害者回復支援センター」の設立（婦人）
- 更生施設及び宿所提供施設の職員配置基準は、昭和56年以降変更されていない。実体に即した見直しを求める（更生）
- 更生施設で実施している保護施設通所事業の定員枠を増員すること（更生）
- 更生施設についても救護施設と同様に居宅生活訓練事業を適用すること（更生）
- 他法を含めた福祉サービスを利用しやすい方法とすること。（救護）
- 精神保健福祉士加算配置数の障害者入所率の緩和を図ること。（救護）
- 東京都地域定着支援センター、東京都、区市町村福祉関係所管課等との連携の強化（更生保護）

## 2013（平成25）年度

「提言2014」 26.6 提出

### 第1部（委員会からの提言）

- 子ども・子育て支援新制度「利用者支援事業」の実施に向けて
- 暴力・虐待を未然に防ぐ地域社会の構築に向けて
- 都市部の高齢化対策を推進するために
- 障害者の地域生活支援に関する提言
- 生活困窮者自立支援法の施行に向けた提言

### 第2部（部会・連絡会からの提言）

- ◎ 地域包括ケアの構築には高齢者福祉施設のもつ総合力を活用すること（高齢）
- ◎ 東京の実態に見合った地域係数及び地域区分の見直しを図ること（高齢）
- ◎ 介護職員処遇改善加算の支給範囲を見直すこと（高齢）
- ◎ 施設サービスの人員配置基準について実体に合わせた見直しと、人員配置を担保する報酬について見直しをすること（高齢）
- ◎ 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助について、養護老人ホーム・軽費老人ホームの実態に応じた見直しを図ること（高齢）
- ◎ 国の基準省令による経過的軽費老人ホーム（A型・B型）の軽費老人ホーム（ケアハウス）への移行に対し十分な配慮を設けること（高齢）
- ◎ 介護予防・日常生活支援総合事業について、必要なサービスが十分提供されないといった事態が発生しないようにすること（高齢）
- ◎ 地域包括支援センターの機能強化を図るために必要な措置を講じること（高齢）
- ◎ 通所介護における職員の安定した雇用について（高齢）
- ◎ 通所介護の送迎サービスについて（高齢）
- ◎ 要介護度、医療依存度の高い高齢者が在宅で暮らせる体制を整えること（事業者連）
- ◎ 地域包括ケア推進に向けて、地域の多様なサービスの選択肢を整備すること（事業者連）
- ◎ 利用者にとって必要なサービスが抑制されないよう検証を行うこと（事業者連）
- ◎ 居宅サービスの区分支給限度額を適切に引き上げること（事業者連）
- ◎ 大都市特有の人材確保・定着の難しさを解消すること（事業者連）
- 相談事業の単価の在り方について見直す必要あり（身体）
- 施設利用者の障害重度化に伴う医療的ケア等支援体制の再構築について（身体）
- 障害者地域移行における多様性の承認と支援の充実を目指して（身体）
- 施設から地域への移行、補助金の充実について（身体）
- 福祉人材の育成と確保（知的）
- 特別支援学校の卒業生の増大に対応した日中活動の受け皿の不足（知的）
- 相談事業所の設置促進とサービス利用計画への取り組み（知的）
- 東京都保健医療計画での精神疾患に対する施策の推進（精神連）
- 計画相談支援事業の充実（精神連）
- 都営住宅の建て替え等での福祉施設等と一体となった整備の推進（精神連）

- 精神科医療費助成の拡充（精神連）
- 新・幼保連携型認定こども園に移行する際、既存の認可保育園からの移行特例は、平成27年3月31日現在の認可保育所が希望する場合には、すべての園が移行できるよう、特段のご配慮をお願いいたします。また、それがかなわぬ場合でも、平成27年4月1日以降、当面の間（概ね10年程度）猶予期間を置き、それを移行基準の整備期間とし、その間は認可保育園が新・幼保連携型認定こども園として運営することができますよう、特段のご配慮をお願いいたします。（保育）
- 平成27年3月31日現在、運営している認可保育園が、新・幼保連携型認定こども園に移行のために園庭を確保する場合、以下の項目について特段の援助をいただきますようお願いいたします。
  - ① 隣地等を購入する場合の利子補給
  - ② 園庭を10年以上借り上げる場合等の借地料の補助
  - ③ 所有地の活用
  - ④ 園庭確保のために改築する場合の補助
  - ⑤ その他、園庭確保に係る経済的・制度的援助（保育）
- 児童養護施設の小規模化及び地域分散化の促進について（児童）
- 小規模化及び機能の高度化を担える人材の確保対策について（児童）
- 一時保護委託の増加への対応について（児童）
- 乳幼児及び保護者に対し適切な支援を行うために必要な職員体制の充実（乳児）
- 緊急入所児や増加する病虚弱児、障害児等に対応できる医療体制の強化と予防接種費用の加算（乳児）
- 広域利用の促進に向けて－「施設状況把握システム」の活用への取り組み－（母子）
- 地域協働の促進に向けて
  - －地域の母子に対する支援も含めた母子生活支援施設の機能強化－（母子）
- 最低基準改正をめぐる動向－児童福祉施設の設備及び運営に関する基準－（母子）
- 地域生活移行に関わるステップハウスの機能整備について（婦人）
- サービス推進費＜努力実績加算＞についての改善（婦人）
- 同伴児童に対する支援の充実（婦人）
- 「性暴力被害者回復支援センター」の設立（婦人）
- 居所を失った若年女性に対する支援の充実（婦人）
- 更生施設及び宿所提供施設の職員配置基準は、昭和56年以降変更されていない。実態に即した見直しを求める（更生）
- 更生施設で実施している保護施設通所事業の定員枠を増員すること（更生）
- 更生施設についても救護施設と同様に居宅生活訓練事業を適用すること（更生）
- 入所保護基準額は、消費税の増税を見込み改訂を行うこと。又電気料金の値上げに見合った所要の措置を講じること（更生）
- 保護施設等における措置費及び最低基準に係る弾力的運用の促進（救護）
- 他法を含めた福祉サービスを利用しやすい方法とすること（救護）
- 精神保健福祉士加算配置数の障害者入所率の引き下げを図ること（救護）
- 東京都地域定着支援センター、東京都、区市町村福祉関係所管課等との連携の強化（更生保護）
- 住民参加型在宅福祉サービス活動の支援の充実（在宅）

## 2014（平成26）年度

「提言2015」 27.6 提出

## 第1部（委員会からの提言）

- 就学前から学齢期へ切れ目のない子ども・子育て支援の構築
- 障害者グループホームにおける利用者支援の充実に向けた体制整備について
- 地域包括ケアの実現と地域福祉コーディネーターの配置促進について

## 第2部（部会・連絡会からの提言）

- ◎ 地域包括ケアの構築には高齢者福祉施設のもつ総合力を活用すること（高齢）

- ◎ 東京の実態に見合った地域係数及び地域区分の見直しを図ること（高齢）
- ◎ 介護職員処遇改善加算の支給範囲を見直すこと（高齢）
- ◎ 施設サービスの人員配置基準について実体に合わせた見直しと、人員配置を担保する報酬について見直しをすること（高齢）
- ◎ 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助について、養護老人ホーム・軽費老人ホームの実態に応じた見直しを図ること（高齢）
- ◎ 国の基準省令による経過的軽費老人ホーム（A型・B型）の軽費老人ホーム（ケアハウス）への移行に対し十分な配慮を設けること（高齢）
- ◎ 介護予防・日常生活支援総合事業について、必要なサービスが十分提供されないといった事態が発生しないようにすること（高齢）
- ◎ 地域包括支援センターの機能強化を図るために必要な措置を講じること（高齢）
- ◎ 通所介護における職員の安定した雇用について（高齢）
- ◎ 通所介護の送迎サービスについて（高齢）
- ◎ 大都市特有の人材確保・定着の難しさを解消すること（事業者連）
- ◎ 地域包括ケア推進に向けて、地域の多様なサービスの選択肢を整備すること（事業者連）
- ◎ 利用者にとって必要なサービスが抑制されないよう検証を行うこと（事業者連）
- ◎ 要介護度、医療依存度の高い高齢者が在宅で暮らせる体制を整えること（事業者連）
- ◎ 地域包括ケアを効果的に進めるため、地域包括支援センターの体制の整備を行うこと（事業者連）
- 職員がやりがいを持って安心して働き続けられる所得の保障とそれを可能にする報酬システムが必要（身体）
- 相談支援事業の抜本的な再検討と、特定相談支援全般に要する費用を算定した上での給付費の増額が必要（身体）
- 福祉サービス利用者の高齢化と重度化に伴い、身体障害者を対象としたグループホームの充実が必要です（身体）
- 安定した人材確保への取り組み（知的）
- 民間社会福祉施設サービス推進費補助への対応（知的）
- 東京都における居住支援の実態とあるべき姿の検証・提言（知的）
- 障害者権利条約批准後の施策推移の検証と会員施設への情報提供（知的）
- 計画相談支援事業の充実（精神連）
- 居住支援協議会の取り組みによる居住施策の充実（精神連）
- 精神科病院からの地域移行、地域定着の促進（精神連）
- 手当等の障害間格差の是正（精神連）
- 都の区市町村に対する子育て支援事業補助金の増額（保育）
- 保育園舎の建築単価の高騰についての援助（保育）
- 保育所の定員割れへ対策について（保育）
- 専門的支援の充実を推進する体制の確立（児童）
- 親支援や関係者との連携をより充実するための体制強化（児童）
- 自立援助ホームの機能強化を（児童）
- 児童養護施設の小規模化及び地域分散化の促進について（児童）
- 乳幼児及び保護者に対し適切な支援を行うために必要な職員体制の充実（乳児）
- 緊急入所児や増加する病虚弱児、障害児等に対応できる医療体制の強化と予防接種費用の加算および入所年齢超過になってしまいがちな児童に対する適切な支援施設の確保（乳児）
- 地域協働の促進に向けてー地域の母子に対する支援も含めた母子生活支援施設の機能強化ー（母子）
- 母子生活支援施設の積極的な活用ー職員配置の充実と支援機能の強化ー（母子）
- 広域利用の促進に向けて（母子）
- 「性暴力被害者回復支援センター」の設立（婦人）
- 地域生活移行に関わるステップハウスの機能整備について（婦人）
- 同伴児童に対する支援の充実（婦人）
- 居所を失った若年女性に対する支援の充実（婦人）
- サービス推進費<努力実績加算>についての改善（婦人）
- 更生施設及び宿所提供施設の職員配置基準は、昭和56年以降変更されていない。実態に即した

- 見直しを行うこと（更生）
- 更生施設で実施している保護施設通所事業の定員枠を増員すること（更生）
- 更生施設についても救護施設と同様に居宅訓練事業を適用すること（更生）
- 入所保護基準額は、電気料金の値上げに見合った所要の措置を講じること（更生）
- 救護施設から地域移行・他法施設への措置変更等による循環型セーフティネット施設としての機能推進を図るために（救護）
- 救護施設が地域貢献事業(地域公益事業)を行う場合の、措置費の弾力的運用の要件緩和について（救護）
- 住民参加型在宅福祉サービス活動の支援の充実（在宅）

## 2015（平成27）年度

「提言2016」 28.6 提出

### 第1部（委員会からの提言）

- 質と量の好循環をめざした福祉人材の確保・定着・育成の促進
- 社会福祉法人の連携による地域公益活動の推進に関する提言

### 第2部（部会・連絡会からの提言）

- ◎ 地域包括ケアの構築には高齢者福祉施設のもつ総合力を活用すること（高齢）
- ◎ 東京の実態に見合った地域係数及び地域区分の見直しを図ること（高齢）
- ◎ 介護職員処遇改善加算の支給範囲を見直すこと（高齢）
- ◎ 施設サービスの人員配置基準について実体に合わせた見直しと、人員配置を担保する報酬について見直しをすること（高齢）
- ◎ 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助について、養護老人ホーム・軽費老人ホームの実態に応じた見直しを図ること（高齢）
- ◎ 国の基準省令による経過的軽費老人ホーム（A型・B型）の軽費老人ホーム（ケアハウス）への移行に対し十分な配慮を設けること（高齢）
- ◎ 介護予防・日常生活支援総合事業について、必要なサービスが十分提供されないといった事態が発生しないようにすること（高齢）
- ◎ 地域包括支援センターの機能強化を図るために必要な措置を講じること（高齢）
- ◎ 介護福祉人材の育成・継続・確保について（事業者連）
- ◎ 軽度者の生活への影響について（事業者連）
- ◎ 国の一億総活躍プランである『介護離職ゼロ』を実現するために（事業者連）
- ◎ 地域医療介護総合確保基金の配分について（介護分野）（事業者連）
- ◎ 災害時の連携について、居宅サービス事業者も含めた対応の検討を進めること（事業者連）
- 重度・高齢化に対応できる地域福祉を推進するために、身体障害者並びに最重度障害者を対象としたグループホームの充実（身体）
- 安定した人材確保の取り組みへの課題（知的）
- 強度行動障害を取り巻く課題（知的）
- 民間社会福祉施設サービス推進費の課題（知的）
- 児童入所施設利用者の地域移行の課題（知的）
- 障害者差別解消法における都の窓口の設置と機能の充実（精神連）
- 医療保護入院での首長同意基準の明確化（精神連）
- 手当等の障害間格差の是正（精神連）
- 子どもの成長期には、のびのびと遊べる環境の確保が絶対に必要であることを、都民に対し啓発していただきたい。（保育）
- 特に新設保育園に対し、保育の質が担保できるよう支援をお願いしたい。（保育）
- 定員割れ保育所への経済的援助をお願いしたい。（保育）
- 保育園舎の建設等、施設整備費の急激な高騰に見合う都補助金の増額をお願いしたい。（保育）
- 保育人材の確保に向けた、保育の魅力を伝える啓発事業等の更なる推進

- 児童養護施設が虐待対応及び里親支援で児童相談所を支援するシステムの整備（児童）
- 父母と暮らせない子どもを養育する親族に里親制度を周知して里親登録の促進を（児童）
- 自立支援のさらなる強化について（児童）
- 乳幼児及び保護者に対し適切な支援を行うために必要な職員体制の充実（乳児）
- 緊急入所児や増加する病虚弱児、障害児等に対応できる医療体制の強化と予防接種費用の加算及び入所年齢超過になってしまいがちな児童に対する適切な支援施設の確保（乳児）
- 地域公益活動の促進に向けて－地域の母子に対する支援も含めた母子生活支援施設の機能強化－（母子）
- 母子生活支援施設の積極的な活用－職員配置の充実と支援機能の強化－（母子）
- 広域利用の促進に向けて（母子）
- 「性暴力被害者回復支援センター」の設立（婦人）
- 地域生活移行に関わるステップハウスの機能整備について（婦人）
- 婦人保護施設に入所する子どもたちへの支援の充実（婦人）
- 「居所を失った若年女性に対する支援の充実」（婦人）
- 更生施設及び宿所提供施設の職員配置基準は、昭和56年以降変更されていない。実態に即した見直しを行うこと。（更生）
- 更生施設で実施している保護施設通所事業の定員枠を増員すること。（更生）
- 更生施設についても救護施設と同様に居宅訓練事業を適用すること。（更生）
- 入所保護基準額は、電気料金の値上げに見合った所要の措置を講じること。（更生）
- 救護施設から地域移行・他法施設への措置変更等による循環型セーフティネット施設としての機能推進を図るために（救護）
- 福祉人材の確保のために（救護）
- 刑務所出所者等に対する福祉的支援の拡充（更生保護）
- 「介護予防・日常生活支援総合事業」と「生活支援体制整備事業」において既存の住民参加型在宅福祉サービス団体と柔軟な支援・連携ネットワークを図るためのモデル指針が必要である。（在宅）
- 市民参加による生活支援を推進するための自治体を跨ぐ共有指針の策定。（在宅）



## 「地域福祉推進に関する提言 2017」

発行日 平成 29 年 6 月  
発 行 社会福祉法人東京都社会福祉協議会 地域福祉推進委員会  
〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸 1 - 1  
TEL 03-3268-7186  
FAX 03-3268-7222  
<http://www.tcsw.tvac.or.jp>  
部 数 4,300 部  
印 刷 株式会社 丸井工文社

**地域福祉推進に関する**

**提言 2017**